

ISSN:2188-1243

総合人間学 第 11 号第 1 部

Synthetic Anthropology Vol.11 Part 1

2017 年

目次

第1部

I 「学会10周年記念フォーラム」(第11回研究大会) 報告

「学会創立10周年記念フォーラム」のための ^{アポロギア} 弁明	穴見 慎一	2
ー今後の10年に向けて		
総合人間学と「中間理論」の方法論	上柿 崇英	15
ー総合人間学会「創立10周年記念フォーラム」をうけて		
総合人間学の方法論試論	長谷場 健	32
ー「人間の自律」をキーワードとして		
若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える	大倉 茂	42
ー問いの共有と総合人間学史の構築		

II 「第11回研究大会若手シンポジウム」報告

〈病〉から考える社会と人間	鈴木 朋子	50
セクシュアル・マイノリティに引かれる「境界線」	堀川 修平	55
山村における〈病〉に対する相互扶助	林田 朋幸	67
子どもの健康を測るとはどういうことか？	須藤 茉衣子	78

第1部あとがき

下地 秀樹	84
-------	----

I 「学会 10 周年記念フォーラム」（第 11 回研究大会）報告

The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum

「学会創立 10 周年記念フォーラム」のための弁明^{アポロギア}

— 今後の 10 年に向けて —

An Apologia for "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum": Aiming at Our Next 10 years' Action of Synthetic Anthropology

穴見 慎一

ANAMI, Shinichi

はじめに

総合人間学会（JASA: Japan Association of Synthetic Anthropology）では、2015 年度の「第 10 回大会記念フォーラム」に続き、2016 年度の第 11 回研究大会において「学会創立 10 周年記念フォーラム」を開催したが、前者がスムーズに準備・実行されたのに対し、後者の企画はかなりの難産であった。その理由の一つは、この 10 年間の試みにおいて、総合人間学における〈総合〉を真正面から問うことの難しさが関係者の間で身に沁みて理解されていたからである。「〈総合〉とは何か」を問うことは、本学会発足以来の焦眉の課題の一つであるが⁽¹⁾、この種の問いは抽象的な議論に終始することが多く、確固たる議論軸が定まらない終わりの見えない空中戦が虚しく展開される可能性が極めて大きかった。それ故、これをテーマに掲げたフォーラムを開催することには二の足を踏む意見も少なくなかったのだ。しかしながら、学会創立 10 周年という記念すべき

研究大会の好機にこそ、このテーマを取り上げたフォーラムを開催すべきである、という確固たる想いが筆者にはあった。それは、学会発足時に掲げられた総合人間学の理想が、この 10 年間の試みでどの程度達成されたのかを振り返る必要を強く感じていたことに由来するものであったが、同時に、その成果を疑う心の声に従うものでもあった。そこで、本企画が決して抽象論に堕すことなく、「〈総合〉とは何か」を問い得る場となるために、本学会における具体的な「〈総合〉の方法論」を批判的に検証する作業を中心に据えたフォーラムを構想した。

この工夫は一定の成果を上げ、フォーラムの議論が抽象論に堕すことは無かったが、その一方では、フォーラムへの提題があまりにも具体的な「〈総合〉の方法論」に関するものであったため、「〈総合〉とは何か」への問いは原理論を離れ、単なる「シンポジウムの改善論」に矮小化されてしまった、との感想を持たれた参加者も少なくなかったのでは

ないかと思う。それ故、その原因がパネリスト各位の報告にあったのではなく、むしろその内容を全体の議論の中で生かし切れなかった司会者（筆者）の不手際にあったことを強調するとともに、フロアから提出された重要ないくつかの批判に応答する必要を司会者としては強く感じる次第である。

したがって、ここに、フォーラムにおいてなされたパネリスト集団の主張をその議論の背景も交えながら再構成することで、再度、誌面を通じて会員各位に訴え、それに対してなされたいいくつかの主要な批判に真正面から応えたいと思う。その意味で、タイトルにつけた「弁明」^{アポロギア}とは、かつて古代ギリシアのアテネで裁判に臨んだソクラテスがそうであったように、決して自らの弁護や言い訳をするためのものではなく、むしろ、パネリスト集団の報告内容に基づいてなされた本フォーラムへの提言の正当性を堂々と主張するためのものであることを付言しておきたい⁽²⁾。

1. 何をしようとしたのか—「10周年記念フォーラム」パネリスト集団誕生の背景

繰り返すが、本企画が最も留意した点は、「〈総合〉とは何か」を問う今回の試みが、百花繚乱の事態となることを避けることであった。それ故、もっとも重視したことの一つは、本学会のこれまでの10年間の試みを出発点として、議論を展開させることであった。その意味において、その原点というべきものは、「学会設立趣意」においてほかになかった。そこには、明確な規定を見出せないまでも、「〈総合〉とは何か」を理解するための糸口が示唆されていた。それが以下である。

「つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず

拾い出し、**それらを体系的に整序する作業をくりかえすこと**で、全体像に接近するしかないであろう。

このためにまず、必要な諸課題を整序し、それらについて具体的な研究プログラムを作り、各方面から討議を行っていくことが、当面の仕事となろう。それにはまた、諸科学の分野から参加された人々の自由かつ闊達な討論の場を造らなければならない（小林 2006：4）。」（強調と傍点は筆者によるもの）

しかし、一旦、独自の枠組みで分離した人間に関する個別知を如何にして「体系的に整序する」ことができるというのか。それこそが、本学会の主要な課題の一つであり、同時に、この10年間、あまり意識されてこなかったことなのではないか。それでは、〈総合〉などできないのではないか。そして、この問題の重要性を広く会員に訴えることこそ、今回の企画が目指したものであった。無論、ただ警鐘を鳴らすだけではない。むしろ、どうすべきか、具体的な提案を会員ののど元に突きつけることこそが、そして、そこから様々な議論を喚起することが本企画の本丸なのである。そのためには、考え抜かれた方法論を提示する必要があった。今回の場合、その基盤となるのが、上柿氏の「中間理論」であり、それ故、本フォーラムの試みは、この理論から出発することにした。ただし、上柿氏は、必ずしも設立趣意の文言に意識的であったわけではない。しかし、それでもなお、両者が違和感なく接続するところに、「〈総合〉とは何か」という問いの共有がなされているのだ、と筆者は考える。

上柿氏の議論のポイントの一つは、いわば、「総合の〈二段階論〉」とでも表現されるものであり、学会のこれまでの試みの様に、具体的なテーマ設定に基づいた各分野からのダイレクトな〈総合〉（以後「直接的総合」と呼ぶ。）を目指すのではなく、

各分野の視線が交差する契機として特定の議論

（「中間理論」）を論者間で共有し、それを經由させた議論どうしを連関させる仕方での間接的な〈総合〉（以後「間接的综合」と呼ぶ。）を目指すべきである、とするものである。したがって、〈総合〉の第一段階としては、この「中間理論」を準備し、論者間で共有するプロセスが必須となる。ここで重要なのは、この「共有する」ということが、単に「中間理論」を理解するということには止まらず、論者自身がその独自展開を図り、各々の専門との結合を成し遂げることを意味する点である。そして、それを踏まえた第二段階で、「中間理論」を介した具体的テーマの最終総合が達成されるのである。

こうした主張は、これまで曖昧なまま放置されてきた〈総合〉のイメージを大きく揺さぶるものであり、〈総合〉とは何かを問う新たな契機として学会でも高く評価されている。上柿氏によれば、その「中間理論」たる議論の一つこそが〈自己家畜化〉論であり、それ故、例えば、「〈自己家畜化〉研究会」の試みこそが〈総合〉の第一段階にあたるものとされる。〈自己家畜化〉論が総合の「中間理論」たる理由は、この議論が「人間」を捉えるための一つの「総合的な枠組み」であり、この枠組み自体が多様な学問（研究）で応用可能な点に求められる。中でも、小原氏の「人間（ヒト）」概念は、人間は生物種としての「ヒト」を内を含む形で社会的に実存するという意味で、「総合的人間学」に相応しい表現である、と評価される。さらに、上柿氏は自らが専門とする哲学・社会理論の分野における〈自己家畜化〉論の応用の具体例として、人間・社会・自然の三項関係に着目した「総合人間学的文明論」と「総合人間学的本性論」の展開の可能性を示し、他にも他分野における活用の可能性に言及されている⁽³⁾。

重要なのは、既に指摘された通り、多様な領域が同じ「中間理論」を共有しながら、「人間」を新たに捉え直す試みを実践することなのである。ただし、長期的な展望に基づく総合人間学の展開においては、複数の「中間理論」が必要であり、今後は、さまざまな機会を捉えて、「〈自己家畜化〉研究会」と同様の試みがいくつもなされる必要がある、とのことであった。しかし、研究会活動の内実を知る筆者にとって⁽⁴⁾、それは、〈総合〉の困難さを改めて認識させる意味において不安の残るものであった。なぜならば、〈自己家畜化〉論は動物学者小原秀雄が 40 年という学者人生をかけて構築してきた議論であり、そのエッセンスの吸収と独自の議論展開にも各々の論者でそれなりの時間が費やされてきたからだ。

すなわち、そもそも「中間理論」足り得る既成の議論は稀有であり、仮にそれを構築しようとするれば、そこには既に〈総合〉の要素が含まれるものと理解される。それが論者間で共有され、しかもそれが複数行われることは極めて困難だと思われ、上柿氏の主張する〈総合〉の第一段階の克服こそが〈総合〉の問題の本丸であることが分かる。極端な見方をすれば、上柿氏の議論（「間接的综合」）は、これまでの「直接的総合」が孕んでいた問題点を〈総合〉の最終的な段階から摘出し、それとは別の〈総合〉の第一段階に移植し直しただけなのかもしれない。しかし、それでも上柿氏の試みに筆者が魅了されるのは、その主張のエッセンスが、これまでの「直接的総合」の試みの中にも無意識な仕方ではあったが確かに存在していたからである。そうした試みの典型の一つが第 7 回研究大会（長谷場実行委員長）におけるシンポジウムであった。それはまさに、〈自己家畜化〉論をベースにして構想されたシンポジウムであったが（ただし、種々の訂正が施され、

原案通りには実施できなかった。), より重要なのは、シンポジストへの事前連絡を通して、論者間でのキーワードの共有を試みた点である。

すなわち、シンポジウムのテーマに関するいくつかのキーワードを事前に提示し、それらを共有することで、各々の議論が自ずと交差する契機を意図的に生み出そうとしたのである。しかし、この試みは上手くは行かなかった。シンポジストは誰もキーワードを意識して用いなかったからである。連絡によるお願いだけでは、議論におけるキーワードの共有でさえ困難なのだ。そこに欠けていたのは、上柿氏が指摘した〈総合〉の第一段階（特に、「共有」）に相当するプロセスだったのである。そして逆に、この事実が論者間で何か（「中間理論」やキーワード等）を共有することの難しさを示唆しているようにも思う。

それ故、その意味で大変興味深いのが、大倉氏によって3年前から開始された若手シンポジウムの試みであった。それは、論者同士が数回にわたる共同の勉強会を通じて、テーマの具体化のみならず、相互の議論を共有するプロセスを経て行われるシンポジウムの実践例（議論のボトムアップ型共有）である。パネリスト自身がシンポジウムのテーマ設定の段階から議論に加わっていることは、少なくともテーマの共通理解やその理解の仕方の差異に関する相互の確認が事前になされ、異分野の論者によるシンポジウム実践において大変有意義である。しかも、三年間のシンポジウムのテーマを関連付け、一、二年目での成果をもとに三年目のシンポを行う仕方での〈総合〉実践を試みたことも、その可能性の追求として大変意義深いものである。

無論、若手シンポは、上柿氏が指摘した意味での「中間理論」を事前に共有しているわけではない。

しかし、パネリスト自身がテーマ設定の議論に加わり、相互の持論を批判しあうなかで、議論の前提として共有すべき概念や「議論の枠組みのようなもの」を作り上げていくのだと思う。大倉氏はそれを「問い」という言葉で表現した。それは、長谷場氏が指摘されたような「キーワード」とも、上柿氏が主張される「中間理論」とも異なり、ちょうど両者の間に位置付けられるようなものだと考えられる。おそらく、「キーワード」の共有のみでは議論の拡散の歯止めにはならず、議論の収斂のためには少なくともその方向付けが要請されるのであり、その意味で、共通の問題意識の上に示された議論の方向性を示す「問い」の共有が必要とされるのである。

こうして、シンポジウム実践における「〈総合〉とは何か」を問う、一つの議論軸が形成された。それが、「キーワード（長谷場氏）——問い（大倉氏）——中間理論（上柿氏）」である。そして、それらを共有することが、学会設立趣意に謳われた「人間の認識に不可欠な知見」を「体系的に整序する」という総合人間学の方法論構築への確かな一歩であることを主張するべく、本企画のパネリスト集団は「10周年記念フォーラム」に臨んだのである。

2. 「学会創立10周年記念フォーラム」の概要

フォーラムの冒頭、司会者である筆者は、次の様に口火を切った。

「趣意文（「予稿集」8頁参照）にも示したように、本企画は『この10年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う』ものであり、参加者が総合についての議論を思い思いに披露しあう場ではない。その意味で、本企画の鍵は『これまでになができたのか』という『この10年の試み』の振り返りにあり、それを批判的に検証しつつも、その成果をこれから

の活動に活かそうとする議論の姿勢にある。おそらく、本企画が目指す『これから何をすべきか』についての知見はそこからしか得られない。ただし、限られた学会活動の中で、理論上の知見がそのまますべて実践可能なわけではない。その意味で、私たちに『何ができるのか』という視点も忘れてはならない（穴見 2016：1）。」

これに続き、3 名のパネリストが各自の報告を展開するのだが、紙幅の制限もあるので、詳細は、各パネリスト自身が執筆する報告論文に任せようと思う。ここでは、筆者が司会者として行った「論点整理」とそれに基づくフォーラムへの「提題」を中心にして、前節（1）を補足する仕方で、フォーラムの概要を述べることにする。

まず、基調報告として行われた上柿氏による「中間理論」の提案は、「これまでの総合」（直接的総合）を振り返り、「新たな総合」（間接的総合）を目指す契機を与える点で、大変意義深いものであった。それは、「総合」実践における前提として異分野の論者間における特定の概念や議論の枠組みの共有の必要を強調し、それを介した個々の議論の展開が自ずと相互の連関を生むことで、「総合」を準備することが期待されるとした。そのような視点からこの 10 年を振り返ってみた時、「これまでの総合」の実践の中にも、それに類似したものがあったことに気付く。その一つが、「キーワード」（概念）の事前共有を画策した第 7 回のシンポジウムであった。ただ、そこで問題になるのは、何が「総合」を準備する概念か、その見極めであった。

これに関し、長谷場氏は、ご自身のシンポジウム司会者としての経験を振り返り、その失敗の原因とそれに代わる解決策を報告された。それによると、本来であれば、〈自己家畜化〉やその概念理解の核

となる〈人間（ヒト）〉等のタームの使用をパネリスト全員にお願いしたかったのであるが、それは難しいと判断されたため、「人間」や「ヒト」等の一般的用語の使用を、メールを介してのみお願いしたことが失敗の要因ではないか、とのことであった。そこには、二つの含意がある。一つは、メールでの依頼だけでは話が通じない、ということ。もう一つは、仮に、パネリストが「人間」や「ヒト」の語を意識的に使用したとしても、それは〈人間（ヒト）〉の概念には遠く及ばず、ましてや、〈自己家畜化〉論には結びつかないということである。

そこで、長谷場氏は、〈自己家畜化〉論に代わる、しかも、その本質を無意識のうちに表象し得る、さらには、一般的に用いられる用語として「自律」を導出された。その思考プロセスの基盤となったのは、幼児教育で名高い近藤薫樹氏の議論（「さて人間とはなにか」、日本福祉大学生協同組合、1988 年）であった。近藤氏もまた、〈自己家畜化〉論に関心を抱かれ、それに独自の解釈を与えた学者の一人であったのだ。ただ、煩雑さを回避するため、その詳細な説明は避け、その代わりに、この「自律」という語が、いかに〈自己家畜化〉論に代わる概念として有用であるかを、第 7 回シンポジウムの 4 人のパネリストの報告に具体的に当てはめて示された。しかし、この説明の手法が、後の質疑における強烈な批判（「総合と分析」を巡る議論）を招くことになるが、それはまた、節を改めて取り上げることにする（第 4 節参照）。

長谷場氏の報告はこれに尽きない。シンポジウムに先立つパネリスト間での「キーワード」の共有さえ難しいことを知る経験から、むしろ、今回の試みの様に、シンポジウム後にその成果を踏まえて、個別知の〈総合〉を行うことの可能性を提案されたの

である。実際、長谷場氏は、「自律」というタームに着目することで、自らが司会を務めた第7回シンポジウムだけでなく、第8回シンポジウムの成果をも包含するより体系的な個別知の整序が可能であることを指摘された。これは、シンポジウムの成果が一年単位でしか認められなかったこれまでの〈総合〉実践のあり方を大きく変えるものであり、本学会のこれまでの10年の試みを体系的に整序して、人間の全体像へと近づく、「〈総合〉の高次化」ための確実な一歩と成り得る方法論だと考えられる。

また、その意味で重要なのが、最後に報告された大倉氏による若手シンポの取り組みに基づく議論である。大倉氏は、「キーワード」の共有のみでは不十分であるとし、自らが「問い」と呼ぶ議論の共有の必要を指摘された。これに関し、大変興味深かったのは、大倉氏がこれまでの若手シンポのやり方に限界を感じておられたことである。それが、「パネリスト集団 VS フロア」問題である。大倉氏によれば、確かに、若手シンポでの論者間の議論の共有は十分に可能であったし、それがシンポジウムの事前準備の中心的課題の一つであるともされる。しかしながら、それはあくまでパネリスト集団内での議論の共有の話であって、より重要なのは、シンポジウム本番におけるフロアとの議論の共有である、とされたのだ。それは、パネリスト集団での議論の共有ができてからこそ、逆に、問題認識に関するフロアとの温度差が強く感じられる現象なのかもしれない。実際、若手シンポでは、フロアとの質疑・応答が開始された後に、思うようには議論が深まらず、そこに新たな仕方での議論の共有の必要性が感じられたのであろう。

大倉氏の報告によるもう一つの主要な貢献は、個別知の体系的整序を行うにあたって、シンポジウム

の当事者や関係者による基準（「キーワード」や「中間理論」）だけでは、時代的な制約を受け易く、ややもすると恣意的なものに陥る危険があるので、学問史を振り返ることで、知の体系化を試みてきた古典に学ぶ必要があることを指摘されたことである。この指摘は、とかく現実の具体的な問題と格闘することを志向する総合人間学の試みにとって、時代の枠に囚われないという意味で、外部の視点という一つの客観性を獲得する契機を準備することの重要性を言い当てている。

以上のように議論を整理したとき、三者三様でありながらも、そこには「総合」に関する暗黙の共通イメージがあることに気付く。その一つは、「議論の共有が総合の前提である」というものであり、それができれば、「総合が実現される」とするものである。しかしながら、テーマや問題意識などの共有は、そもそもシンポジウムという議論の形式の前提であり、その意味で「議論の共有」自体は〈総合〉に特殊なものではない。したがって、「どのような議論を共有するのか」が問題の争点であり、この視点から、「キーワード」「問い」「中間理論」を共有する効果とはどのようなものか、改めて吟味する必要があるだろう。

その場合、やはり、〈総合〉をどのように理解しているのかは重要である。それは、本学会の「設立趣意」に従えば、①諸科学からの「人間認識に不可欠な知見」の抽出、②それらの体系的整序による人間の全体像の再生とその統一的把握、として理解される。しかしながら、本学会におけるこれまでの実践には、決定的に欠けている点があった。それが上記の②であり、司会者は、上柿氏の「中間理論」はそこにも接続される可能性を含んでいると理解している。すなわち、各大会におけるシンポジウムの実

践そのもののみならず、長谷場氏からの指摘と同様に、むしろシンポジウム後にそこから抽出される複数の「人間認識に不可欠な知見」を関連付けて整理する作業にこそ、「中間理論」が必要とされているのではないか、という理解である。（この場合、上柿氏の議論は、既存の総合実践に代わる新しい方法論としてではなく、むしろそれを補うものとして理解される。）

このように考えた場合、「中間理論」の活用の方
向性は少なくとも二つある。一つは、上柿氏が主張されるように、既存の総合実践（A）に代わる新たな方法論（B）としての可能性追究の方向。そして、もう一つは、司会者が提案する、既存の方法（A）を補完・強化した方法論（A'）構築の方向。これらの実践において懸念されるのは、前者（A→B）の試みでは、残された課題（「中間理論」の形成と共有、特に、外部パネリストとの共有問題など）も多く、その克服には時間を要するため、中・長期的な観

点にたつて、実践に向けた準備を進めて行かねばならないことである。後者（A→A'）の試みもまた、「中間理論」に依存し、その形成と共有には時間を要す以上、今からすぐに実践できるというわけではない。ならば、どうするのか。

そこで、当面は、一方で「中間理論」の形成と共有を図りつつ、他方では、「中間理論」に代わるものとして「キーワード」（テーマと結びつく、より抽象性の高い概念）を提示して、〈総合〉を実践していくしかないだろう。長谷場氏によれば、例えば、第7回大会のシンポジウムでは、それは「自律」として改めて提示された。ただし、それは特殊ではないにしても十分に共有された概念とは言えないので、一定の成果を上げようと思えば、何かもう一つの工夫を施す必要があるだろう。例えば、大倉氏の議論は、それを「問いの共有」で補完する可能性を示唆している。

提言「次の 10 年になすべきこと」

	シンポジウムの改善点	それ以外の改善点（シンポとの連携強化）
直近	①「キーワード」の共有の試み ②「問い」の共有の試み ③経年シンポによる段階的総合の試み	①NL や EJ の活用（シンポ総括論文掲載） ②研究会の活用（反省会や準備会合として） （※二次総合、三次総合の実践）
中長期	①「中間理論」の共有 ②「間接的総合」の実践	①「中間理論」の形成（個別研究会の育成） ②「人間認識に不可欠な知見」の体系的整序

〔注〕表中の「NL」は年 2 回刊行のニュースレターを、「EJ」は電子ジャーナルを指す。

また、一日限りのシンポジウムの成果のみにこだわらなければ、例えば、長谷場氏ご自身が既存の総合実践（「一次総合」）の成果（「人間認識に不可欠な知見」）をもとに、「自律」を核概念とした新たな総合（「二次総合」）を行い、その成果を電子ジャー

ナルに論文として掲載し、誌面を通じて議論を喚起することで、会員間にその共有を図ることも「〈総合〉の方法論」の一つとして位置づけられる必要があるだろう。

その意味では、シンポジウムのみを〈総合〉実践

の場として捉えるのではなく、学会の他の諸活動と連携した仕方で、二重、三重の構えを持つ〈総合〉実践の機会を創出すべきである。また、そうでなければ、各シンポジウムを架橋する高次の〈総合〉実践の場（「〈総合〉の高次化」）は成立せず、したがって、せっかく抽出された「人間認識に不可欠な知見」はバラバラのままとなり、われわれはいつまでたっても人間の全体像に迫ることができないだろう。そこで、パネリスト集団は以下の提言を行い、本学会のこれからの10年が、まさに今、ここから始まってゆくことを宣言した。

3. 〈中間理論〉批判への応答

以上の様な趣旨に基づくフォーラムへの提題に対して、少くない批判が噴出した。その中でも、もっとも強力な、根本的な批判の一つは、〈総合〉の定式化を模索する今回の試みが、そもそもの外れである、とするものであった。なぜならば、〈総合〉とは、現実の具体的な問題と格闘するための方法論であって、その解決の糸口を探るための個別知の結集を意味するのであり、それ以上でも、それ以下でもないからである。すなわち、〈総合〉の方法の理論化を目指す今回の試みは、研究活動の手段であるはずの〈総合〉をその目的とする錯誤を犯している、と指摘されたのだ。それは、机上で展開される学問のための学問でしかなく、本学会創設の趣意にそぐわない、との指摘でもあった。

この思わぬ方向からの批判に、司会を務めていた筆者は少したじろいだ。上柿氏は冷静だった。なぜならば、そもそも〈中間理論〉はシンポジウムの方法論のみに還元される議論として構想されたものではなく、学問が個別領域を越えて現実の具体的な問題と格闘することが如何にして可能かを論じる、

〈総合〉の原理論を目指すものであったからだ。すなわち、それは、本学会創設の趣意が実現されるための根本条件を探るためのものであり、もとより、シンポジウムの方法の定式化を目論むものではなかったからである。それ故、本企画の試みが「学問のための学問」でしかないとの批判は一面的なものに過ぎず、「現実の具体的な問題と格闘する学問」が如何にして可能かを論じる背景を持つものである点を見逃してしまっているのである。そして、この視点に立てば、本学会においても「学問のための学問」は必要とされるのである。

こうした誤解に基づく批判が生じる原因の一つは、明らかに、本企画の原型を構想した筆者にある。そして、こうした批判が投げかけられる可能性があることは、実は、フォーラム直前の準備会合でも指摘されていたことであつた。それは、まさに、本企画における〈中間理論〉の活用の仕方が、シンポジウムの方法論の模索に特化しすぎており、〈中間理論〉の持つ議論の射程を矮小化してしまっている、とする上柿氏からの懸念であつた。それは、そもそも〈中間理論〉とは〈総合〉の原理論であり、今回提起されるシンポジウムの方法論の模索はその応用の一つにすぎないのに、恰も、それが〈中間理論〉の全てであるように受け取られかねない、というものである。しかもその時点で、筆者を初め、パネリスト集団全員がその懸念を共有できていた。

しかしそれでも、本企画の構想の原型を変更しなかったのは、「〈総合〉とは何か」を問う試みが、決して抽象論に墮すことなく、また、これを廻る議論が百花繚乱の状態に陥ることを何としても回避したかったからであり、また、そうすることが、本企画成立のための根本条件であるとの理解が、パネリスト集団には共有されていたからである。ただ、ある

程度予想していた批判であったにもかかわらず、その実際の場面では、批判者の迫力に押され、筆者はその指摘を一旦は認めざるを得なかったのである。それは司会者としては明らかに失態であったが、筆者の心のどこかに、その批判を受け入れたい、という積極的な想いがあったのは事実である。なぜならば、この手の議論は、本学会の研究活動のあり方を廻って、これまでも繰り返されてきたからである。

その一つが、「安保法制法案」批判の学会声明の提出を廻ってかわされた議論である。それは、そもそも学会とはどのような場所か、学問はどのようにあるべきか、という一般論も惹起しながら、それでも、総合人間学会とはどのような場所か、総合人間学はどうあるべきか、という本質論に収斂する議論の展開を見せた。結局、その結論の一致を見ることはなかったが、たとえそれが政治色の濃いものであっても、現実の具体的な問題に積極的にコミットすることこそが総合人間学の特色であり、総合人間学会の使命であることが意見の大多数を占めるものとなった。そこに、筆者は、会員各位の単なる〈総合〉の概念理解を越えた、想いや願いの様なものがあることを認めざるを得ないのである。

しかしながら、だからと言って、「〈総合〉とは何か」が不問に付されてよいわけではない。むしろ、〈総合〉がそうしたイデオロギー的性格を帯びるものであるとするなら、なおさら機会あるごとに、「〈総合〉とは何か」を学問的に問い直すことが必要とされるのである。それが、学会というアソシエーションのミニマムであり、学問の持つ真価というべきものではないか。そして、上柿氏による「中間理論」の試みは、その文脈で理解されるべきものである。

4. 「〈総合〉のための〈分析〉」という視点の必要

パネリスト集団の提題に対するもう一つの痛烈な批判は、長谷場氏が試みられたシンポジウムでの論者間に共有されるべき「キーワード」抽出のプロセスが、〈総合〉ではなく、〈分析〉ではないか、とする指摘である。それは、すなわち、そもそもパネリスト集団の提案は、〈総合〉の方法論の名に値しない、という含意のある批判なのである。仮に、その指摘が妥当なものであるなら、確かにそれは今回の試みにとって致命的なものとなるであろう。しかし、この指摘は誤解に基づく外的なものである、と筆者は考える。ただし、その誤解の原因を作ったのは長谷場氏ご本人（説明の仕方の問題）であることも指摘しておく必要があるだろう。

既に少し触れたが、長谷場氏の議論のポイントは、シンポジウムの当日に初めて顔を合わせる場合も少なくない、しかも専門分野を異にするパネリストに、どのようにして「キーワード」を共有して頂き、それに基づいた報告が実現できるのか、に置かれていた。第7回大会のシンポジウムの場合、本来共有されるべきキーワードは「〈自己家畜化〉論」であった。しかし、それをパネリスト全員に共有して頂くことは不可能である。そこで、長谷場氏は〈自己家畜化〉に代わるキーワードとして「自律」という語の使用を提案されたのである。なぜならば、「自律」とは「〈自己家畜化〉論」理解の核心に位置付けられる概念であり、同時に、様々な学問分野でタームとして使用され、かつ、日常語としても通用している点で、現実の具体的問題に対する個別知の〈総合〉の為のメルクマールとしての条件を満たしている、と考えられるからである。

筆者は、この長谷場氏の提案に賛同するが、論者によっては、そのような「キーワード」活用術こそ、

議論の混乱を招くものではないか、と考えられるかもしれない。なぜならば、長谷場氏の見立てに従えば、「自律」に対する理解の幅が広すぎて、議論は収斂しにくい、と考えられるからである。そして、確かにその通りなのである。しかし、長谷場氏はパネリスト間の議論だけで、個別知の〈総合〉が達成できるとは考えていない。むしろ、そうした議論を外から眺められる立場にある司会者やフロアにいる参加者自身がそれぞれ独自の〈総合〉を実践する際のまさに目印としてキーワードを活用するのである。その意味で、それは、むしろ幅の広いものであるほうがよいのである。そして、それもまた、〈総合〉の方法論の一面を言い当てている、と筆者は考えている。それ故、問題はそこにはない。

実は、司会を務めていた筆者も驚いたのだが、「自律」というキーワードの抽出プロセスに関する長谷場氏の説明は、事前の打ち合わせの段階と、当日の報告では大きく異なっていた⁽⁵⁾。前者では、既に述べたように、「〈自己家畜化〉論」理解の核心にある概念として「自律」というキーワードを抽出できる、という説明であった。これは、「〈自己家畜化〉論」理解に少々覚えのある筆者にとって、納得できる説明である。ところが、後者では、長谷場氏はそのように説明されず、第7回シンポジウムでの議論を振り返って考えた結果、「自律」というキーワードの有効性を見出した、と報告されたのである。それは、シンポジウムのために事前に共有されるべきキーワードの選出が、シンポジウムの結果をもとに実践されるという、本末転倒の感を余儀ないものにする説明の仕方だったのである。

それはすなわち、本来は「〈総合〉の為の〈分析〉」の結果であったものが、説明上の不手際により、「〈分析〉の為の〈分析〉」の結果に堕した瞬間であ

ったのだ。そして批判者は、それを見逃さなかったのである。それが、「〈総合〉ではなく、〈分析〉ではないか」との指摘の背景にあった事情であろう。その意味で、批判者の指摘は正しく、しかしそれは、誤解に基づくものなのである。しかしながら、これは怪我の巧妙とも言える事態であり、この議論から、改めて、総合人間学における〈総合〉と〈分析〉との関係を整理することができる。

その関係性の理解の鍵は、〈総合〉の二つの対義語の存在にある。その一つは、これまで論じてきた〈分析〉の概念であるが、もう一つが、〈個別〉である。そして、この〈個別〉こそ、総合人間学の〈総合〉に対する真の対義語であり、〈分析〉はむしろ、〈総合〉とは補完関係にある重要な思考プロセスなのである。そのことは、古代ギリシアの哲学者プラトンが記した『パイドロス』でも論じられており⁽⁶⁾、紀元前の昔から一つの説であることが分かる。すなわち、〈総合〉は〈分析〉を擁し、〈分析〉もまた〈総合〉を擁するのであり、その繰り返しこそが総合人間学を可能にする、ということである。

おそらく、批判者もこの見解には賛同なされるであろう。そして、仮に、筆者の^{アポロギア}弁明が正当なものであるなら、長谷場氏にも、誤解の生じる可能性を低減させて頂くべく、その説明の手法を改めてもらう必要があるように思う。そして、その上で改めて、批判者に対し、その指摘の意味を確認してみたいと思う。なぜならば、なされた批判には、筆者が想像する以上のものが込められていることも想定されるからである。

5. 総合人間学における学問の形

パネリスト集団の提題に対する直接の批判ではないにも関わらず、筆者の脳裏にとりついて離れない

指摘の一つに、「報告内容を決して批判しないようにする。」というものがあつた。無論、ここでの

「批判」とは、むしろ「否定」の意味として理解した方がよいだろう。すなわち、それは、「総合」の方法論的態度として「批判しても、否定せず」の精神が徹底されるべきである、との指摘だと考えられる。これは、異分野間の知の総合を試みる上では、極めて重要なことだと思う。なぜならば、既存のアカデミズムの壁によって隔てられた知と知を結び合わせることは、少なくともその壁を超えようとする努力なしには達成し得ない、と思われるからである。「越境への努力」、そして「そのための批判」が必要なのである。しかし、「否定」は、それらが準備するすべての好機を逃してしまうと考えられるのだ。

その意味で、それは、誰かの報告内容の中に、「共有できるものを何か一つも見出そうとする努力」、とも言い換えられる方法論的態度であり、同時にそれは、人間理解（人間学）には決して欠くことのできない学問的要素なのではないだろうか。おそらく、そこでより重要になるのは、報告内容そのものではなく、むしろ、「何故、その人はそのようなことを言うのか」、という報告者の問題意識の理解であろう。それは、場合によっては、その問題意識の背景をなす、報告者の「心情」をも理解すること、を意味している。それを、「もはやそれは学問ではない。」と糾弾する声があがるかもしれない。しかし、本当にそうだろうか。逆に、そのような理解が無ければ、自らの枠を超え出る契機など、どこにも見つけられず、結局は自らの学問に自閉する帰結に終わるのではないか。

「あなたのやっていることは、学問ではない。」他の学会でも発せられることが珍しくはないこのセ

リフは、本学会とも無縁ではない。しかしながら、このセリフの持つ意義は、他の学会と本学会では同じではない、と考える。理由は二つある。一つは、これまで述べてきたように、個別知の探求を目指す他の学会とその総合を目指す本学会とでは、知の探求に対する方法論はおのずと異なるからである。すなわち、既存のアカデミズムの個別分野の枠の中での議論が必須の前提である他の学会と知の探求の為には個別分野の枠を乗り越えて行かざるを得ない、むしろそこからはみ出した部分で勝負しようとする本学会の学問に対するスタンスが、同じであって良いはずがない、と考えられるからである。それ故、本学会での「あなたのやっていることは、学問ではない。」というセリフは虚しく響くだけであり、あらゆる「越境への努力」と「そのための批判」がもたらしてくれる知の探求への好機を逃してしまうだけなのである。

この捨て台詞を批判するもう一つの理由は、本学会が市民参加を積極的に呼び掛けていることに由来するものである。一般に、学会とは、大学院等で研究の訓練を受けた専門家にしか開かれていない組織であり、その意味で、市民が一般会員として所属することはあり得ない。しかし、本学会は、広く市民参加を呼び掛けることに意義を見出し、それに応える仕方で、実際に、研究に関する特別な訓練を受けていない、その意味での一般市民の方々が会員として参加しておられる。その方々に対し、「あなたのやっていることは、学問ではない。」と発しても、筆者には、意味のないことのように思えてならない。それならばむしろ、どうすれば学問になるのかを具体的に指摘して、「共有できるものを何か一つも見出そうとする努力」を成すべきなのではないだろうか。筆者は、たとえそれが、報告者の「心情」で

あっても、総合人間学の重要な要素ではないか、と強く訴えたいのだ。

無論、だからと言って、「何でもあり」「何でもござれ」の学会にしてよいとは、筆者も全く思わないし、研究の専門家ではない市民会員も、本学会の特殊事情に甘えていてはならないように思う。また、そうあるべきだし、そうであるならば、総合人間学における「学問の形」を改めて問い、模索して行く必要があるのではないかと思う。そして、このような疑念を抱くとき、「総合」を問うことだけでは見えてこない「総合人間学」の問題、すなわち、「人間学」を問うことなしには見えてこない「総合人間学」の課題が否応なく生起してくるのを感じる。それ故、今回の試みは、先の第11回研究大会のみで閉じるべきものではなく、むしろ「学会創立10周年記念フォーラム」の反省から再出発し、それを「人間学」を問う試みへと展開しつつ、改めて「総合人間学」とは何かを考える新たな機会へと繋げて行かなければならないのである。

おわりに

ソクラテスの名前まで持ち出して、拙稿のタイトルの由来を説明した割には、「竜頭蛇尾」型の小論になった感を否めない。やはり、批判者を眼前に頂くことができない誌面上の応答には限界を感じざるを得ない。しかしそれでも、時間的、空間的制約のともなう学会活動の中で、学会メディアを媒介とした会員間の応答は、総合人間学探求の大きな力に成り得ると信じている。拙稿に失望された読者にも、これに懲りることなく、他のパネリストの論考を是非お読みいただき、拙稿の漏らした重要な論点の理解を補って頂ければ幸いである。

とは申せ、今回の「特集」で「〈総合〉とは何か」

を問う試みが完成されるわけではない。否、むしろ、今回の試みが、〈総合〉の名のもとに眠っていた、さらに多くの謎と課題を発掘してしまったのではないかと思う。それ故、筆者としては、今回の試みの続きを様々な形で展開して行く必要を強く訴えたいと思う。幸い、その声が研究・談話委員会に届いたようで、2017年2月25日（土）に予定されている本年度の研究会にて、「学会創立10周年記念フォーラム」の延長戦を行うことが決まった。望外の喜びである。ただし、それは単なる延長戦ではなく、それ故、同じパネリスト集団が担うものではない。

そこで問いたいのは、「総合」を問うことだけでは見えてこない「総合人間学」の問題、すなわち、「人間学」を問うことなしには見えてこない「総合人間学」の課題である⁽⁷⁾。それ故、次回の壇上には、是非とも、良き批判者たちに立っていただきたいのだ。そして、筆者らパネリスト集団は、今度はフロアから堂々と意見し、自らの「弁明」^{アポロギア}の続きを探究したいと考えている。

注

(1)報告でも示した通り、初代会長であった小林直樹氏が2008年6月に作成・配布された、シンポジウムや談話会で取り上げるべきテーマをまとめられた資料（通称「小林メモ」）によれば、シンポジウムで「〈総合〉とは何か」を問う必要が指摘されている。

(2)「弁明（apologia）」に込められたこのような意味を筆者は本学会理事の野家啓一氏の著作（野家2016：181-183）から学んだ。

(3)時間の関係上、この点に関しては、フォーラムで言及されることはほとんどなかった。詳しくは、上柿（2014）を参照のこと。

(4)筆者は、〈自己家畜化〉研究会の世話役を務めている。

(5)この一文に関しては、長谷場氏から「シンポジウムの前後で持論は変わっていない」との反論があった。そう指摘されてみれば、確かに、筆者の見方には、偏ったところ（議論の明確な方向性の押しつけ）があるように思う。しかし、それでも尚、その反論に素直に応じる気になれないのは、本フォーラムに向けた数か月間にわたる議論の中で、長谷場氏の論調にも変化があったと筆者が理解しているからである。そして、この点だけは、長谷場氏もお認めになっている。それでも両者の溝が埋まらないのは、その変化が議論全体に与えた影響の大きさに対する評価が異なっている為だと考えられる。

(6)『パイドロス』の邦訳（日本語版）には、「美について」というサブタイトルが付してあるが、「総合（総合）」と「分析（分割）」に関わる議論は、もう一つのテーマであるとされる「弁論術」批判の文脈で登場する哲学手法としての「ディアレクティケー（dialektike）」の説明に使用されている。

(7)この必要を筆者に痛感させた主要な契機の一つは、本小論「第 5 節」で取り上げた議論に拠る。

講義』岩波書店

プラトン（1967）『パイドロス』藤沢令夫訳、岩波文庫

[あなみ しんいち／立教大学（非常勤）
／環境思想]

参考文献

穴見慎一（2016）「総合人間学会創立 10 周年記念フォーラム（資料）」（※ハンドアウト）

上柿崇英（2014）「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学 8（電子ジャーナル版）』総合人間学会，pp.142-146

小林直樹（2006）「総合人間学に向けて」『総合人間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直樹編，学文社，pp.1-4

野家啓一（2016）『歴史を哲学する—一七日間の集中

総合人間学と「中間理論」の方法論

—総合人間学会「創立10周年記念フォーラム」をうけて—

Synthetic Anthropology and Methodology of "Intermediate Theory":

In response to "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum"

上柿 崇英

UEGAKI, Takahide

1. はじめに

学会が発足して10年の歳月が流れ、今改めて、総合人間学は岐路を迎えているように思える。問われているのは、総合人間学の、いわば学としての在り方に他ならない。

今から10年前、学会は“人間とは何か”を改めて問うということを宣言していた。いくつもの難題を抱えた時代にあって、また細分化された諸学の現状にあって、今日われわれは、自らが生きる時代の意味、そして自らが人間存在であるとの意味を見失いつつある。それゆえわれわれは、今こそ再び諸学の叡智を総合し、人間それ自身を問うための“新たな学”を希求しなければならない。総合人間学の出発点にあったのは、まさにそうした認識であった。

それから10年、この“新たな学”の試みは、どれほどその理想に近づくことができたのだろうか。確かにこれまで、われわれは多くの議論を重ねてきたし、そのために多大な労力を費やしてきた。しかし近年学会には、どこか閉塞感にも似た、重苦しい空気が漂っているようにも見えるのである。その原因はどこにあるのだろうか。会員数の減少や財政難といった問題は、おそらく表面的なことにすぎない。筆者が指摘したいのは、その背後にあるより構造的な問題である。すなわちわれわれがどれほど議論を

重ねても、その成果が、総合人間学の深化という形で一向に結実していかないということに他ならない。このことは、従来採用されてきた総合人間学の方法論、換言すれば、“総合”をめぐる従来の理解の仕方が、必ずしも十全なものではなかったということを示唆している。その意味でも総合人間学は今、その学としての根本的な在り方について、問い直される時期にきていると思えるのである。

それでは、総合人間学における“総合”とは何か、またわれわれはいかなる“総合”を目指すべきなのだろうか。これまで筆者は、こうした問題意識を念頭に、いくつかの論考を重ねてきた（上柿2013；上柿2014）。そして近年、ひとつの方法論として提唱しているのが、本論で取り上げる「中間理論」という考え方に他ならない。

「中間理論」の方法論では、従来のように、あらかじめ特定の具体的な「課題（テーマ）」を設定し、そこに各自が異なる専門知を持ち寄るという形式は採用しない。そうではなく、「課題（テーマ）」に移る前に、まずは特定の“人間”を理解するための“理論的枠組み”を共有することが目指される。つまり何らかの「共通の言語装置」を形成したうえで、それを準拠点として、具体的な「課題（テーマ）」を検討するという形式が採られるのである。

もちろん筆者は、こうした考え方が総合人間学における唯一の方法論であるとは思わない。しかしこの学会の閉塞感を打開していくためには、やはり「本丸」であるところの、この“学の内実”の深化こそが不可欠であると考え。したがって筆者は、本論を通じて、その“理論と方法”をめぐる議論が少しでも高揚することを願い、本論を執筆する。

本論では、まず総合人間学会のあゆみを振り返りながら、総合人間学における“総合”の特徴について多角的に検討することから始めたい。そしてこの一連の「中間理論」の考え方について、現時点でできるもっとも包括的な説明を試みよう。そして「創立 10 周年記念フォーラム」を通じて明らかとなった論点を整理した後、“新たな学”としての総合人間学の在り方について、改めて、何が問われているのかについて考えてみることにしたい。

2. 総合人間学のあゆみと議論の出発点

(1) 総合人間学の目指したもの

本論で最初の課題となるのは、総合人間学の“原点”を確認することである。つまりこの試みが、そもそも何を目指して開始されたものだったのか、その出発点に遡って考えてみたい。この作業を行うにあたって準拠点となるのは、やはり本学会の「設立趣意」であろう（小林 2007a）。

「設立趣意」には、総合人間学が必要とされるに至った背景について、概ね以下のように書かれている。まず今日の世界は、国家も個人も目先の利益に溺れ、進むべき目標というものを失っている。そして人間社会は、一方では大量破壊兵器や戦争、環境危機など、自らを破滅に導きかねない事態に直面し、他方では情報化や生命操作といった、科学技術のもたらす新たな現実と直面することで、まさに混乱の

渦中にある。われわれが立っているのは人類史における重大な転機であり、その意味でもわれわれは、「自分がどこから来てどこへ行く存在であるか。人間たる自分は何者であり、どう生きるべきか」ということを改めて問わなくてはならない。そして「人間を全体として見直し、文明のありようを根底から再検討するために、現代の科学と哲学の精華を集め、自由で心ゆたかな共同討議の場」を創出しよう、というようにである⁽¹⁾。

この「趣意文」を取りまとめたのは初代会長の小林直樹氏であったが、こうした認識は、おそらく学会の創立に関わった人々に広く共有されていたと思われる。つまり一連の「世界（的）な問題」の出現こそが、総合人間学を生み出す最初の原動力となったということに他ならない。

小林は別のところで、この試みが、なぜ“総合人間学（synthetic anthropology）”という形で進められるべきなのかについても述べている（小林 2007）。まず、人間を問う知的営為は「人間学」と呼ぶに相応しいが、過去に行われてきた多くの人間学的実践は、すでに現代の諸科学に対して「没交渉的なもの」となっていること、そして何より、現代科学が個別的に新たな知見を提起すればするほど、われわれの「全体としての人間の総合認識」は、むしろ欠落していくという現状があるからに他ならない。

ここで小林は、従来の思弁的な人間学が、常々先の「世界問題」に対して真摯に向き合う姿勢に欠けてきたということもまた強調する。したがって総合人間学は、学問である以上、確かに一定の知的水準を維持する必要があるものの、それは決して「人間の生き方に直結する現実問題」から目を背けるものであってはならない。そしてあらゆる知見を導入する際には、その意味でも「できうる限り広く、同じ

志を持つ一般の人々」に参加を促さなければならない、と主張するのである。ここには、「設立趣意」を補足する重要な観点がみられるだろう。

いずれにしても、ここから総合人間学は出発したのである。学会設立の当初、そこには多くの人々の熱意と願いとが込められていた。その程度を図り知るには、同時に刊行された『シリーズ総合人間学（全三巻、小林編 2007）』を見てみると良いだろう。まず驚かされるのは、同書の執筆陣である。そこには物理学、動物学、生命科学、地球化学、古生物学、植物保護、地域生態論、医学、精神医学、人類学、霊長類学、哲学、憲法学、仏教学、文芸学、情報学、経済学、美術教育、教育学、健康教育、障害児教育、

実用的人間学、ジャーナリスト、作家など、実に多様な肩書が並び立ち、しかもその多くがそれぞれの最前線で活躍してきた専門家であることが分かる。つまり学会は当初、先の高い志を、文字通り実践しようとしていたことが分かるのである。

（2）総合人間学におけるこれまでの実践

しかしこの試みが10年を経て、その活力を失いつつあるということは冒頭でも言及した。その原因を考えるにあたって、ここではこの10年間、学会が主として何を行ってきたのかについて考えてみよう。

2007	人間の生活とエコシステム	2011	進化論と人間観
	生命と生活を守るために		平和の総合人間学的考察
	いのちと生活を守るために	2012	3.11と総合人間学—人間（ヒト）・未来への選択
2008	生命倫理を考える		
	人体はどこまで操作できるのか	2013	人間関係の新しい紡ぎ方—3.11を受け止めて
	いのちの人間学		
2009	戦争と人間	2014	成長・競争社会と〈居場所〉
	人間はなぜ戦争をするのか	2015	転機に立つ人類社会—グローバル化のなかのコミュニティ・共生を問う
	戦争は人間を変え、人間は戦争を変える		
2010	進化における人間の条件	2016	人間にとって学びとは何か—未曾有の教育危機に直面して
	人間にとって都市と農村		
	ホミニゼーションと自然観		

表 総合人間学会の過去の大会（シンポジウム）テーマ

例えば表は、過去の大会で学会が掲げてきたシンポジウムテーマの一覧である。一見して分かるように、これらはいずれも、総合人間学が取り組むべき重要な現代的課題である。そうした意味では、学会は確かに、当初の理念を失うことなく、これまでも

真摯に取り組んできたように見える。加えて学会は、つい最近まで、2か月に1回という、かなりの頻度で「談話会」や「研究会」を開催してきた⁽²⁾。つまり議論そのものについては、十分に積み重ねられてきたと言えるのである。

しかし筆者には、一連の議論の結果として、われわれの認識が、何らかの形で「全体としての人間の総合認識」に接近したとは思えない。むしろそこでは、ある共通したパターンが、繰り返し行われてきたと言えるだろう。すなわち、特定の対象を複数の観点から論じてみたものの、専門知ごとに異なる見解があるという事実以上には、何ら議論が深まらないという事態に他ならない。

確かに“総合”を実践していくためには、われわれはまず、いかなる課題においても、専門性によって多彩なアプローチの仕方が可能であり、それによって課題の捉え方は相当違ったものになりうるのだということを知っておく必要がある。その意味では、一連の作業は総合人間学にとって、確かに必要なプロセスであったと言えるかもしれない。しかしそれだけで良いのだろうか。実際われわれは、これまで参加者による自身の研究紹介や、外部講師による研究講演を、それこそ擦り切れるほどに繰り返してきただろう。しかしそれは、一般的な研究交流と果たして何が違ったのだろうか。そして筆者は、こうした学会の側面こそが、近年漂う先の閉塞感の原因として、少なからず影響していると感じるのである。われわれは確かに、これまで総合人間学を実践しているつもりであった。しかしこのことは、従来の方法論がすでに限界を迎えているということを示唆している。求められているのは、やはり総合人間学の、学としての在り方の再検討である。そして突き詰めて言えば、それは総合人間学の中核概念である、“総合”を再検討することなのである。

3. 総合人間学における“総合”とその特徴

(1) “総合”とは何を意味するのか

それでは総合人間学における“総合”とは、そもそも何を意味するものなのだろうか。ここではその問いを念頭に、総合人間学における“総合”の特徴について多角的に検討してみたい。

例えば前述のように、“総合”の起点にあったのは、学知の細分化と「全体としての人間の総合認識」の欠落という問題であった。とはいえこうした問題そのものは、C. P. スノーや M. ウェーバーを想起するように、以前から認識されてきたものであり⁽³⁾、既存の学の枠組みを超える試みとしても、すでに「学際」、「複合領域」、「文理融合」といった類似する用語が流通している事実がある。また“新たな学”の創設という意味では、筆者の専門分野と個人的な研究経験に関連したものだけでも、「環境学」、「平和学」、「エントロピー経済学」といったように、ある種の“総合”を実践した先行事例と呼びうるものがすでに存在している。つまりこうした用語や先行事例との比較を行うことによって、総合人間学における“総合”の特徴を浮き彫りにできないか、ということである。

(2) 「学際」、「複合領域」、「文理融合」との違いについて

まずは用語について考えてみよう。例えば「学際 (interdisciplinary)」と「複合領域 (multidisciplinary)」は、グローバルに流通している用語である。米国科学アカデミー (National Academy of Sciences et al. 2004, p.29) の定義によれば、両者はともに複数の「学問領域 (discipline)」を跨ぐという点で共通しているものの、前者は、それによって新たな「学問領域」が形成される研究を指し、後者は、それによって新たな知見や方法を開発しつつも、成果は互いの「学問領域」に還元され、協力関

係は一過性のものとして解消される研究を指すものだ⁽⁴⁾とされている。

これに対して「文理融合」は、どうやらわが国固有の歴史的背景を持つ用語であり、とりわけ文部科学省を通じて普及が図られてきた側面があるようである。浜田ら（2005）によれば、わが国の科学技術政策は、戦後安定した経済成長を実現するため、人材育成の方針として「理系・文系」という区分を設け、主として理学・工学分野に重点的な投資を行ってきた。しかし1970年代から公害・環境問題に代表される科学技術の負の側面への対応が意識されるようになり、そこから「文理融合」という形で、理学・工学分野と人文・社会科学分野の連携が問われるようになったとしている。つまり「学際」や「複合領域」は、研究実践の形態を問題にした、あくまで価値中立的な概念であるのに対して、「文理融合」の方は、従来の研究の在り方に対する強い批判意識が反映された、その意味で規範的な概念だと言えるのである。

それでは“総合”はどのようなのだろうか。まず“総合”という用語そのものは、これら三つの用語に比して多分にマイナーであり、参考となるような明確な規定は、ほとんど見いだすことができない。しかしこれまでの議論を踏まえることで、比較は十分に可能であろう。例えば総合人間学における“総合”は、研究形態という意味では、明らかに「複合領域」ではなく「学際」である。ただし最低二つの「学問領域」を跨げば、定義上「学際」と呼べるのに対して、“総合”は、あらゆる知の総動員を目指すという点で、やはり単なる「学際」には留まらない。また「文理融合」に込められている批判意識は、明らかに“総合”と重複している側面がある。しかし「文理融合」は官制用語でもあるためか、前掲の浜田らに見られ

るように、あくまで理・工学分野が主導する技術的成果を社会に円滑に接続することが念頭に置かれている。これに対して“総合”が目指すのは、現代社会を見据えた「全体としての人間の総合認識」であって、その意味ではやはり単なる「文理融合」に留まらないと言えるのである。

（3）“総合”の先行諸例に基づく比較

次に、“総合”を実践した先行事例について見てみよう。

・「環境学」の場合

まず「環境学」は、周知のように1960年代以降環境問題を解決するために誕生した「学際」研究のひとつである。注目したいのは、「環境学」の出発点には、環境問題という“新たな研究対象”の出現があり、アプローチが未確立である以上、それは必然的に“総合”せざるを得なかったという事実である。しかし「環境学」が総合人間学と決定的に異なるのは、前者は、解決すべき具体的な問題群が容易に想定できるのに対して、後者の想定する多くの問題は、抽象的で曖昧なものにならざるを得ないということである。例えば「特定の絶滅危惧種を保護する」、「特定の化学物質による土壌汚染を解決する」というのと、過去のシンポジウムテーマにもあるように「人間はなぜ戦争するのか」、「人間にとって学びとは何か」では、“問題”の性質がまったく異なっている。ここから得られる一般的な教訓とは、専門知の“総合”は、研究対象が抽象的・曖昧になるほど難しくなる、ということに他ならない。

・「平和学」の場合

次に「平和学」は、戦争や兵器の問題だけでなく、

社会的な搾取や抑圧の問題をも包含した「平和」の実現を目指す、やはり「学際」研究の一例である

(岡本／横山 1999)。ここで「平和学」を取り上げたのは、この試みが「平和」という抽象的かつ曖昧な研究対象を掲げているにもかかわらず、一定の形で「学際」を行うことに成功したためである。筆者の見たところ、その背景にあったのは、「平和」を定義するための明確な“理論的枠組み”の存在である。つまり抽象的概念である「平和」を「暴力の不在」と定義し、「暴力」を攻撃や威嚇といった「直接的暴力」のみならず、社会経済システムの歪みがもたらす格差や貧困、抑圧といった「構造的暴力」をも含むものと定義したことで、「平和」という概念に、個別具体的な問題が包括的に位置づけられるようになったのである(ガルトウング 1991)⁽⁵⁾。ここからはもうひとつの教訓が得られるだろう。つまり抽象的・曖昧な研究対象を念頭に“総合”を実践する場合、対象を包括的に定義・説明する理論的枠組みが存在することは、きわめて重要な意味を持つということである。

・「エントロピー経済学」の場合

最後に「エントロピー経済学」は、熱力学概念であるエントロピーを経済過程の分析に応用することで、環境や生命の問題をも包含した「広義の経済学」を目指した試みである(室田ほか 1995)。この事例はもしかすると、「学際」ではなく、「複合領域」と呼んだ方が適切かもしれない。しかしここで「エントロピー経済学」を取り上げたのは、この試みが独自の理論的枠組みを提示していたにもかかわらず、後になって当初の活力を維持することができなかったと思われる事例であるためである。ここにはさまざまな評価があるだろうが、筆者の見たところ、そ

の背景には、エントロピーを用いて展開できる議論をやりつくしてしまったことがあるように思える。

ここからは最後の教訓が得られるだろう。理論的枠組みの存在は確かに有益ではあるが、学の構造が特定の枠組みに過度に依存してしまうと、それは危うさを伴うものになるということに他ならない⁽⁶⁾。

(4) 総合人間学における“総合”の特徴

われわれは先に、“総合”が、知の細分化を克服する“新たな学”という点では「学際」や「文理融合」と共通する側面をもつものの、実際には、それらに単純に還元することはできないものであるということを見てきた。では、以上の先行諸例からは、何が見えるのだろうか。

まず、総合人間学の研究対象が「人間」とであるということは明らかである。しかしここでの「人間」は、単に分析可能な具体的な“ヒト”ではない。それは人文・社会科学的に捉えられる“人間存在”の側面を内包した、あくまで抽象的で曖昧な対象としての「人間」とあるということである。前述のように、総合人間学で扱われる「課題(テーマ)」自体も、多分に抽象的で曖昧なものを含んでいる。それは、われわれの捉えようとしている「人間」自体が、そもそもそのようなものだからに他ならない。

したがって“総合”の実践においては、当然、研究対象である「人間」を捉えるための、独自の理論的枠組みが不可欠であるように思えるだろう。ところが総合人間学にはそれが無い。総合人間学にあるのは、あくまで「全体としての人間の総合認識」という“目標”だけである。そしてその目標に即して言えば、理論的枠組みを用意し、あらかじめ「人間」を特定の形で定義することは、むしろ“総合”の方向性に反するのではないかという見解さえありえるので

ある。

つまり現状でわれわれに要求されているのは、互いにまったく異なる背景を備えた専門家が、それぞれ「人間」を定義する一切の準拠点を持ち得ないまま、互いの専門知を“総合”し、「全体としての人間の総合認識」に到達しなければならないということに他ならない。そのようなことが、果たして実現できるのだろうか。ここから分かるのは、学会において決定的に不足していたのが、まさにこの「総合の方法」をめぐる議論だったということである。

4. 「中間理論」の方法論とその活用例

(1) 「総合の方法」を考える

以上を通じてわれわれは、総合人間学の“学としての特徴”について概ね理解できたと思われる。それではこの“新たな学”を成功させるために、われわれにはいかなる「総合の方法」が余地として残されているのだろうか。いやその前に、「総合の方法」という観点から見た場合、われわれはこれまで、いかなる“方法論”を念頭に置いて“総合”を実践してきたのだろうか。

実は前述の小林は2006年の時点で、文字通り「総合人間学の課題と方法」という表題のもと、次のように記していた（小林2006b）。すなわち総合人間学は「人間の全体像の把握」へと至る手順として、①観察から実験、検証を経て新たな仮説の提唱という科学の基本的方法を維持しつつ、②「物質→生命→精神（宇宙→生物界→人間）」の三段階において、それぞれに運動法則や基本特徴を明らかにする、③そして得られた知見や仮説は、極大である宇宙の視点から極小であるミクロの視点に至るまでを哲学的に統合する、というようにである。また、「設立趣意」には次のような一節がある。

「つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業をくりかえすことで、全体像に接近するしかないでありましょう」（小林2006a）。

つまり総合人間学には、“方法論”がなかったわけではないのである。しかしここから分かるのは、当初想定されていた「総合の方法」が、いかに“大雑把”なものであったのかということである。筆者はここに、多様な専門家が集まるということのみが焦点化され、その先については、とにかく議論さえ続けていけば、いずれは何らかの収斂が起こるはずだという、きわめて甘い想定があったように思えてならない。

おそらくわれわれが行ってきた“総合”実践は、具体的な方法論としては、次のように定式化できると思われる。つまり特定の具体的な「課題（テーマ）」を最初に設定し、そこに互いの専門的知見を持ち寄るという“総合”の方法である。そして想定においては、そこから新たな知見が蓄積され、徐々に「全体としての人間の総合認識」へと至ることになっていた。この方法論を本論では、個別的な「課題（テーマ）」に対して、専門知を直接的に“総合”するという意味で、「直接的総合」と呼ぶことにしたい。

それではなぜ、「直接的総合」では、互いの専門知を結びつけ、それを新たな知見として昇華させることができないのだろうか。逆の方向から考えてみよう。つまりなぜ、先行事例においては、理論的枠組みの存在が重要な意味を持っていたのかである。それは理論的枠組みの存在が、互いの専門知を繋ぐ準拠点として、つまり「共通の言語装置」として機能したからではないだろうか。つまり「直接的総合」の最大の問題点は、やはりこの「共通の言語装置」

の欠落にあったのではないかということである。

こうしてみると、われわれは総合人間学が直面している深刻な“ジレンマ”というものに気づかされよう。つまり総合人間学が抽象的で曖昧な「人間」を対象とする以上、われわれは確かに「共通の言語装置」を必要としているのである。しかし他方で、

「全体としての人間の総合認識」という目標からは、前述のように、事前の枠組みの設定が、むしろ有害なものとしても理解されうる。また先行事例で見たように、特定の理論的枠組みに過度に依存する状況は、かえって学全体を危うくするだろう。

つまり筆者が「中間理論」という形で提起したい考え方は、この一連の“ジレンマ”に対するひとつの応答でもあるのである。

(2)「中間理論」と「間接的総合」

ここからは「中間理論」の考え方について、以下のポイントに即しながら、具体的に見ていこう。

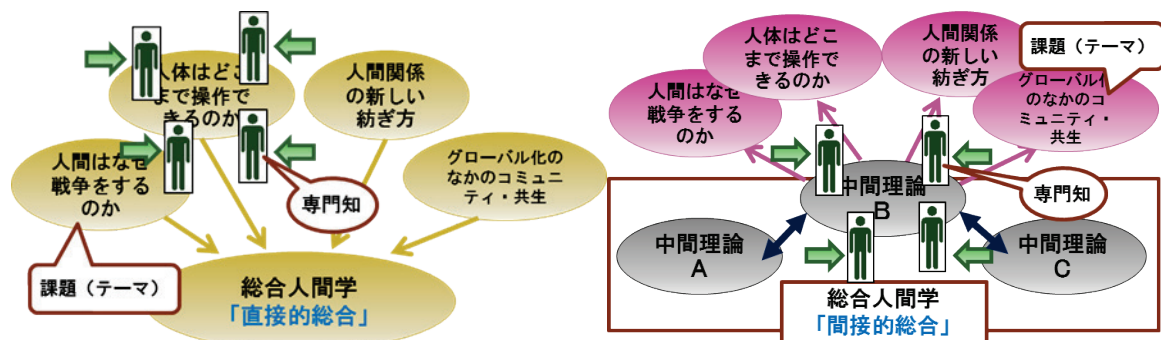


図 「直接的総合」と「間接的総合」の違い

なお、ここで「共通の言語装置」となる理論的枠組みには、さまざまな候補が考えられる。例えばそれは、特定の「課題（テーマ）」の解明に特化したものであっても、また既存の理論からの転用であっても、さらに新規に構築されるものであってもかま

・「中間理論」のポイント①—「共通の言語装置」としての「中間理論」

まず「中間理論」においては、“総合”実践のためには、やはり「共通の言語装置」の存在が不可欠だという立場をとる。具体的には「課題（テーマ）」を設定する前に、まずは特定の「人間」を理解するための理論的枠組みを共有することを優先する。そして個別の「課題（テーマ）」は、あくまでその理論的枠組みを媒介することで検討する、という形式を採るのである。このとき「共通の言語装置」は、一方では専門知を繋ぐ準拠点となり、他方では「課題（テーマ）」を分析する参照点として機能する。

「課題（テーマ）」と専門知の間に「共通の言語装置」を介在させるという点で、この方法論は「間接的総合」と呼ぶことができるだろう（図）。

わなない。それが「中間理論」として位置づけられる条件とは、それが何らかの形で「人間」を体系的に定義することを可能にするものであること、そして自然科学系から人文・社会科学系まで、なるべく多

く専門知がそこに接続できる理論である、ということだけである。それがより良い「共通の言語装置」になりうるかどうか、この点があくまで重要なのである。

・「中間理論」のポイント②—「共通の言語装置」の共有過程にある“総合”

それではこの方法論のどこに“総合”があるのだろうか。前述のように、「直接的総合」では、“総合”は、「課題（テーマ）」に対して各々が専門知を持ち寄るという局面において存在した。これに対して

「間接的総合」では、“総合”は、むしろ先の理論的枠組み、すなわち「共通の言語装置」を共有していく過程の中に存在すると考える。

例えばいかなる理論的枠組みであっても、それが直ちに「共通の言語装置」として機能するわけではない。それが専門知を繋ぐ準拠点、「課題（テーマ）」を論じる参照点として機能するようになるためには、理論が示す「人間」の枠組みを、各自がそれぞれの専門知の中に位置づけ、理論的枠組みを自らの専門知の中で“活用”できるようにならなければならない。そして議論を繰り返し、それをより良いものに再構築していく努力が各々に求められるだろう。つまりこうした広義の「共有過程」の中にこそ、“総合”の実体があると考えるのである。

・「中間理論」のポイント③—「動的な学」としての総合人間学

そして最後に、おそらく最も重要な点であるが、「中間理論」においては、総合人間学の目標であった「全体としての人間の総合認識」を、一面では敢えて放棄する。そもそも、なぜここでは一連の方法

論を「中間理論」と呼ぶのだろうか。それは単に、特定の理論が「課題（テーマ）」と専門知の間を媒介するということだけを意味しない。それは同時に“究極的に完成された人間学理論”というものを否定し、総合人間学の理論は、常にある面では“暫定的で不完全な理論”に過ぎない、ということを示唆するためである。

前述のように、「中間理論」においては、何らかの形で「人間」を定義できる理論的枠組みの共有を重視する。しかし、それはすべての構成員に受容される必要はない。つまり理論的枠組みは、常に“任意の集団”によってのみ通用する「共通の言語装置」であって良いのである。そうすると、複数の“任意の集団”が、それぞれ別々に異なる理論的枠組みを掲げることになるはずである。しかしここでは、それらをひとつの“究極的な理論”に収斂させる必要はまったくない。むしろ“不完全”な「中間理論」を許容し、複数の「中間理論」の併存を肯定するのである。

したがって「中間理論」は、単一の理論や原理にすべてが収斂しないという意味では、確かに「全体としての人間の総合認識」を放棄しているとも言えるのである。しかしそれぞれの「中間理論」は、“任意の集団”に依拠するものであるとはいえ、それぞれに「全体としての人間の総合認識」を目指したものであったことは間違いない。そしてここで、こうした複数の「中間理論」が、常に新たに誕生し、ときに対立し、影響を受け合い、そして使い古されていく、いわば長期的な「運動」全体の中にこそ、実は総合人間学というものの本質があるのだと考えてみればどうだろう。「中間理論」は必ずしも「全体としての人間の総合認識」を放棄したわけではな

い、とも言えるのではないだろうか。

(3)「自己家畜化論」を活用した「中間理論」の事例

もっとも、以上の説明だけでは、「中間理論」を具体的なイメージとして共有することができなかったかもしれない。そこで、ひとつの事例を用いて考えてみよう。実はこの一連の方法論には、モデルとなったものが存在している。それは小原秀雄氏による「自己家畜化論」であり、同論をめぐって実施されていた小規模な研究会である⁽⁷⁾。

まず「自己家畜化論」とは、家畜と人間の類似性を手がかりとして人間の本質を論じようとしたひとつの試みであり、その理論的骨子は、以下の三つの概念によって整理できる⁽⁸⁾。すなわち、①性周期の乱れ、薄い体毛、部分的な長毛化を含む「家畜と人間の形態的類似性」、②人工環境によって自然環境から“間接化”された生活条件への適応（人為淘汰＝家畜化）を、人間は自らに行い、またそれによって人間自身も変容していくという「自己人為淘汰」の概念、そして③その「自己人為淘汰」の歴史的帰結として現代社会において生じている、「人間の自然さ」との不整合がもたらす社会病理としての「自己ペット化」の概念である。

「自己家畜化論」の具体的な内容は、ここではひとまず不問としてほしい。注目してほしいのは、ここに、一定の仕方では「人間」を体系的に定義でき、また自然科学系から人文・社会科学系を含めて多様な専門知が参画可能な、つまり先の条件を満たした理論的枠組みが存在しているところである。ここでは仮に「自己家畜化論」を「中間理論」として用いる場合、いかなる形で議論が進められるのかについて見てみよう。

まず、最初に行うのは個別的な「課題（テーマ）」の設定ではなく、「共通の言語装置」となる「自己家畜化論」を共有することである。その際参加者は、「自己家畜化論」を自らの専門知へと持ち帰り、そこで「人間」を捉える知見がどのように変化し、位置づけ直されるのかを検討する。そしてそこから得られた知見を、今度は「自己家畜化論」へとフィードバックし、皆でより良い理論へと修正を加えていくのである⁽⁹⁾。ここで参加者の専門知は、例えば霊長類学でも、哲学でも、生態学でも、心理学でもいいだろう。「自己家畜化論」が「共通の言語装置」として機能する限り、参加者は互いの専門知の繋がりを、「自己家畜化論」を準拠点として把握できるはずである。そしてこの段階に至って初めて、具体的な「課題（テーマ）」に踏み込んでいく。例えば「人間はなぜ戦争をするのか」や「人間にとって学びとは何か」でもいい。「自己家畜化論」が「人間」を論じる「中間理論」である限り、ここでは多様な「課題（テーマ）」が、「自己家畜化論」を参照点として議論できるはずである。

5.「中間理論」をめぐる議論と課題—「創立 10 周年記念フォーラム」をふまえて

さて、以上を通じて、われわれは本論の主題である「中間理論」という「総合の方法」について見てきた。ここからは「創立 10 周年記念フォーラム」（2016 年 5 月開催）を実施する過程において行われた議論を整理し、主要な論点について取り上げておきたい。

(1)「間接的総合」のさまざまな位相—「キーワード」の共有、「問い」の共有、「理論」の共有

まず、フォーラムの準備会合では、穴見慎一氏が

中心となり、報告者間でさまざまな議論が行われてきた。その中でも、重要な論点のひとつとなったのが、「間接的総合」に必要な「共通の言語装置」には、「(中間)理論」だけでなく、例えば「キーワード」や「問い」といったさまざまな“位相”があるのではないかという指摘である。筆者はこの点について、現時点では以下のように考えている。

まず、「キーワード」、「問い」、「理論」は、確かにいずれも「共通の言語装置」として機能する余地がある。しかし「共有の度合い」については、傾向として前者に進むほど、その水準は低くなると考えられる。例えば「キーワード」の共有だけでは、おそらく「共通の言語装置」としての機能はほとんどない。なぜなら「キーワード」は、それ自体で多義的であり、一般的に文脈を定めないと定義ができないからである。とりわけ抽象的な概念であるほどその傾向は顕著であり、そこでは最初の定義の段階でさえ、議論が収斂しない可能性があるだろう⁽¹⁰⁾。

次に「問い」の共有の場合は、確かに相対的に深い共有が可能となるが、それが仮に、文字通り「問い」を形式的に共有するだけである場合、そこには同じ問題があると言える。なぜなら「問い」も、一般的に文脈に応じて定義されるものであり、それ自体では無数の異なる解釈が成立してしまうからである。したがって筆者は、「共通の言語装置」を機能させるためには、原則として、やはり「理論」のレベルでの“総合”が不可欠であると考ええる。

しかし「キーワード」や「問い」の共有が、有用な「共通の言語装置」へと展開することがないわけではない。それは、「キーワード」や「問い」の議論を通じて、参加者間に専門知を超えた、「人間」を捉える何らかの共通認識が形成された場合である。例えば大倉(2017)が指摘するように、「若手研究

部会」が成功しているのは、そこで「問い」を媒介として忍耐強く議論が繰り返された結果、専門知を超えた形での、対象に対する何らかの共通認識が形成されたからであろうと筆者は考える。そして筆者は、おそらくこの点にこそ、実は「理論」というものの本質を理解する鍵があるとも思うのである。

そもそも「理論」とは、特定の「対象」を、特定の形で理解するための「解釈の枠組み」のことである。例えば「人間に対する理論」とは、「人間をいかなる形で理解するのか」を示した「解釈の枠組み」であると言って良い。つまり任意の集団において、最初は「キーワード」や「問い」の議論であったとしても、そこから「対象」、さらに言えば「人間」に対する何らかの「共通認識」が形成され、それが一定の形で体系的に言語化されたとき、それはわれわれが「理論」と呼ぶものに等しくなるのではないかということである。

(2) 総合人間学は“究極の人間学理論”へ向かうべきか

次に、報告者の間で議論となったもうひとつの論点は、そもそも総合人間学は、人間を説明する“究極の人間学理論”を目指すべきかどうかというものである。前述のように、この目標を敢えて“否定”することこそ、まさに「中間理論」の核心部分のひとつであった。これは非常に重要な論点なので、今後とも継続した議論が必要だろう。ここではやはり、現時点における筆者の考えを提示しておきたい。

まず筆者が“究極の人間学理論”を否定するのは、第一に、先の「総合の方法」をめぐる“ジレンマ”を克服するためである。つまり単一の理論に過度に依存した学の構造は、“総合”の試みを阻害し、また学そのものの基盤を脆弱にすると考えるためである。

しかし根本的には、筆者は、すべての人々に受け入れ可能で、「人間」を余すことなく説明できる、すなわち文字通り普遍的で完全と言える「総合認識」などというものが、存在するとは思えないのである。前述のように、総合人間学が対象とする「人間」は、単なる具体性を持った“ヒト”ではなく、多分に抽象的で曖昧な“人間存在”を含むものであった。問題となるのは、この後者の側面に関わる、とりわけ“人文科学”というものの特性である。例えば人文科学においては、実に専門知の数だけ「人間」の定義、「人間」の理論があると言え、また多くの場合、それらは互いにほとんど相いれることはない。そしてなぜ、このような事態が生じるのかと言え、人文科学の世界においては、物事は常に、「X という見方をすれば Y である」という形式によってしか記述することができないこと、より端的に言えば、そこには厳密な意味での「正しい答え」が、そもそも存在しないからである。

この事実は、自然科学系の方々だけでなく、人文・社会科学系の方々にも、改めて想起してもらいたい。なぜなら学問の歴史において、自然科学とは、そもそもこの人文科学の曖昧さを打破するために誕生したものであるということ、そしてその意味では、後世のわれわれが総合人間学に取り組んでいること自体が、「人間」を掌握するためには、結局われわれは、曖昧な人文科学の潜在力を必要としていたという“皮肉な事実”を物語っているからである。人間は、ある面では常に“意味の世界”において生きており、人間に関わる事物の理解には、常に何らかの恣意性や価値判断が含まれている。つまりわれわれが“意味”や“価値”の世界で生きる以上、すべての曖昧さを排除することはできないのである。

したがって、総合人間学が人文科学を取り入れようとする以上、人間学理論は、たとえそれがいかなるものであっても、そこに必ず恣意的な前提や価値判断が含まれたものとなる。特定の時代において“究極の理論”だとされたものでも、時代の前提が崩れ去れば、その恣意性は途端に暴露されるのである。前述のように、かつて小林は、「人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出す」ことで“総合”は可能であると述べていた。この方法論に限界があることは、同じ理由で説明できよう。なぜなら「人間認識に不可欠な知見」とは、そもそも何によって決められるのか、そのことが確定しない以上、それを「もらさず拾い出す」ことなどそもそも不可能だからである。

それゆえ筆者にとって真に重要だと思えることは、むしろそうした“究極の人間学理論”が存在しないと仮定したとき、それでもわれわれが、いかにして有益な形で「全体としての人間の総合認識」を達成できるのかということである。総合人間学を「動的な学」として捉えようとする筆者の意図は、まさにここにあるのである。

(3)「中間理論」の創造という課題

加えてフォーラムを終えて後、改めて課題となった論点についても取り上げておきたい。それは穴見(2017)が指摘するように、「自己家畜化論」はあくまで例外として、実際には既存の理論で「中間理論」として活用できるものは限られているという指摘である。

その指摘に対して、筆者は概ね同意する。しかし他方で、われわれはやはり自ら「中間理論」を新しく創造するということも覚悟すべきではないかと思う。前述のように「中間理論」の前身となるのは、任意の集団において形成された、専門知を超えた何

らかの「共通認識」である。それが「人間」を説明するものとして体系化され、言語化されたとき、それは「中間理論」と呼びうるものになるだろう。

もちろん任意の集団が「共通認識」を形成していくためには、最初に有効な“出発点”となるものが必要かもしれない。とはいえそうした“出発点”を見いだすことは、実はそれほど困難なことではない。例えば先の「人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業」にしても、筆者はそれを“究極の人間学理論”へと至る手法としては批判したが、任意の集団が独自の「中間理論」へと至る“出発点”としては、非常に魅力的なものであると考える。大倉（2017）が提案する、過去の「総合知」を読み解き、「〈総合〉人間思想史」を構築していくという試みも同様である。こうした“出発点”を工夫することは、総合人間学を志す人間にとって、まさに腕の見せ所ではないだろうか。

（4）学会の役割と小研究会の役割

そしてここから派生してくる論点が、「中間理論」の推進母体となる小研究会と、学会全体の役割分担というものである。この点に関連して、すでに穴見（2017）は「次の10年にすべきこと」という形で具体的な提言を行っているが、ここでは本論の趣旨に沿った形でやや試行的な提案をしてみたい。

まず「中間理論」は、これまで見てきたように、綿密な議論を積み重ねることが可能な“任意の集団”，すなわち有志による小規模な研究会として行うことが、おそらくきわめて重要である。なぜなら不用意に参加者が増えてしまうと、異論が絶えず、結局「共通の言語装置」を形成していくことが困難となるためである。特定の「中間理論」を掲げることは、確かにそれに賛同しない者を排除しよう。しかしそ

のこと自体はまったく問題ない。なぜならそうした者は、新たに別の小研究会を開催し、そこで自身が納得のいく「中間理論」を新たに創出すればよいからである。

ただし、こうした実践が十全に展開されるためには、一連の小研究会と学会全体とが適切な役割分担を行っていく必要がある。例えば学会全体は、ここでまさに「設立趣意」にあったように、限りなくオープンで、ありとあらゆる立場の人間が、多様な見解をもって参加可能となることを保障すべきである。これに対して総合人間学の「本丸」となる理論形成は、そうした有志の小研究会にあくまで委ねられる。ここでは複数の小研究会が、それぞれの参加者に特徴的な「中間理論」をそれぞれに掲げ、相互に良い意味での影響関係が形成されることが望ましい。

そして念のために強調すれば、ここで学会は、全体として、乱立する「中間理論」を統合する必要はまったくない。複数の異なる「中間理論」を止揚させ、新たな「中間理論」を形成するのは、あくまで小研究会の仕事だからである。学会はむしろ、「全体としての人間の総合認識」を志す諸個人や集団に居場所を提供し、いわばそうした人々を支える“プラットフォーム”としての役割に徹するのである。

そのような前提に立って考えれば、年次大会の样相も違ったものになるかもしれない。これはあくまで想像だが、例えばそこでは、個人研究発表と同程度に、小研究会による成果報告が重要な意味を持つようになるかもしれない。またシンポジウムにしても、すべてを学会全体が企画する必要はなくなるかもしれない。そこでは活発な小研究会が、持ち回りでシンポジウムの企画を練るということも、十分に考えられるからである。

6. おわりに—学会への提言

さて、ここからは本論を締めくくるにあたって、これまでの議論を踏まえつつ、改めて学会に何が問われているのかについて考えたい。

まず、冒頭でも述べたように、筆者はこの「中間理論」の考え方が、総合人間学における唯一の方法論であるとはまったく考えていない。筆者が本論を執筆したのは、こうした思い切った提案をすることによって、学会において“理論と方法”をめぐる議論が少しでも高揚することを願ってのことである。近年学会に漂う閉塞感は、おそらくわれわれが想像している以上に深刻で、かつ根源的なものである。そうした意味において、学会は今、重大な分岐点に差し掛かっていると思えるからである。

とりわけ筆者に気がかりなのは、今日の学会の方向性が、これまで提起してきた学の在り方とは、まさに逆の方向に向かっているように見えることである。例えば、「創立 10 周年記念フォーラム」の際、フロアからは次のような指摘があった。つまり総合人間学の目的は、あくまで「世界問題」を解決することであり、総合人間学は、いわばそのための“道具（ツール）”に過ぎない。したがって「総合の方法」といった枠組みの議論は、不要な抽象論ではないかという指摘である。

この指摘に対しては、筆者は次のように問い返したい。そもそも、われわれが敢えて学会という場を集っているのはなぜなのだろうか。それはわれわれが、問題の本質を問い、問題と真に対峙していくためには、“総合”による新たな知の創造が不可欠であると確信したからではなかったか。そして“総合知”を形成することが、実際にはいかに困難を伴うものなのかということ、それこそわれわれが 10 年の歳月をかけて学んできたことではなかったかというこ

とである。そうだとすれば「総合の方法」を論じるということは、無意味であるどころか、まさに総合人間学の根幹に関わることであるということが分かるだろう⁽¹¹⁾。

もちろんそうした指摘は、学会全体ではマイナーであるように思えるかもしれない。しかし近年学会は、こうした「問題の解決」だけでなく、どこかで現実社会への「目に見える成果」に焦り、それと似た性急さに突き進んでいるようにも思えるのである。それを象徴するのが、学会が運営委員会の署名で 2015 年の 7 月に発表した、「安全保障法制関連法案に対する声明」である⁽¹²⁾。この声明案が浮上した際、当時運営委員・理事であった筆者は、学会に「声明文発表に関する意見書」を提出して強く反対した⁽¹³⁾。この声明文は、ぜひ一読してもらいたい。声明が意味しているのは、国民を二分する論争的な問題に対して、事実上学会が、予断をもっていずれかの立場を宣言したということである。一般市民も含めて多様な立場の人々に参加を促すはずの学会の趣旨としては、まさに本末転倒と言うべきだろう。本論の趣旨からいえば、それは主として“任意の集団”が行うべきことであって、決して学会が全体として行うべきことではないからである。

総合人間学は、常に開かれたものでなくてはならない。そして「全体としての人間の総合認識」を希求する、あらゆる個人や集団が、互いに切磋琢磨を続けられる“プラットフォーム”となることが理想である。そしてその点から言えば、学会が早急に取り組むべき課題がもうひとつある。それは学会誌や査読体制を含む、総合人間学における“評価”の仕組みを再検討することである。

この“評価”の問題は、多くの「学際」研究において、しばしば共通した困難があることが指摘されて

いる⁽¹⁴⁾。つまり「学際」とは、これまでにない“新たな学知”の創造を意味するものだが、それを“評価”しようとする、結局“既存の学知”を用いるより他にないという根本的な矛盾である。あらゆる専門知の“総合”を図り、そこに一般市民の参加をも促す総合人間学としては、この矛盾はいっそう顕著なものとなるはずである。実際、これまでも学会では、新たな着想に挑戦する若手の論文が、特定分野の素養が不十分であるという理由でリジェクトされたり、熱意ある市民の報告が、学問的な素養が不十分であるという理由で否定されたり、といったことが散見されてきたように思える。しかし総合人間学が真に“新たな学”を目指すのであれば、“評価”の仕組みもまた、特別な工夫があって然るべきだろう。例えば前者の場合で言えば、査読体制において、1名は一般的な査読者を用意し、もう1名は、投稿者がリストの中から希望する候補者を申し出ることができるという方法は考えられないだろうか。あるいは後者で言えば、長期的には大会や学会誌において“市民枠”を別途用意し、熱意ある市民の活躍の場を提供するといったことも考えられる（だがそれ以前に、まずは市民にとって居心地の良い場や雰囲気づくりが求められていると言えるだろう）。いずれにしても、この問題は継続的に議論していくべき重要な課題であると思われる。

最後になるが、筆者は「創立10周年記念フォーラム」を企画し、一連の議論を先導してきた穴見氏に対して、ここで改めて感謝の意を称したい。穴見氏の努力と熱意、そして辛抱強さがなければ、おそらくこのフォーラムは実現しなかった。そして筆者がこうして本論を執筆することもなかったはずである。繰り返すように、総合人間学は今、岐路に立っていると思われる。そしてそれがどこに向かってい

くのかは、今のわれわれにかかっているだろう。

注

- (1)総合人間学会の「設立趣意」は、ウェブサイトにも掲載されている (http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2)。
- (2)「研究会」「談話会」の頻度は、2015年頃から縮減されるようになった。
- (3)例えばスノーは、科学者（自然科学）と文学的知識人（人文科学）の断絶について、それを意思疎通ができなくなった「二つの文化」として言及したが（スノー1971）、すでにウェーバーは、20世紀初頭に、合理化され、細分化されていく学問が、もはや人間存在にとっての理想や価値を表現しえないものとなったとしている（ウェーバー1980）。
- (4)該当箇所の部分訳は、研究開発戦略センター（2005, pp.35-36）を参照。
- (5)またここでは「直接的暴力」の不在を「消極的平和」と呼び、「構造的暴力」の解決こそが目指されるべき「積極的平和」の状態であるとする。
- (6)「エントロピー経済学」は、実際には「人間の経済」や「等身大の生活世界」、「生命系の経済」、「農」といった、数多くの優れた観点を持っていた。しかし無理に「科学的」であろうとしてエントロピー概念を強調しすぎた結果、こうした観点を埋もれさせてしまったと言えるだろう。
- (7)「〈自己家畜化〉論」研究会は、穴見慎一氏が中心となり、2013年より定期的に実施され、2016年8月20日には第7回研究会が実施された。
- (8)小原（2000）。また「自己家畜化論」そのものの詳細な議論については、上柿（2014）を参照のこと。
- (9)筆者は実際にこの作業を自身の専門分野である

環境哲学で行った。上柿（2014）はその成果と言っても良いだろう。

(10)長谷場（2017）は、2012 年のシンポジウムの反省から「自律」という「キーワード」を挙げたが、この概念もまた、きわめて抽象的で、多義的である。

(11)われわれは社会的実践における「問題の解決」と、学問が果たすべき「解決への貢献」とを混同してはならない。両者を厳密に区別することは難しくとも、その社会的役割の違いを常に念頭に置いて考えるべきだといえるだろう。

(12)本声明は、学会のウェブサイトに掲載されている (<http://synthetic-anthropology.org/?p=676>)。

(13)筆者がそこで主張した骨子は次の通りである。

①特定の政治的課題に対して学会が何らかの立場を宣言することは、内容を問わず、本学会の理念とは相いれない、②ただし例外的に、総合人間学の営為そのものが脅かされる場合はこの限りではないが、本件はそれに該当しない、③本件は国民を二分するきわめて論争的な問題であるとともに、ここでは本来分離可能な複数の問題が無造作に連結されており、結果きわめて排他的な声明となっている、④代替案として、有志に基づく声明とすれば問題はなくなり、社会貢献という意味では、学会主催で大々的な討論会を主催するという方法もある——ただしその場合は必ず賛成側／反対側双方の立場が公平に扱われるべきである。

(14)例えば森（2014）を参照。

参考文献

穴見慎一（2017）「「学会創立 10 周年記念フォーラム」のための弁明」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 11 号第 1 部

上柿崇英（2013）「学問としての『総合人間学』の

課題」『3・11 を総合人間学から考える』総合人間学会編、学文社、pp.142-146

上柿崇英（2014）「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 8 号、pp.142-146

大倉茂（2017）「若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える一問いの共有と総合人間学史の構築」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 11 号第 1 部

岡本三夫／横山正樹編（1999）『平和学の現在』、法律文化社

小原秀雄（2000）『現代ホモ・サピエンスの変貌』朝日選書

研究開発戦略センター（2005）『分野融合研究への新たなスキーム—米国の“戦略イニシアティブ”』独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター

小林直樹（2006a）「総合人間学に向けて」『総合人間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直樹編、学文社、pp.1-4

小林直樹（2006b）「総合人間学の課題と方法」『総合人間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直樹編、学文社、pp.11-31

小林直樹（2007）「発刊の辞」『人間はどこに行くのか』総合人間学会編、学文社、pp.1-4

長谷場健（2017）「総合人間学の方法論試論—「人間の自律」をキーワードとして」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 11 号第 1 部

浜田真悟／刀川眞／横田慎（2005）「文理融合研究の政策推進の試み—科学技術政策にみる過去の事例・問題整理と現代の科学技術政策研究上の要請

をふまえて」『年次学術大会講演要旨集』研究・イノベーション学会, 20(2), pp.696-699

室田武／多辺田政弘／槌田敦（1995）『循環の経済学』学陽書房

森壮一（2014）「文理連携による統合研究に関する調査研究」『科学コミュニティとステークホルダーの関係性を考える（第一報告書）』科学技術・学術政策研究所

M・ウェーバー（1980）『職業としての学問』尾高邦雄訳, 岩波文庫

J・ガルトゥング（1991）『構造的暴力と平和』高柳先男／塩屋保／酒井由美子訳, 中央大学出版部

C・P・スノー（1967）『二つの文化と科学革命』松井巻之助訳, みすず書房

National Academy of Sciences, National Academy of Engineering, and Institute of Medicine of the National Academies(2004). Facilitating Interdisciplinary Research. The National Academies Press

[うえがき たかひで／大阪府立大学
／環境哲学]

総合人間学の方法論試論

―「人間の自律」をキーワードとして―

An essay on Methodology of Synthetic Anthoropology: Human self-reliance as the key word

長谷場 健

HASEBA, Takeshi

はじめに

総合人間学会は 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を総合人間学の理論と実践性が試される緊急かつ重要な課題と捉え、翌年の第 7 回研究大会で「3.11 と総合人間学―人間（ヒト）・未来への選択」と題するシンポジウムを企画し開催した。そこでの主催者側の趣旨は「物質的充足，精神的解放を求めてきた近代合理主義・科学技術文明は飽くことなき物質的欲望と巨大科学技術を生み，その結果，地球環境を危機に陥れ，また，個人および社会の病理を噴出させている。そのような中，3.11 および福島原発事故が発生した。これまでの現代文明を見直し，自然のより深い理解に基づき，人間にとって真に豊かな文明とは何かを展望する」というものであった。シンポジウムのサブテーマとしては，1. [専門家の社会的責任のあり方] 松本三和夫氏（科学社会学）「構造災の科学社会学―発電用原子炉をめぐる決定不全性」，2. [科学・技術のあり方] 野家啓一氏（科学・歴史哲学）「3.11 以後の科学技術と人間」，3. [自然と人間（ヒト）のあり方] 木村光伸氏（地域生態論・霊長類学）「人間らしさの生態的基礎―自己家畜化論の再検討として」，4. [文明のあり方] 佐藤節子氏（法哲学）「近代の人間観からアニミズム的思考へ」の 4 つが選ばれ，

総合人間学の実践が目指された。本稿では，そこで実践されたパネリスト間でのキーワード（KW）の共有による 4 つのサブテーマの総合の試み，さらには数年後再びそのシンポジウムを振り返りより一般的かつ抽象度の高い KW を用いて再び総合を試みた実践について述べたい。

1. キーワード（KW）の事前設定によるシンポジウムの総合の試み

私はその時の大会実行委員長として，総合人間学会ならではのシンポジウムとは如何にあるべきかを思案して，各パネリストに学会が目指してきたものやこのシンポジウムの趣旨を説明すると同時に，本シンポジウムが各サブテーマを有機的に関連付け総合を目指すものであること，そして，各自の講演内容に「3.11，人間，生物としてのヒト，未来への選択」の 4 つを KW として容れていただきたい旨をメールで数回に渡って伝えた。そうすることにより，各パネリストの発表内容の関連性が強まり，聴衆も各内容を関連付けて理解でき，討論を通して総合化が可能になるのではないかと期待した。この試みは，これまでの大会シンポジウムとは異なり，テーマのみならず KW を共有することによって各発表内容の総合を目指した初の実践例であった。

しかしながら、メールのみでの連絡では主催者側の趣旨を各パネリストに十分伝えることができず、実際の発表内容は必ずしもKWを意識したものとはいえない独自の内容に留まった。そのため、私は各発表内容をどのように関連付けて纏めるかで司会者として大いに悩んだ記憶がある。さらに、聴衆を含めての討論にも（司会のタイムキーピングの不手際もあり）時間を十分確保できず、総合を目指したシンポジウムとしては決して満足の行くものではなかった。KWの選択に関しても、「人間、ヒト」というKWで社会文化的側面と生物的側面の統合としての人間（ヒト）の理解を目指すことを意図したものであったが、パネリスト間でその意図が共有されず必ずしも適切なKW設定とは言えなかった。また、たとえKWの設定が適切であったとしても異分野のパネリストが事前の協議なしにKWを共有して各自の発表内容を意識的に交差させることは容易ではないと思われた。私が行ったシンポジウムでの総括および大会後に報告したレビューも4つの発表内容の理解、連付けが不十分なまま浅い内容に終わってしまった。シンポジウムのコメンテーターの一人は「パネリスト4名の講演は同じKWを含んでいてもそれぞれ異なる対象を問題としており、理解の枠組みも全く異なっており、総合人間学としてのシンポジウムを行うことの難しさが如実に表れていた。議論が深まらずなし崩しのシンポジウムはどの学会にもある“深く限定的”なもののことだが、総合人間学会ではそれが顕著になる」と述べていた。幸いにも、このシンポジウムは学会初の試みとして各講演を動画でホームページにUPしたこと、さらに、各パネリストの講演内容は論文として『3.11を総合人間学から考える』（総合人間学会編2013年）に掲載されたことで内容を振り返ることができ

た。そして、その後数年の熟成期間を経て、各講演内容の関連が少し見えてきたよう思え、改めて私が捉えた各講演内容の骨子を以下に纏めてみた。

2. 大会シンポジウムの各講演内容を振り返って—その要旨と関連性

〔専門家の社会的責任のあり方〕で、松本氏は「現代は巨大科学技術と社会システムが一体化することにより不確実性とリスク社会が出現し、その技術の加害責任は限定不可能な無限責任であり、それを有限化するための新たな責任分配制度の創出が必要である。そのためには選択された政策および責任の所在を明らかにできるように政策の前提とそれに至るプロセスを明示する立場明示型の複数の選択肢が提示されるべき。」と述べた（この時の講演内容に関しては2012年に出版された）。野家氏は〔科学・技術のあり方〕で、「巨大科学技術の在り方、不確実性の中の意思決定に関してはシビリアンコントロールが重要となり、科学的合理性のみならず社会的合理性の相補的協働が必要。また、その加害は、民主主義的決定に参加できない未来世代にも及ぶため、世代間倫理の構築が必要である。」と述べた。以上のように、松本氏は結果責任について社会制度上の空白を埋めることによって、野家氏は予防責任について制度上のみならず政治的、倫理的空白を埋めることによって問題の克服を図るべきとした。これらの主張は、科学技術が人間、社会的責任、社会制度、環境、自然さらには未来世代との関係で如何にあるべきかの議論と捉えることができる。なお、松本氏の講演内容は巨大科学技術および経済発展至上主義の近現代文明を本質的に転換すべきというより、近代的合理主義および科学技術のさらなる発展によって現代社会の問題を克服しようとする思想の

流れにあったように思える。一方、野家氏の「世代間倫理」は民主主義および人間と地球環境との関係のあり方を問う文明変革論の一つといえる。ただ両氏とも、原発事故災害を現実には被った人々や社会に対する過失責任を現行の法制度で問うことについては触れず、責任の在り方論に不安全感が残った。背後にある政治的、経済的意図の責任も含めて市民感情に沿った責任論とは何かを問うことによって、複雑さに紛れて免罪されがちな現代文明社会の問題が明らかとなり、改革への展望がより具体的に見えてくるように思える。

木村氏は「自然と人間（ヒト）のあり方」で、「人間（ヒト）は自ら造った人工環境への適応の結果として自己家畜化してきた。そこで働く自己人為淘汰・自己選択には目的も目指す方向性もなかった。あったのは欲望の限りなき連鎖である。そして、生存のための生物的欲求が人間（ヒト）では近代化、経済発展至上主義によって制御困難な社会的欲望に変質した。動物からの解放としての自己人為淘汰が人間（ヒト）にもたらした欲望の連鎖は人間が生き延びるためには生物圏で何をしてもよいという共同意思（自由幻想）を生んだ。この欲望の制御なしでは化石エネルギーを再生エネルギーに転換するだけでは近・現代文明が抱える問題の本質的解決は望めない。人間の欲望はヒトの特殊な生物進化に関係しており、人間が本当に自己の存在責任を自覚する日はまだ遠い。自然との共生、持続的文明への転換はかなり困難と思われる。」と述べた。

佐藤氏は「文明のあり方」で、「3.11を近代の共同主観に基づく人間観（人間は理性、自由、意思、人権、尊厳などを内属している）が必然的に破綻した結果であり、この虚構の実体化思考が欲望の連鎖を生み地球的危機を招いた。人間は生物である、だ

から、人間を他の生物との不連続的な神に代わる立場に置くのではなく、生命の共通性をもとに理解する必要がある。そして、他の生物との優劣や上等、下等を論じることに禁欲でなければならない。未来の選択として、人類初期の共通の文化、価値観であったアニミズムを再評価し、自然を切り取って対象とするのではなく、まるごと相手にするアニミズムを基調とした科学文明を。」と述べた。木村、佐藤両氏はいずれも近代合理主義の追求と科学技術の発展が人間の欲望を制御不能にし、自然との同調性を喪失した結果、自己の存在基盤を危うくしている、そこには人間の共同主観（意思）としての自由観・自由意思の観念が関係していると考え、肥大化した欲望を抑制し人間の本質的理解に基づく新たな文明の選択が必要と主張した。

以上の4つの講演内容は

1. 近代科学文明はリスク社会であり、その加害は無限責任である。そこには制度的および倫理的空白があり、それらを埋める必要がある。
2. 3.11は近代文明の論理的矛盾の破綻と捉えるべきで、近代的人間観の虚構から生じた人間の制御なき欲望が原因、その抑制が必要。
3. 人間がより“自然”に生きてゆくための文明に転換するためには人間と自然そしてその関係をより深く理解し、調和と協働が必要。

と3点に要約することができる。そして、地球環境を改造し経済および巨大科学技術を発展させてきた人間がその人工環境を制御できず自らを存続の危機に陥れつつある今、人間と他（他者、科学技術、社会、文明、自然、地球、未来世代）との関係性は如何にあるべきかを生物的側面と社会的側面から議論されたと総括することができる。そこでの議論の背景には人間の欲望、自由意思、責任、倫理、理性

のあり方が論点となっていると考えられ、これらの論点を関連付けてシンポジウムの副題「人間（ヒト）、未来への選択」を議論する必要があった。そのためには、人間の生物学的、社会文化的、精神的側面をカバーし、人間の生存と進化と未来を議論できるKWが必要であることに思い至った。しかもそのKWが広く共有されるためには身近で、一般的かつ抽象度の高いものである必要があった。しかし、一般的かつ抽象的な言葉はしばしば多義的で具体との関係が不明であり、実りある総合のためのKWとしては不向きな場合がある。以上のことを考慮して、シンポジウムの4つの講演から抽出した各論点をカバーし、これらをシンポジウムで提示したKW「人間、ヒト、未来への選択」と関連付けて総合を実践できるKWは何かを探してみた。

3. 各講演を関連付けるキーワード（KW）として「人間の自律」の抽出

人間の総合的理解のためには、その生物学的側面と社会文化的側面を統合する概念が必要である。動物学・人間学者の小原秀雄氏はその概念をあらわす言葉として「人間（ヒト）」を用い自己家畜化論を展開した。人間（ヒト）とは生物としての「ヒト」を内包する社会文化的存在としての「人間」という意味である。氏は自己家畜化を人間が自ら改造した人工環境（社会化された自然）との相互作用による人間独自の生物進化、自己発展の仕方と捉える（小原・岩城1984）。すなわち、人間（ヒト）は道具、技術の発明により自らの欲望や意思に基づいて自然環境を改造する能力を持った結果、環境との相互作用、進化の方向に自らの欲望や意思が関係するようになったとする生物進化の人間（ヒト）的特殊型である。ただ、この概念はまだ十分理解されているとは言え

ず、その名称から誤解または一面的理解も多い。それゆえ、人間の総合的理解のために必須と思われるこれら「人間（ヒト）」および「自己家畜化」という言葉は必ずしも一般的で身近なものとはなっていない。そこで、より身近で人間の生物学的と社会文化的両面に広く使用され、人間の欲望、自由意志、責任、理性をカバーし、人間の生存、進化と未来を議論することが可能と思われるKWとして、「自律」という言葉を候補として取り上げてみたい。

この自律という言葉は一般には「自分の行為を主体的に規制すること、外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」（広辞苑）と解されている。そして、人間を含む生物一般にみられる他者に依存せず生活する意味での「自立」とは区別される。哲学では、カント倫理学において根本をなす概念といわれ、実践理性が理性以外の外的権威や自然的欲望には拘束されず、自らの普遍的道德性を立ててこれに従うことを指す。さらに、何らかの文化領域が他のものの手段ではなく、それ自体のうちに独立の目的・意義・価値をもつこととされている。このように人文社会学系では人間の精神的・文化的自律性を意味している。一方、生物、医学においては環境変化に対応し体内の恒常性を保つ機能として理解されており、免疫機能やホルモン・自律神経系がそれである。

このように、人間において「自律」という言葉は身体的、精神的ならびに社会的・文化的諸要素を含み、身近にかつ広い範囲で共有されやすい一般的抽象概念といえることができる。

ところで、この自律という概念は生物進化的に具体的に還元できる抽象的概念であり、人間（ヒト）を含む生命を理解する上で核心的概念でもある。例えば、生命とは「外界と膜で隔離され、環境から物質

を取り込み膜内で物質代謝を行い、成長、増殖を行う自律系」であるといわれ、NASA は生命を「進化を遂行することができる自律的化学システム」と定義している（1994 年）。また、多様な生物種をめぐり環境、個体、種間の関係である生態系も食物連鎖のバランスを保つ自律系である。野生動物は他（他者、餌・獲物、外敵、自然など）との関係において自律的な行動能力を持ち、自らの個体と種社会を保持し進化してきた。そして、脊椎動物、哺乳類、霊長類に至る進化の特徴は自然環境からの相対的独立性の高次化といえる（小原 1979）。具体的には、ホメオスタシス（恒常性）の発達、自律神経系および中枢神経系の発達と大脳化、恒温、哺乳などであり、これらは自律機能の進化すなわち他との関係性の進化とみることができる。その進化の流れは人間（ヒト）に至って、道具・技術による自然の改造能力と言語による抽象化能力の獲得で頂点に至っている。このように、「自律」という概念は生物進化的背景を持ち、生物が自らの主体性と他との関係性を通して個体維持ならびに種の保持、進化を可能にする必須の機能を意味する。それゆえ、自律という KW は、4 つの講演内容で共通の背景として抽出した「人間の欲望、自由意思、責任、理性のあり方」をシンポジウム副題の「人間（ヒト）・未来への選択」に繋げるための不可欠な KW と思われる。

4. 人間の言語と自由・自由意志と自律について

ヒトへの進化は環境からの相対的独立性の高次化、自律機能の進化であると先に述べたが、人間は言語による抽象化機能によって動物的感情・情動から相対的に独立した精神的自律を獲得した。そして、具体・現実から乖離できる精神的自律性によって観念の世界、自由の観念を持つようになったが、この具

体・現実から乖離した観念は自然および社会の法則性から逸脱することも可能にした。その結果、言語は物事の本質に近づくこともできれば本質から遠ざけ（か）ることもできる真実と虚構のための両刃の剣となった。前述の佐藤氏の「近代の共同主観に基づく人間観」に対する批判は、言語の虚構性により人間の生物的ヒト性とは矛盾する観念的人間観が近代以降支配的になっていることに対する批判と受け止められる。すなわち、近代的精神および人間観は形而上的、共同主観的幻想であり、このことが人間の本质から遠ざかる自律なき自由と欲望を生み出したとする主張と理解することができる。木村氏の言う「近代的人間観の虚構から生じた人間の制御なき欲望」も同様と考えられる。ただし、人間における自由そしてそれを根拠としての人権、尊厳、自由意志の観念を、人間（ヒト）が環境からの高度な独立性・自律性を獲得したことを背景にして生まれた進化的産物として捉える必要もある。すなわち、人間が他との関係性の中で個体の維持と種の保持、進化を通して獲得した自律的欲望（欲求）および自律的自由の側面である。現代の人間観・自由観には言語の相反する 2 つの機能、すなわち本質に向かう機能と遠ざけ（か）る機能による 2 つの自由・自由意志が混交しているのではないだろうか。

総合人間学会の創始者の 1 人である小林直樹氏が「人間は生物である、けれども、他の生物とは異なり理性、自由意思、尊厳がある」と述べている（小林 2003）ことに対して、佐藤氏は「けれども」は他の生物との不連続性を強調するもので、連続性を意味する「だから」というべきではないかと批判している（佐藤 2005）。このことは、総合人間学における人間の「自由、自由意思」の概念を観念的主観的ではなく進化的に理解することの重要性を示唆す

る議論といえる（小林 2010, 佐藤 2010）。

個人における自律の発達も同様に言語を通して行われる。人間学の故近藤薫樹氏は「人間の感情・思考は、幼児期の触れて感じる動物的感情・情動から言語的思考・知性にコントロールされた情操に発達する。獲得された情操は人間の感情・情動にフィードバック的に作用し、感じ方（感情・情動）を変化、発達させる」（近藤 1988）と述べている。情操は情を操る精神作用であり、自律的感情・情動ともいえる精神の自律機能である。この感情・情動と情操の相互作用が人間の感情の発達メカニズムであり、感情・情動が自己生存・自己中心的なものから知性による自律的な情操へ向かうことが人間の精神的発達といえる。情操の高次なものが他者への配慮、責任であり、愛は至高の情操ともいわれる（同書）。真、善、美、聖なども高次の情操といえる。人間の自律性は他との関係性、自然と社会の法則性の言語的理解を通して発達し、他への配慮、責任を伴う情操を基礎にした人間独自の能力であり、社会生活を営み観念的世界を持つ人間（ヒト）の生存・進化に極めて重要な能力と考えられる。松本、野家両氏の専門家のあり方、専門性・科学技術のあり方やそれらの社会的責任についての議論をこの「人間の自律」の視点から考察することが重要と思われる。さらに、木村、佐藤両氏のいう抑制すべき人間の欲望とは人間（ヒト）の本質から遠ざかる「自律なき自由」の観念から生まれる自律なき欲望を指していると考えられるが、人間の情動や欲望は抑制するのではなく、人間における自律的自由の進化的理解を通し知性によって自律的欲望、情操に発達させるべきものとしてとらえる必要がある。「人間は自律するとき最も自由である」（同書）という近藤氏の言葉は人間における自律と自由の関係、さらには人間の倫理・

道徳の進化的本質的理解を可能にするものと思われる。

言語のもう一つの役割として、全体の中から認識された部分を切り取って概念化する機能がある。生物は自己の生存に必要な環境条件だけを認識し、その切り取られた環世界で生存している。例えば、ある種のダニは視覚も聴覚の世界も持たず、嗅覚の世界だけで生きており、下を通る動物の汗（酪酸）の匂いによりのみ反応し木から飛び降りその動物の血を吸い生存している。つまり、この種のダニにとっての認識される世界とは酪酸の匂いという限られた世界で、この環境がこの生物種の環世界ということになる（ユクスキュル・クリサート 1995）。脊椎動物は中枢神経系、脳の進化にみられるように情報の集中化、統合性の強化を高め、自らの認識する環世界を拡大させる方向に進化した。人間の言語もその流れの上で獲得された高度な機能であるが、しかしそれもやはり全体の中で認識された部分のみを切り取って概念化する道具にすぎない。従って、精神世界を持ち高度な科学技術を発達させた人間であっても例外ではなく他の生物と同様に自己が認識できる範囲内の環世界に生きており、自己および他（他者、環境、社会、世界、自然、宇宙）の認識には限界がある。ただし、言語には体験しないことも理解し共感できる機能があるので、人間の場合は言語的思考によって自己と他との関係性の認識すなわち環世界を拡大することによって全体像に近づくこと、佐藤氏の言う「自然を丸ごと相手にする」ことは可能と思われる。

以上のように、言語によって精神的自律そして自由・自由意志を獲得し、また、自らの環世界を拡大してきた人間（ヒト）においても、他との関係性の中で発達または進化する自律の役割は本質的に重要

と考えられる。それゆえ、自己と他を結ぶ KW「人間の自律」は、人間（ヒト）の諸要素を総合化してその全体像ならびに本質へ接近するために重要な役割を果たすと考えられる。

5. 一般的かつ本質的で抽象度の高いキーワード（KW）による総合の高次化

言葉には具体的なものからより本質的で抽象度の高いもの、個別的なものから一般的なものがある。例えば、私は長谷場健という個人であり具体であるが、私を含む概念は日本人、男性、人間、霊長類、哺乳類、脊椎動物、動物、生物、生命、物質の順に一般性、抽象度が高まる。それゆえ、各階層において含まれる個・具体または分類される要素も順に多くなり、共通性および本質的なものの一般性、抽象度も高まる。そして、ここではそれぞれの階層で具体と抽象、個と一般の関係が明らかであり、本質認識の階層的深化が理解できる。KW に関しても具体的なものから抽象的なもの、個別的なものから一般的なものがあり、KW の具体と抽象または個別と一般の関係のなかでの階層がそれによる総合の階層を規定し、抽象度、一般性の高まりによって総合の高次化が達成されるものと考えられる。

「自律」という KW は生命の本質および人間（ヒト）の自由意志の進化的本質を表す言葉といえるが、人間が言語の獲得により本質から遠ざかる能力を持ったことが人間の生命体としての自律性を危うくしていると思われる。木村氏は「人間の自己家畜化に働く自己人為淘汰・自己選択には目的も目指す方向性もなかった。あったのは欲望の限りなき連鎖である。」と述べている。すなわち、人間（ヒト）が言語により自由の概念を獲得したが、その形而上的自由意志に支配された自律なき自己家畜化の結果

が地球の危機であり、自然から乖離し人工物に囲まれた生活の中で心身に負の症状を呈する自己ペット化（小原・羽仁 1995）である。これらの議論に KW「人間の自律」を適用してみると、「人間（ヒト）・未来への選択」言い換えれば「自己家畜化の未来」には人間の「自律ある自己家畜化」の選択が人間（ヒト）にとって生存、進化を保証するといえる。この自律ある自己家畜化とは、小原氏のいう「自然ならびに社会の法則に沿う人間（ヒト）にとってナチュラルな環境、文明」（小原 2007）と重なる。そして、言語によって他との関係性の本質的理解に接近できる人間は、人間とは何か、何処から来て何処に行くのか、如何にあるべきかを問いの中で、「自律ある自由」を羅針盤にすることによって人間（ヒト）にとってよりナチュラルな未来文明を選択することが可能になると思われる。

このように、「人間の自律」のような人間（ヒト）の核心を捉え、しかも身近で共有範囲の広い抽象度の高い KW は、人間の諸側面を広く結びつけその全体像と本質的理解に迫り、未来を展望するための高次な総合を可能にするものと考えられる。

6. 総合の方法論とキーワード（KW）の役割

総合の方法論における KW の役割に関して、現在私は以下のような試論を持っている。すなわち、総合の第一段階として、対象および現実の現象を客観的に把握し、それを各要因、要素に分析し、異質性、同質性、連続性、非連続性などを比較し、相対化し、空間的、時間的、進化・歴史的、地理的に構造化して概念化する。このようにして得られた諸概念は次の階層の総合化では諸要素となり、それらを構造化することによってより高次の概念化、総合化、理論化が達せられる。このように分析と総合は、各

階層で表裏となって階層性を持つ全体像の理解に近づく手段である。この中で KW は総合の各階層で具体的なものからより本質的で抽象度の高いもの、個別的なものから一般的なものへ移行し、要素と要素、論旨と論旨、概念と概念を繋ぎ、分類と構造化を通して総合の高次化、階層的発展に寄与すると考えられる。

なお、選択された一般的かつ抽象度の高い KW が、前述したように具体的に還元できる抽象、個に錨を下した一般でなければ、穴見氏の言う「抽象論に墮す」ことになる（穴見 2016）。人間を含め生物の生存・進化において具体的に還元される核心的抽象概念である KW「人間の自律」はその杞憂を回避できる有効な KW と考えられる。

7. 総合人間学会創立 10 周年記念フォーラム「この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う」にパネリストとして参加して

2016 年度に開催された「学会 10 周年記念フォーラム」では総合の方法論が議論され、総合を準備するためのキーワード（長谷場 本論文）、問い（大倉 2016）、中間理論（上柿 2016）がそれぞれテーマとなった。その時の内容およびそれら方法論の総合における役割については穴見氏の論文に総括されている（穴見 2016）。

ここではそのフォーラムを振り返って私見として思うところを少し述べてみたい。まず、上記の 3 つの方法論の総合における役割の違いに関して、私はその理解が十分ではないことを自覚した上で現在のところ以下のように考えている。すなわち、それらの名称は異なっているが、各々の役割は厳密には区別はできず重なり合う部分があるのではないかと考えている。例えば、もし「人間の自律」という抽

象的な KW が具体と個別への還元がまだ明らかでないとするならば「人間の自律とは何か」という問いになり、具体および個別への還元が保証されていれば中間理論にもなり得る。他の抽象度、一般性の高い KW も同様である。いずれの方法を用いるにせよ、要は結果として総合実践の成果が得られたかどうか、すなわち対象を見る視野が広がり、よりその全体像が見えるようになり、本質の理解が深まったかどうかによって判断される。

ところで、当該フォーラムでの我々の発表内容に関して、フロアーからいくつかの批判が出された。まず、「総合は問題解決の手段であるはずなのに本フォーラムでは総合が目的となっている」という批判である。現時点での私の意見は、総合は対象を見る視野を広げ、その全体像を描き、その本質を理解するための手段であり、その全体像、本質に近づくことなしには問題の解決はないという意味で、フロアーからの「総合は手段である」との意見は正しいといえる。しかし、本フォーラムでは総合のための方法論を議論する場であったから、総合は目的であったわけである。また、私の発表に対して「発表内容は総合ではなく分析である」との批判があったが、私はその批判の真意を今でもまだ理解できていない。私の中では、7 回大会シンポジウムでの 4 つの講演内容を分析し、「人間の自律」という新たな KW を用いてそれらの要素を関連付け、人間（ヒト）の未来が展望できるようになったのではないかと考えている。私自身は、総合と分析の関係に関しては前節で簡単に触れたようにそれらは階層により転化するものと考えている。ただ、総合と分析の関係に関する議論は総合の意味論と共に総合に関する認識を深める上で重要と思われるので、今後じっくりと議論する機会が必要と思われる。

おわりに

前述のように、第7回大会シンポジウムのパネリストらの講演内容を分析し、それらの論点として現代の巨大科学技術をめぐる社会制度、社会的責任、次世代を含む人間の倫理、人間の欲望、自由、自由意志などのあり方を抽出した結果、「人間の自律」というKWがこれらを総合し人間の未来を展望するために有効であることがわかった。振り返ってみれば、このKWは抽象度の高いものであるが身近で一般的にイメージでき広く共有可能なKWであることから、7回大会シンポジウムの総合を準備する上でより有効であったのではないと思われる。しかし、7回シンポジウムの準備段階では自己家畜化と人間の自律との関係は見えておらず、今後のシンポジウムでの総合を準備するKWとして有効になると思われる。また、このKWは、人間（ヒト）とその未来のあり方を考える上でも本質的に重要な概念であることから、第7回大会シンポジウムと第8回大会シンポジウム「人間関係の新しい紡ぎ方―3.11を受け止めて」との架橋、さらには、各々のシンポジウムの実践結果や他の人間論との総合の架け橋となると思われる。その意味でもこのような身近で一般的かつ本質的で抽象度の高いKWの活用は「総合の高次化、階層的発展」への道を開くものではないだろうか。それは、シンポジウム実践の成果を補い増強するという意味において、シンポジウム自体における総合の実践にも劣らない価値があるように思う。

以上のように、総合の実践は、シンポジウムに留まらず、その後の活動でさらに深化させ、理論化し、その理論の下で再び実践することが総合人間学の方法論として重要と思われる。そして、分析と総合の

階層的発展、実践と理論の往復運動によって対象の全体像および本質へ近づくことができるものと考えられる。

参考文献

- 穴見慎一（2017）『「学会創立10周年記念フォーラム」のための弁明』総合人間学（電子ジャーナル版）、総合人間学会、第11号第1部
- 上柿崇英（2017）「総合人間学と「中間理論」の方法論」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第11号第1部
- 大倉茂（2017）「若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える―問いの共有と総合人間学史の構築」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第11号第1部
- 小原秀雄（1979）『哺乳類』、岩波新書
- 小原秀雄・岩城正夫（1984）『自己家畜化論―人間をどう見るか②』、群羊社
- 小原秀雄、羽仁進（1995）『ペット化する現代人』、日本放送協会
- 小原秀雄（2007）『人間（ヒト）学の展望』、第7章、明石書店
- 小林直樹（2003）『法の人間学的考察』、岩波書店
- 小林直樹（2010）『「法の人間学」をめぐる若干の問題―佐藤節子教授の提起と批判に答えて』、専修大学社会科学研究所「社会科学年報」第44巻
- 近藤薫樹（1988）『さて人間とはなにものか』、日本福祉大学生生活協同組合
- 佐藤節子（2005）『小林直樹著「法の人間学的考察」の紹介と批判』、青山法学論集第46巻4号
- 佐藤節子（2010）『試論 もう一つの「法の人間学」―小林直樹教授の反論に答える』、青山法学論集第52巻第2号

松本三和夫（2012）『構造災—科学技術社会に潜む
危険』，岩波新書

ユクスキュル・クリサート（2005）『生物から見た
世界』，日高敏隆・羽田節子訳，岩波文庫

[はせば たけし／神奈川歯科大学・日本医科大学
（非常勤）／社会医学]

若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える
— 問いの共有と総合人間学史の構築 —
Considering "Synthesis" from the Practice of
Young Researcher Symposium:
Sharing questions and Constructing the history
of Synthetic Anthropology

大倉 茂

OHKURA, Shigeru

1. はじめに

本論文は、総合人間学会第 11 回大会「総合人間学会創立 10 周年記念フォーラム」において、「総合人間学における〈総合〉とはなにか」、あるいは「〈総合〉はいかにして可能か」という問いをめぐって議論する上での報告をまとめたものである。全体の報告は、ほかの論文（穴見 2016, 上柿 2016, 長谷場 2016）によってなされていることから、本論文では、当日の私の報告をもとに質疑応答やその後の考察を含めて論じることとする。

私に課せられたテーマは、過去 4 年若手シンポジウムをとりまとめた経験から、若手シンポジウムにおける実践から〈総合〉について迫るということであった。ここで若手シンポジウムならびに、若手委員会について若干の説明を加えておきたい。若手シンポジウムとは、若手委員会がとりまとめる若手研究者によるシンポジウムである。若手委員会は、2016 年第 11 回研究大会において若手部会から委員会化された総合人間学会における組織であり、若手研究者の研究活動の活性化、若手研究者の発掘が目指されている。以下で論ずる内容は、若手委員会

ではなく若手部会当時の活動内容ではあるが、混乱を避けるため現行の若手委員会という名称を使用することとしたい。そういった若手委員会によってとりまとめられた若手シンポジウムにおいて、若手研究者が〈総合〉に向けて奮闘してきた軌跡を残しておくことも重要であろうと考える。

後にもう少し詳しく論じるが、端的に言ってしまうと、私は〈総合〉はそうやすやすとできないと考えている。そうはいっても、私は総合人間学会の設立集会以前の総合人間研究会にも参加したことがあり、長く総合人間学会に関わっているひとりである。したがって、〈総合〉に期待しているひとりである。したがって、本論文では、難しいながらも果敢に〈総合〉に取り組んでいる若手シンポジウムの現在を記録として残しておきたいと考える。そういった奮闘の蓄積が、〈総合〉にとっては最も大切なものかもしれないとも考えている。

以下、第一に私なりに学問の歴史と〈総合〉の関係を大きく踏まえた上で、第二に若手シンポジウムをはじめの上で考えたことを述べる。そして第三に現状の若手シンポジウムの抱える問題を描くことで、

〈総合〉のあるひとつの難しさをあぶりだしたい。そして、最後に、上柿によって提案された、〈総合〉を可能にする中間理論と比較検討することで、いかに〈総合〉を可能にするかという問いに対する私なりの回答を論じることとする。

2. 学問の歴史と〈総合〉

学問の歴史は、学問の細分化の歴史と言い換えることも可能である。学問が、人文科学（人文学 humanities を「科学」と称してしまうことにためらいはあるが）、社会科学、自然科学と大別され、まさに諸学の共通項が〈科〉学として浮かび上がる、あるいは浮かび上がってしまうことから明らかであろう。そのようななかで、総合人間学会が取り組む〈総合〉という目論見は学問の歴史という視点から考えれば大胆不敵である。哲学（philosophy）による神話からの決別が学問の歴史の始点、あるいは原点だとするならば、そのなかで対抗する小さな動きをはらみながらも、2500年にわたる学問の歴史にある学問の細分化という大きな流れに対抗しようというのである。決して大げさな表現ではなく、とんでもない所業である。したがって、なにか簡単な方法論を振りかざし、〈総合〉が可能かのように見せる言説からの決別から議論を出発する必要があるだろう。それが、〈総合〉はそうやすやすとできないと冒頭で言及した理由である。2500年の学問の歴史の大きな流れに対抗することは並大抵のことではない。

しかし、諸学の共通項が〈科〉学として浮かび上がってしまう現状のなかで、〈総合〉という営みの大胆不敵さが前景に出ず、しかるべき取り組みであると思われる向きもある。たとえば環境問題に対して、学際的な取り組みが必要であるということは広

く受け入れられていることだろう。〈総合〉が“とんでもない所業”とは捉えられず、受け入れられる背景には、〈総合〉を学問に求める社会的機運があることは間違いない。したがって、学問が現実の社会からの乖離を許す営みでないとするならば、社会的機運の要請に応えることで、2500年の学問の歴史の大きな流れに対抗する〈総合〉に関する言説を構築していかなければならない。ここで強調しておきたいのは、総合人間学を成立させるためという学問論としての文脈だけで〈総合〉を語るのではなく、どういった社会的機運の要請があるのか注視し、あくまで社会との共同の視点から〈総合〉を語るべきであるということである。どういった社会的な問題を解決するために〈総合〉が必要なのかといった視点抜きにして、〈総合〉を論ずることは空虚な議論に終わってしまうのではないだろうか。特に総合人間学会は、そういった社会的機運の流れのなかで、人間という概念をめぐる〈総合〉のあり方を地に足をつけて議論しなければならないだろう。

しかし、やはり「人間とはなにか」という問いに直截に接近するのは難しい。したがって、たとえば環境問題などといった具体的な問いに迂回しながら、「人間とはなにか」という問題に接近することが重要である。キーワードの共有に留まらず、具体的な〈問いの共有〉によって、研究者同士が専門の壁をこえて議論することが可能になる。そして、2500年の学問の歴史から人間を〈総合〉的に考える上での背骨を求めなければならないだろう。

3. 若手シンポジウムを準備するにあたって

第8回研究大会から始まった若手シンポジウムを準備するにあたってまず考えたことをシンポジウムの作り方とテーマにわけて述べていきたい⁽¹⁾。

若手シンポジウムを準備するにあたってまず考えたことは、「若手」であることを踏まえてシンポジウムをつくることであった。「若手」がシンポジウムをつくるということは、通常のベテラン研究者が登壇して作り上げるようなシンポジウムとは異なるシンポジウムになるだろうと考えた。ベテラン研究者が登壇して作り上げるシンポジウムは、半ば「完成された」あるいは、「成熟された」議論を共通の基盤として議論することが可能であるが、若手が集まってシンポジウムを作る場合はそうはいかない。では、「若手」によるシンポジウムは、どのような

シンポジウムの作り方がありうるのだろうか。若手は一般に、第一に研究者として未熟である（1-1）ということ、第二に時間の融通が利く（1-2）ということという二つの特色がこの文脈からは導き出せるであろう。そこで、「総合」人間学会であることから特定の研究分野で固めるべきではないだろうということ、所属やジェンダーのバランスに配慮するべきであろうということなども含めて勘案しながら、以下のように考えた。

- （1-1）若手は研究者として未熟である。
- （1-2）若手は時間の融通が利く。
- （2-1）登壇者のみでシンポジウムをつくる発想を捨てる。
- （2-2）これまで個々の若手研究者は携わったことのない研究に大胆に取り組む。
- （2-3）若手委員会のメンバーを含めた複数回の勉強会などを通じてシンポジウムをつくる。

図1「若手シンポジウム」の前提

若手は研究者として未熟であることから、司会とパネリストという一部の関係者（以下、登壇者）のみでシンポジウムをつくる発想を捨てる（2-1）こと、未熟だからこそ各ディシプリンの壁を越えにくいことからこれまで個々の若手研究者は携わったことのない研究に大胆に取り組む（2-2）こと⁽²⁾、若手は時間の融通が利きやすいことから、手間暇をかけてシンポジウムをつくること、より具体的には若手委員会のメンバーを含めた複数回の勉強会などを通じてシンポジウムをつくる（2-3）ことを実践しようと考えた。

そして次に若手シンポジウムにおいてどのようなテーマ設定をすべきだろうかと考えた。繰り返すこ

とになるが、登壇者のみが若手シンポジウムを作るのではなく、若手委員会全体として若手シンポジウムを作り上げる発想を重視し、当日はフロアからの意見を募る時間を大切にし、フロアに座っている全員が参加できるシンポジウムにする必要があった。そこでテーマ設定において以下の3点を特に配慮した。第一に今に向き合うテーマ、第二に総合人間学としてさまざまな分野からのアプローチが可能なテーマ、第三に総合人間学が主題として問うたことがないテーマである。今と向き合うテーマにし、さまざまな分野からのアプローチが可能なテーマにすることで、若手シンポジウムに参加する全員が当事者性、専門性をもって、議論にあたることができる。

そして、若手としてこれまで総合人間学会が主題と扱ったことのないテーマに果敢にチャレンジすることが議論空間としての総合人間学会の裾野を広げることになると考えた。そもそも総合人間学会の特色として今日性、学際性、市民性が挙げられることから、その点も考慮した。

また、上記の点を配慮することによって以下の積極的な2点が結果として可能になった。

第一に、改めて論じることになるが〈問いの共有〉の重層性が可能になった点である。今に向き合う身近なテーマにすることで、若手シンポジウムの登壇者、若手委員会のメンバー、若手シンポジウムのフロアとの〈問いの共有〉を可能にし、そのことによって、学際性の高い小さいグループから議論を始めて、シンポジウムという大きい場にもっていくことで〈問いの共有〉の重層性が生まれ、緩やかな理解から高い理解までさまざまな理解を前提とした参加者に議論への窓口を開くことができた。

第二に総合人間学としてアプローチが可能なテーマのリストアップができた点である。総合人間学会としてそれぞれの専門から「人間とはなにか」という学会のアイデンティティにも関わる大きな問いに接近可能なテーマをリストアップすることを、結果として目指していたと言える。これまで総合人間学会がシンポジウムなどで扱ってきた、たとえば環境問題、生命、戦争、平和などといったテーマに⁽³⁾、高齢化、子ども、病気などといったテーマも「人間とはなにか」という問いに接近可能なテーマとしてリストアップできたのではないだろうか。

4. 若手シンポジウムが抱える問題

若手シンポジウムは、第1回から概ね狙いの通り、シンポジウムの参加者がそれぞれの当事者性、

専門性を活かして、活発にご質問、ご発言を頂いている⁽⁴⁾。2時間の半分を質疑応答の時間に充てていることも功を奏しているように思われる。しかしながら、上記のような積極面もありながら、若手シンポジウムが抱える問題も少なくない。ここで課題とすべき最大の問題点は、登壇者、若手委員会内で議論してきたことがシンポジウムのみの参加者と必ずしも共有されていない点である。フロアとの応答の段階では、勉強会や若手委員会内での準備段階で行っていた議論をシンポジウムでなかなか伝えられないもどかしさがいつも残ってしまう。その共有不可能性は、もちろん若手の力量不足、知識不足もあるだろうが、すべてが若手の力量不足、知識不足に還元されるわけではないだろう。

多くの方々から質問を頂くので、テーマとなるキーワードの共有はできていると思われるが、学問的な〈問いの共有〉にまで至っていないのではないかな。ここでいう問いとは、論文を書く上での課題設定と言い換えることもでき、問題の背景、概念の諸規定も含んだ問いである。ここでいう問いは、シンポジウムにおいては、趣意文に示されている内容とも言えるだろう。もちろん総合人間学会としてのテーマのリストアップ、そしてテーマの共有は、大切である。それはおそらく上柿の論じる直接的総合に該当するだろう（上柿2014、上柿2016）。しかし、それに留まってはならない。上柿の論じる間接的総合に該当する〈問いの共有〉を皆で目指すことを意識することで総合につながるのではないだろうか。また、〈問いの共有〉は総合の高次化をもたらすように考える。

また、若手シンポジウムの第1回から第3回までは、〈老〉と〈幼〉という共通の課題を論じており、第4回では〈病〉という課題について論じて

いる。若手シンポジウムや若手委員会のメンバーの中では、一定の〈問いの共有〉がなされ、第1回から第4回にかけて、総合の高次化のきざしのようなものは見えていたように思われた。若手シンポジウムは、メンバーが集まった当初はテーマに関わる文献を共に読み、問題意識をメンバーの中で共有しながらラフに話をしていくことで、趣意文に育てている。その過程がまさに〈問いの共有〉の過程であると言えよう。その過程を、第1回から続けていくことで第3回にいたり、第3回は第2回までの報告論文を共に読んだりすることから作業を始め、過去の若手シンポジウムとの〈問いの共有〉を目指した。しかしながら、第3回の若手シンポジウムのふたを開けてみると、フロアからの応答は第1回以前に戻ったようであった。過去の報告論文は学会誌に載せ、Webを開けばいつでもその過程に触れられるという意味では〈問いの共有〉への窓口を広げ、可能性は拡大したように思われるが、学会を

通じて、特に数年間にわたって、〈問いの共有〉をすることの難しさを感じた。たしかに、シンポジウムの登壇者、若手委員会においては、メンバーシップが明確であったため、〈問いの共有〉が可能となり、第1回から第4回にかけて、総合の高次化のきざしを見出すことができたのかもしれない。しかし、学会内での議論であってもそれは可能なのではないかと考える。これまでの編集委員会や、若手シンポジウム登壇者の努力でWebにこれまでの議論の蓄積はなされている。会員自身がそういった議論の蓄積を大切にする学会における研究風土作りも大切なのではないだろうか。したがって、学問的な〈問いの共有〉までは、学会内でのこれまでの議論の蓄積に目を向ける学会における研究風土作りも含めて、時間と手間がかかるので、継続して議論していくことが重要であると考え。ごくごく当たり前の結論だが、時間と手間をかけるしかないと思っている⁽⁵⁾。

第1回若手シンポジウム「〈老い〉を考える—近代化・自立・尊厳」

第2回若手シンポジウム「現代社会における子どもと環境のあり方」

第3回若手シンポジウム「〈老〉と〈幼〉から考える人間の主体性」

第4回若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」

図2「若手シンポジウム」のテーマ

ちなみに、第4回若手シンポジウムは、これまでの若手シンポジウムとテーマが違うだけではなく、メンバーの研究手法も大きく異なった。これまでは理論畑の研究者が大部分を占めていたが、第4回はフィールドをもった研究者によってシンポジウムを行うことができた。若手シンポジウムとしては大きなチャレンジであった。その評価は、今後の総合

人間学会における議論に委ねたい⁽⁶⁾。

5. 中間理論との接合点と〈総合〉の高次化

本論文で強調する〈問いの共有〉をもう少し掘り下げる意味で、上柿の強調する中間理論との差異を論じておくことは有効であろう⁽⁷⁾。上柿はまず〈総合〉を、専門知を直接的に総合する直接的総合と、

間接的総合に分析する。そして、後者によって目指すべき〈総合〉がなされるという。おそらく本論文で強調している〈問いの共有〉も間接的総合に位置付くだろう（図3を参照のこと）。そういった意味で、〈問いの共有〉と中間理論は、間接的総合のひとつとしてならびたつ関係にあると言える。さらに、

中間理論が提唱する「動的な学」としての総合人間学という理念は共有できるだろう。「長期的な『運動』全体の中にこそ実は総合人間学というものの本質があるのだ」（上柿2016）とすることは、〈問いの共有〉においても可能であるように思われる。



図3 中間理論と問いの共有の関係

しかしながら、やはり〈問いの共有〉と中間理論をもつことは異なる。中間理論は、「共通の言語装置」に重きを置くその性格上、抽象性の高さから逃れられず、中間理論を理解している者と理解していない者との壁をつくってしまうことから、中間理論は排他性をはらんでいる。それゆえに、中間理論を持ち込む前に、われわれは人間を〈総合〉的に捉えうる問いを並べ、それを学会として共有し、議論を継続して続けていくことがまずもって求められるように考える。しかしながら、先に述べたように中間理論は理論を共有できぬ者に対して排他的であるが、理論を共有できる者には深い議論が可能であるだろう。ここに中間理論の強みがあるのはたしかである⁽⁸⁾。一方で、〈問いの共有〉はこれまでの学会内での議論を追うことで公共的であることができるが、深い議論を進めることは難しいかもしれない⁽⁹⁾。

しかし、総合人間学はそれでいいのではないかとも思う。専門知を備えたものが〈総合〉に挑戦するのであって、深い議論は個々の専門知のなかではた

せればよいのではないだろうか。そして、そうして育まれた専門知がまた〈総合〉に還流されていくことで、本来の〈総合〉の高次化が可能になってくるのではないだろうか。

また本来の高次化を支えるには、やはり神話から学問が離れていって以来の人間の議論の蓄積に耳を傾けることが当然のことながら求められる。間接的総合がいかなる総合を目指すのかに関して、依ってたてるような背骨が必要である。先に「対抗する小さな動きをはらみながらも」と述べたが、細分化に対抗する動きは確かにある。そういった動きを批判的に検証し、そのことを通じて〈総合〉人間思想の掘り返しをすることが求められるだろう。

たとえば、アリストテレスとヘーゲルは細分化に対抗する動きの代表であるように考える。一方で、アリストテレスは、アテネの斜陽を背負いながら、古代ギリシアの知をまとめ、〈総合〉したといえる。他方で、ヘーゲルもまた近代知の総括を独特の仕方で行い、まさに〈総合〉を担った先人であったとい

えよう。

しかし、現代社会において求められる〈総合〉は、アリストテレスやヘーゲルの行った〈総合〉とは重なり合いながらも異なるはずである。したがって、現代社会において求められる、あるいは社会的要請に応える〈総合〉と、アリストテレスやヘーゲルの〈総合〉とはどう異なるのか、あるいはどう同じなのかという考察を行っていくべきではなかろうか。言い換えれば、〈総合〉を担う研究者が依ってたてようような総合知の歴史、つまり「〈総合〉人間思想史」を構築すべきであろう。そのことによって、〈総合〉を高次化していく、背骨を構築することができるのではないだろうか。

一朝一夕になされることではないし、現代社会においてアリストテレスやヘーゲルのような仕事がひとりではできるようには思わないが、それこそ時間と議論の蓄積で手間暇かけてゆっくり作り上げられればよいように思う。危機の時代だからこそ地に足のついた議論が総合人間学会でなされることを強く期待したい。

注

(1)以下、若手シンポジウムに関する記述の主体が便宜上筆者になっているように思われる箇所も多くあるが、あくまで若手委員会（当時若手部会）の議論を経ていることは確認しておきたい。

(2)意外に思われるかと思うが、若手シンポジウムをめぐる議論では、若手ほど既存のディシプリンを頑なになってしまう傾向があるように思われる。

(3)詳細は、上柿（2017）の表1を参考のこと。

(4)特に〈老〉をめぐるテーマを扱った第1回、第3回は、文献を読んでいるだけではわからない当事者性に満ちたコメントを多く頂いた。

(5)〈総合〉をめぐる議論もこれから総合人間学会でなされていくことと思うが、上柿の提案（上柿2014など）、そしてその後の議論などを踏まえた建設的な議論がなされることを期待している。

(6)第4回若手シンポジウムの報告論文もこれまで同様にWeb版に掲載される予定である。ぜひご一読いただければと思う。

(7)上柿の中間理論については、本論文では最小限の説明に留めるため、上柿の諸論文を直接参考にさせていただきたい。

(8)上柿は、中間理論を複数用意することの重要性を述べており、決してひとつの中間理論のみで〈総合〉が可能であると論じているわけではないことは強調しておきたい。その中間理論の複数性も「動的な学」としての総合人間学の理念におけるエッセンスである。

(9)〈問いの共有〉と中間理論の相互補完性についても考え得るだろう。むしろ〈問いの共有〉と中間理論の相互補完はいかに可能かといった論立てを行うことが生産的かもしれないが、十分に考えきれないこともあり、今後の課題としたい。

参考文献

- 穴見慎一（2017）「『学会創立10周年記念フォーラム』のための弁明」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第11号第1部
- 上柿崇英（2014）「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第8号、pp.142-146
- 上柿崇英（2017）「総合人間学と「中間理論」の方法論—総合人間学会「創立10周年記念フォーラム」をうけて」『総合人間学（電子ジャーナル版）』

総合人間学会，第11号第1部

長谷場健（2017）「総合人間学の方法論試論—「人間の自律」をキーワードとして」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会，第11号第1部

[おおくら しげる／立教大学（非常勤）
／環境人文学]

II 「第 11 回研究大会若手シンポジウム」 報告

II Young Researcher Symposium

〈病〉から考える社会と人間

Considering Society and Human beings from 'diseases'

鈴木 朋子

SUZUKI, Tomoko

これまでの若手シンポジウムでは、〈老〉と〈幼〉を主題としてきたのに対し、本年度は〈病〉に焦点をあてた。この世に生をうけた者は、年をとり、病に冒され、やがて死を迎える。どれほど医学が進歩しようとも、人生が生老病死という過程をたどる歩みであることには、変わりがない。そして、社会は生老病死という人生を背負った者たちが相互に関係しあい、構成されている。したがって、人間とはどのような存在か、人間はいかに生きるべきかを問い、個人と社会のあり方を考える上で、〈病〉は欠くことのできない重要な概念であるといえる。

ところで、日本においては、近代化が進む中で〈病〉が社会によって、すなわちときに経済的に、ときに国家的につくられていったという事実がある。その一つとして挙げられるのが、ハンセン病である。政府は、プロミンによる治療が可能になった後も、らい予防法を廃止せず、強制的な隔離政策と「無らい県運動」を継続した。また、医師や弁護士も、積極的に予防法廃止の声を上げることがなく、ハンセン病患者と回復者への偏見・差別による人権侵害が助長された。このように、社会によって、ハンセン

病は感染力が強く、治癒が不可能な恐ろしい〈病〉として作りあげられたのである。

また、同性愛や性同一性障がいも、社会によってつくられた〈病〉であるといえる。彼らに対する偏見・差別は、日本に限るものではない。しかし、日本社会は閉鎖的・排他的傾向が強く、マイノリティを理解し受け入れることに消極的であるといわれる。そのため、同性愛者や性同一性障がいを抱えた者には、「異常」というレッテルが張られたのである。つまり、彼らは社会によって「病人」とみなされているのである。

一方、近代化社会が内包する健康志向も、社会によってつくられた〈病〉と裏腹である。戦時中の社会では、戦地に赴くことのできる身体をもつ者、そのような者を出産できる身体をもつ者が必要とされたことから、健康志向が顕著となった。また、現在では、健康食品や健康器具が次々と開発・販売されており、経済活動が消費者の健康志向を煽っているともいえる。これらの例は、不妊や軽度の疾病、加齢による身体機能の衰えなどが、社会状況によって〈病〉とみなされることにより、過剰なまでにそれ

を避けようとする心理が植え付けられることを示している。

以上のことから、ある社会のある状況において、何を〈病〉とするかが規定されると同時に、あるべき人間の姿である〈健康〉とは何かが規定されるものと考えられる。したがって、〈病〉について考えるにしても、その裏返しである〈健康〉について考えるにしても、その背景として社会や人間のあり方を探究することが求められるのである。すなわち、〈病〉の理解を深めることで、社会の理解を深め、なにより人間の理解を深める視点をもつことが可能になるといえよう。

そこで今回のシンポジウムでは、「〈病〉から考える社会と人間」という主題を設定し、異なるフィールドをもった三名の研究者が報告を行った。本特集に収められた報告論文は、当時の発表内容をもとに、フロアから頂いた貴重なご指摘を踏まえた上で、論考を深め、執筆されたものである。以下に、それらを紹介すると共に、司会を務めた筆者のコメントを若干加えておく。

第一の堀川論文は、セクシュアル・マイノリティという「社会的〈病〉」を主題としたものである。シンポジウムの五か月後にあたる十月には、ソフトバンク株式会社が同性パートナーを社内規定における配偶者の定義に含めると発表しており、当該論文は現代社会におけるホットな問題を論じている点で注目に値する。しかしながら、ソフトバンクのように、同性愛者に対する処遇の改善がなされつつあるとはいえ、セクシュアル・マイノリティを対象とした研究は、近年ようやく深まってきたばかりである。中でも差別を乗り越える実践としてのセクシュアル・マイノリティ運動についての歴史研究は、これまで十分になされていないことに堀川は着目する。

そこで彼は、「排除の構造である「異常」―「正常」という区分でそれら集団を分かちもの」を「境界線」と称し、この概念を視点として、日本におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷を考察することから始めている。その際、1980年代に運動を始めた南定四郎へのインタビューも行った。そして、セクシュアル・マイノリティ自身が「被抑圧者である同性愛者」という当事者性を獲得するという点が、南において重視されていたことを明らかにした。このような考え方に基づく運動は、次の世代にも継承され、さらに当事者以外にセクシュアル・マイノリティを認知してもらおうという動きへつながっていったという。つまり、セクシュアル・マイノリティは、まず自分自身が何者なのかを知ることを出発点として、それを当事者以外に認知してもらうことにより、セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という「境界線」の引き直しを目指したのだ、と堀川は述べる。

このような運動の結果、これまで不可視化されてきたセクシュアル・マイノリティの存在が認知され始め、セクシュアル・マイノリティの従業員や消費者に対し、好意的な態度を示す企業が現れるようになる。しかしながら、そこには別な意味での偏見がみられる、と堀川は指摘する。それは、優秀でグローバルな人材が多い、とするセクシュアル・マイノリティに対する評価である。このような評価は、学歴が高く留学経験があるような、一部の「勝ち組」だけに恩恵をもたらす。したがって、セクシュアル・マイノリティ内部における「勝ち組」と「負け組」との間に、「境界線」が引かれてしまうことになるのだ。

さらに堀川は、ハンセン病患者の場合を例に挙げ、セクシュアル・マイノリティが人権意識を持ち、差

別と戦おうと立ち上がった際、彼らに対しそれまで同情のまなざしを注いでいた人々が、掌を返したように差別をなす可能性があるという。そのような状況を招いた場合、いかに対抗するかを考え、運動（ムーブ）が単なるブームに終わらないためにも、「境界線」に注意を払う必要があると結んでいる。

以上のように、堀川論文は、「境界線」の引かれ方という観点から、セクシュアル・マイノリティ運動の歴史をたどり、その問題点をあぶりだしている。また、その意義は、セクシュアル・マイノリティに限らず、社会によって〈病〉とされ、差別されている者たちの人権を守っていくための、一つの視座を提供している、という点にあるといえるだろう。

次の林田論文は、林業の労働災害という「身体的〈病〉」にスポットをあてたものである。山村社会は、このような〈病〉に対する地域住民の相互扶助によって、維持されてきた。本論文の目的は、このことが現代的意義を有するものであることを示す、という点に置かれている。

そのために、林田はまず、林業地である三重県松阪市飯高町の大規模林家、および林業従事経験者とその家族に対する聞き取り調査を行った。その結果、同じ林業従事者であっても、六十代以上の熟練者と若手との間には、労働災害に関する価値認識が異なっていることが、明らかにされている。前者は、少々のけがや初期の振動病であれば雇用者に報告しなかったという。雇用者によると、その理由は、けがをする者は一人前ではないという意識があったこと、解雇されることを避けたいという気持ちがあったため我慢強かったのではないかと述べられている。一方、若手従業員の場合は、すぐに労災保険の申請をするという。また、大規模林家では、長年にわたり労災保険の必要性に対する認識が薄かったこ

とも、明らかにされた。

しかしながら、このような労働保険に関する大規模林家の対応について、林業従事者から批判がなされていないことに林田は注目する。そして、その理由を大規模林家と従業員との関係性に見出している。聞き取り調査によると、大規模林家では多くの地域住民を終身雇用に近い形態で雇っているため、この地域では出稼ぎ労働者が少ないこと、他の同業者に先立ち、厚生年金の導入を行い、振動病の健診を従業員に義務付け、日当も出していること、さらに従業員親族への仕事先の斡旋なども行っている。一方、従業員側は、大規模林家の庭園を管理したり、松茸を贈与している。つまり、大規模林家は林業労働における福祉事業に取り組んでいる上、大規模林家と従業員とは単なる雇用関係とは捉えられない関係性にあるのだ。

続いて林田は、労働災害で入院した経験のある元林業従事者の日報を分析し、以下の二点を確認している。一つ目は、大規模林家が入院前後にこの従業員の体調を配慮して、作業内容の変更を行っているという点である。二つ目は、多数の地縁・血縁により見舞金の持参がなされているという点である。

こうした事例を通して、山林では大規模林家と従業員・住民同士・親戚同士による扶助関係が成立しており、それに基づき労働災害に対する相互扶助がなされているということを、林田は明らかにした。ところで、本事例における雇用者と従業員の関係は、「恩」と「忠」という語で示される封建的な主従関係であり、地縁・血縁における金銭の授受は、古臭い慣習のように感じられる。しかし林田は、一見、現代社会にそぐわないものと思われるこのような山村の人間関係に、現代的意義を見出している。それは、山村における労働災害時の相互扶助が、「身体

的〈病〉」によって生じる心理的・社会的な問題に対応しているという点にある。

WHOによる緩和ケアの定義に示されているように、〈病〉は単に患者の身体にのみ問題を引き起こすわけではない。患者とその家族には、うつやいらだちといった心理的問題、医療費の負担や休職による経済的な不安、社会から切り離されて入院生活を送る孤独感など、さまざまな問題が生じる。山村の相互扶助は、「身体的〈病〉」から派生するこうした問題に対応するものである、ということができる。

とはいえ、大企業の雇用者と従業員との間に、本事例にみられるような関係を構築することは非現実的であり、地縁・血縁と深く関わることを好まない都会の住民が、山村における相互扶助をそのまま取り入れるとは考えにくい。しかし、山村の「身体的〈病〉」に対する相互扶助に目を向けることは、現代社会のありかたを見直す一つの手がかりとなりうる。林田論文はそれを示唆しており、今後、さらに調査対象を拡げ、より多くの事例を収集することにより、この点が一層明確になると期待される。

さて、三本目の須藤論文は、子どものメンタルヘルス、換言すれば、子どもを「精神的〈病〉」からいかにして守るか、という点を主題としたものである。そして、子どもの健康や発達にとって望ましいとされる環境は時代ごとに変化しており、その背景として社会的経済的要因があることに着目している。この点について須藤は、日本における保育政策の変遷をたどり、以下のように説明する。まず、戦後の日本では保育所の入所条件は特に規定されていなかったが、その後、行政の財政難を背景に、保育所予算抑制のため、入所対象が制限されるようになっていったという。続いて、高度経済成長期においては、家族制度の崩壊に伴う親子の愛情の欠如や人間関係

の欠落を原因とし、非行、情緒障がいや神経症、自殺などの「危機」が児童にもたせられているとされ、家庭保育の必要性が強調されるようになる。また、こうした保育政策抑制の背景には、1973年の石油危機後の財政上の問題もあったとされる。

このように、家庭保育を重視し、保育所の入所対象を制限するという流れは、1989年に合計特殊出生率が1.57を記録し、少子化問題が表面化したことにより、方向が変わっていく。政府は、保育サービスの充実を目指し、子育て支援に関する法案や政策を次々と打ち出した。また、2001年には「待機児童ゼロ作戦」が制定され、早朝・夜間保育、入園時期の弾力化などが明記され、2015年に開始された子ども・子育て支援新制度では、保育時間の実質的延長が打ち出された。

こうして、家庭保育重視から保育政策拡大へと日本の保育政策は変化し、現在では、保育所定員数と利用児童数がともに増大し、保育利用時間も長時間化している。しかし、保育政策の拡充のみを中心にした少子化対策は、保護者の子育て環境や子どもの生活にマイナスの影響を与える可能性はないのだろうか、と須藤は問う。そこで、計12施設の認可保育所で保護者を対象としたアンケート調査を実施し、子どものメンタルヘルスと保育環境との関連を分析した結果を、以下のように報告している。

第一に、保育時間が10時間以上である場合、および家で食事を子ども一人で食べる、休日に両親と一緒に過ごしていないなど、家庭での過ごし方が、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与えることが示されたという点である。第二に、保護者の就労形態（正規雇用）や長時間労働が、保育時間の長時間化につながっていること、保護者の年齢（二十代）・学歴（高卒以下）・世帯収入（500万円未満）

といった属性やメンタルヘルスが、一点目に挙げたような家庭での過ごし方につながっている、という点である。

つまり、この調査結果は、子どものメンタルヘルスを守る、すなわち子どもを「精神的〈病〉」から守るためには、長時間労働や不規則・不安定な労働条件の改善、育児期家庭の経済格差の是正、子どもの貧困対策などにより、家庭で親子が余裕を持って過ごせる環境をつくる必要があること示唆しているのである。そこで須藤は、出生率・労働力率の増加を目的とする少子化政策・労働政策として、保育政策の拡充が図られていることに、異論を唱える。こうした保育政策は、仕事と子育ての両立をより困難にし、子どものメンタルヘル스에マイナスの影響を与える可能性がある、と主張するのである。

このように、須藤論文は、子どもの健康、とりわけ子どもを「精神的〈病〉」から守るという点に着目することにより、現代社会の抱える問題を浮かびあがらせようとしている。そして、女性の社会進出を推進しつつ、時間的にも精神的にも余裕をもって育児をすることができ、子どもが健やかに成長できるような社会のありかたを模索することの必要性を示している。現在、「一億総活躍時代」を掲げる政府は、保育所を増設し、待機児童をなくすことに力を注いでいる。しかしながら、須藤による調査結果とその分析は、育児をめぐる問題が待機児童の解消という点のみにあるわけではないことを、明らかにしたのである。

以上、三者による論文の概要と司会者のコメントを述べた。我々は常に、身体的・精神的・社会的な〈病〉と隣り合わせで生きている。したがって、〈病〉にスポットをあてることは、人間のありかた、人と人の関係性を問い直し、誰もが生きづらさを感じ

じないような社会のありかたを模索するための手がかりの一つとなり得る。本報告における三論文は、それを示しているといえるのではないだろうか。

本シンポジウムでは、司会者の未熟さゆえ、各報告者とフロアとの質疑応答が主となり、フロア全体を巻き込んだ議論へと至らなかった感があり、反省している。しかしながら、それぞれの報告者の研究内容に寄り添った具体的なご質問・ご意見をいただくことができたため、報告者たちは、今後、研究を発展させるための大きな示唆を得たようである。出席して下さった皆様に感謝申し上げると共に、これを契機として、〈病〉の理解を通じた人間のありかた、社会のありかたに関する議論が展開していくことを期待したい。

[すずき ともこ／お茶の水女子大学
／日本倫理思想史]

セクシュアル・マイノリティに引かれる「境界線」 Discrimination among Sexual Minorities in Japan

堀川 修平

HORIKAWA, Shuhei

1. はじめに

本稿は、日本のセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践としての社会運動（以下、〈運動〉と表す）の成果の一つであるセクシュアル・マイノリティの可視化がもたらした差別を明らかにする⁽¹⁾。

〈運動〉に着目する理由としては、〈運動〉という実践が、その中で活動した人々たちの抱く社会像、あるいは、どのような社会で生きたいのか、どのように生きたいのかという「願い」が表出される場だと考えるからである。社会において、〈運動〉という実践は、自身がセクシュアル・マイノリティであるということになされている差別を乗り越えるものであり、社会で「生きていく」ためになされるものである。つまり、〈運動〉は、どのように人間として生きていきたいか、という人間形成のための営みなのでもあり、その点においても人間形成＝教育学（森川 2015）の分野であつかう大きな意義になる。

これまで、日本においてセクシュアル・マイノリティ差別の研究は、主に社会学・文学・法学・教育学など人文・社会科学研究者によってなされてきた。とりわけ、1990年代以降ジェンダー研究が盛んになってきたことと相まって、これまで一部の研究者によって再生産されてきた“異性愛中心主義的・男女二分法のジェンダー研究”——つまり、ジェンダーという、性に関わる差別問題を扱ってきたのにも

かわらず、「男女」という二分法で社会の枠組みを取り扱い、しかも、「異性愛」を中心に据えて、それ以外のセクシュアリティ⁽²⁾（以下、〈性〉と表す）を排除する研究——に反省する形で「セクシュアリティ研究」や「クィア研究」が深められていった。特に、「セクシュアル・マイノリティ」に関する研究は、“セクシュアル・マイノリティ当事者”を中心として研究が進められた。乱暴な表現になってしまうかもしれないが、研究が進められた背景には、単に「これまでその研究がやられていないからやるのだ」という「安直な」理由ではなく、自分たちの置かれている社会状況をよりよくしていくための、ある種「運動」的な理由があったといっても過言ではないだろう。フェミニズムやジェンダー論は、「イデオロギー」的なもので学問とは呼べないのではないかという問いを投げかけ続けられてきた（上野 1999）。そのような学問の背景がある中で、むしろ「マジョリティ」らが目を背けてきたことに目を向け、学問体系自体を問い直すはたらきを持っていたことに類似しているといってもよい。

そもそも、セクシュアル・「マイノリティ」の歴史というものは、これまでしっかりと把握されてきていないといっても過言ではない。「自分たちのアイデンティティをつくるために必要なアイデンティフィケーションをあらゆる面で阻害されてきている者たちとして、レズビアン＆ゲイは長い間自らの

『口』を持てなかった」(キース 1997:10)とあるように、セクシュアル・「マイノリティ」と呼ばれる被抑圧状態に置かれてきたものたちの記録は、公にされないまま当人たちの記憶の片隅に放置されてきたと考えられる。そのため、筆者はオーラルヒストリーと残された史料をもとにして研究を進めてきた。

日本の歴史学研究においては、ようやく近年になってセクシュアル・マイノリティをその対象とした研究が深められている。例えば、近年に出されたものに特化すれば、前川直哉(2016)や石田仁

(2015)は、男性同性愛者の表象を歴史的に追い、また、三橋順子(2016)は、「性同一性障害」、あるいは「トランスジェンダー」、「性別越境者」の日本における歴史を丁寧に追っている。これらは社会史(あるいは性社会史)を手法として、掘り起こさず「好き勝手」語られてきたマイノリティ像を改めるはたらきがあるといっても過言ではない。

このような研究の蓄積がみられる一方で、本稿で取り扱う、差別を乗り越える実践としてのセクシュアル・マイノリティ運動についての歴史研究は、未だ十分になされてきていない。〈運動〉を取り扱った研究としては、砂川秀樹(2003a・b)や風間孝(2002)など、〈運動〉にも関わってきた研究者によるものがあげられるが、〈運動〉の歴史に着目し、どのようにセクシュアル・マイノリティらが自身の権利を獲得してきたのか、またどのような問題を乗り越えてきたのかについては、堀川修平(2016a・b)などが現時点における研究の到達点であるといってもよいほど、数が少ない。黒川みどり他(2015)が指摘する通り、近年になって「光が当てられるようになってきた」といっても過言ではない。

堀川(2016a)は、日本における〈運動〉の変遷、特に広場に集結することや街頭などを練り歩くことによってなされる「パレード」の変遷を追い、“デモ”的なものから“祭り”的なものへと変化していったと考察している。また、堀川(2016b)は、先の研究を発展的に深めていき、日本の〈運動〉が南定四郎という人物によって進められており、彼の思想が後の〈運動〉の方向性を形作っているのだと示唆した。本稿は、堀川の両研究を深めるものとして位置づける。

以上の目的と課題意識をもとに、まず「境界線」という点に着目してみたい。

2. 「境界線」とは

本研究は、セクシュアル・マイノリティの差別を乗り越える実践を扱う研究である。先述のとおり、日本においてセクシュアル・マイノリティ差別に関する、とりわけ差別を乗り越える実践としての〈運動〉に関する研究はほとんどなされていない。そのため、筆者はこれまで、日本の「マイノリティ」たちになされてきた差別の歴史や、その差別を乗り越える実践の研究をもとにしてセクシュアル・マイノリティの置かれてきた状況を分析することを試みてきた⁽³⁾。

セクシュアル・マイノリティ、とりわけ同性愛者の場合は、医学や心理学、精神医学など「学術的な権威を自称する」(箱崎 2016:1)ものによって介入され、「異常」というレッテルを貼られてきた。この背景には、「セクシュアリティが正常と異常という二分法のなかに配置され、病理学と社会統制の対象となってきた」(箱崎 2016:2-3)歴史がある。ここでは、「近代」がキーワードになっている。「セクシュアリティ」をめぐる、19世紀の産業資本

主義の拡大に伴う都市化は、労働者人口の増大を招き、さまざまなセクシュアリティを实践する人が行き交う場としての都市は、医学や司法、警察による観察と管理の場となっていた（箱崎 2016）。ゲイ・スタディーズ研究者である河口和也によれば、19 世紀における同性愛「犯罪化」の言説を破棄し、それに変わって同性愛を「病理」として捉え、医療化しようとする動きがあったという（河口 2003：1-7）。これ自体は、「同性愛者」としてそれらの人々を「生得的」なものとして捉え、「刑法の対象となるにはふさわしくない」という主張をするものであったが、その後「異常」であるという問いは、同性愛者に投げかけられ続けた。このような「異常」―「正常」という区分でそれら集団を分かつものを、本稿では「境界線」と呼びたい。

3. マジョリティ／マイノリティという「境界線」

このような「境界線」に着目すると、そこでゆれるマイノリティたちの様子が浮かび上がる。「個々の差別にはそれぞれ異なる独自の歴史があるとしても、近現代のある時期に様々な差別が強化されるなどの事実」（黒川 2015：viii）が、日本近現代史を俯瞰すると見えてくる。「近代国家は、その価値観に反する人びとを排除しながら、『国民』をつくり出していった」（黒川 2015：viii）という。〈国民国家〉は、「排除」と「包摂」によってさまざまな差別を内包してきた。また、箱崎の言うように、

（1960 年代後半の運動実践、特に欧米における実践において、この「正常」―「異常」という問いの向きが反転するものの）、排除される側に向けられてきた「異常」というまなざしから如何に解放たれるか、ということ〈運動〉はその実践の中で模索してきたのである。具体的に見ていくと、1970 年

代前後からみられる日本におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷は、以下のようにまとめることができる。

日本の〈運動〉は、セクシュアル・マイノリティらが生きやすい社会をつくるため、社会背景に応じた「戦略」を用いて進められた。1980 年代当初は、南定四郎や IGA/ILGA 日本によってなされた「学習会」活動などに代表されるように、まずセクシュアル・マイノリティとしての当事者性、特に「被抑圧者であるゲイ」という当事者性の形成がメインになされ、そこから、その状態を変えようとする運動が進められた。その後、1980 年代後半から 90 年代に入り、“セクシュアル・マイノリティは「普通」である”というイメージを広く認知させるために、対国家、対報道／マスメディアに向けた運動がなされていった。このような流れの中、1994 年には日本初のセクシュアル・マイノリティによるパレードが東京で行われている。1996 年にパレードでの「宣言文」に対して異議が申し立てられ、南は一連の運動から退き、2000 年に砂川秀樹によって「復活」されたパレード以降、運営者は、いかに可視化するか考えながらパレードを進めている。つまり、日本におけるセクシュアル・マイノリティの運動は、“デモ”としてのパレードから“祭り”としてのパレードへと変化したことによって、多くの人々を巻き込む運動形態をつくり出すことができたのである⁽⁴⁾。

日本の〈運動〉の初期の理論に影響を与えた南自身の経験から始まった「学習会」は、参加者が、自己の置かれている状況、つまり「同性愛者である」ということに「自覚的」になれるような場として構成された。そこでは、「被抑圧者である同性愛者」としての当事者性を獲得することが重要視されており、このような手法は後の世代にも継承されていく

(堀川 2016b)。また、もちろんこれらの活動は、セクシュアル・マイノリティ当事者に「認知」を広めるための役割を担っていたと考察できる。伏見憲明『プライベート・ゲイライフ』(1991)や掛札悠子『「レズビアン」である、ということ』(1992)などの、「当事者」が語る、つまり「カミングアウト」⁽⁵⁾を通した「同性愛」のはなしなどからもわかる通り、1990年代以降になされていったこの当事者の発言は、それまで「誤認」され、「言われっぱなし」⁽⁶⁾だった側面を打開するはたらきがあったといえ、この後に伊藤悟『男ふたり暮らし』(1993)、出雲まろう『まな板の上の恋』(1993)などと続いていくことからその意義が読み取れる。つまり、セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という線引きをひきなおすためには、当事者以外にもセクシュアル・マイノリティを「認知」してもらうことが必要であった。

以上からも読み取れるように、このようなセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践は、セクシュアル・マイノリティ差別の問題を明らかにしていくために、セクシュアル・マイノリティとセクシュアル・「マジョリティ」⁽⁷⁾にひかれている「境界線」をひきなおすこと、あるいはそのための活動だったといえるのではないだろうか。その前提として、セクシュアル・マイノリティ、とりわけ同性愛者を可視化していったことが〈運動〉の成果としてあげられる。セクシュアル・マイノリティは、まず自身が何者なのかを知ること、そして知ったうえでセクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という力関係を改めようとしたことが、これらの〈運動〉の変遷から見て取れる。

4. 「マイノリティ」内の「境界線」―「良い」イ

メージの陥穽

セクシュアル・マイノリティは排除され「不可視化」されてきた歴史があり、南の〈運動〉を境にして、伏見や掛札らによって「カミングアウト」がなされ、それによって世間に「当事者がいる」ということが徐々に認知され始めた。

このように「当事者」が社会で「可視化」された後、近年では、セクシュアル・マイノリティの「可視」が広く行われている。その「可視」について着目する上で、「LGBT 市場」は、「不気味」な様相を呈しているといえよう。

「LGBT 市場」とは、「LGBT」⁽⁸⁾をターゲットとした世界規模の市場のことを指す。例えば、日本で同性婚が法的に認められることによって、結婚式場などを経営する企業は市場が拡大するとされている。現時点で日本において同性婚は法的に認められていないが、海外在住の同性愛者が京都などで結婚式を挙げるビジネスが見えてとれる⁽⁹⁾。

この「機運」のたかまりを察してか、欧米でも多くの「LGBT フレンドリー」⁽¹⁰⁾と呼ばれる企業が、プライドパレードを代表とする様々なプライドイベントに協賛している⁽¹¹⁾。このような「LGBT フレンドリー」な企業は、日本においても徐々に姿を現している。2014年の第3回東京レインボープライドでは、日本IBMや東京インターバンク・フォーラム(外資系証券会社など複数の東京の金融機関の連合グループ)などの「性的マイノリティの従業員支援を目的としたグループ」と、そのような自社の従業員支援に加えて、グーグルやマイクロソフト、フィリップスなどの「性的マイノリティの消費者に対して自社がフレンドリーであることをアピールするグループ」の双方が参加した。LGBT 市場に着目し、過去に特集記事も出している『東洋経済』は、

LGBT市場は「非常に大きく、人口の5%強を占め」と言われています。このマーケットにどのようにアクセスするか、企業の注目度が徐々に高まってきたと分析している⁽¹²⁾。

このように、「LGBT市場」が着目される中、『AERA』は、このようなセクシュアル・マイノリティ当事者の学生と企業の関係について、東レ経営研究所の渥美由喜^{なおき}にインタビューを行い、それについて以下のようにまとめている⁽¹³⁾。

「LGBTの学生には、企業が求める優秀でグローバルな人材が多い。LGBTへの理解がない企業は、優秀な人材を逃している」

渥美氏は、LGBTの学生は以下の傾向があると指摘する。

- (1) 自分について掘り下げて考え、自立心も強い
- (2) 日本より生きやすい場所を求め、語学の習得に励む人や、留学経験者も多い
- (3) 将来への不安から、資格を取得したり高学歴の人が多い
- (4) マイノリティーに対する温かい視点や柔軟性がある——。まさに、企業が求めるグローバル人材の宝庫といえる⁽¹⁴⁾。

この渥美の発言は一見、「LGBT」を差別することが企業によって損失になるということを示している「良識」ある記事に見受けられる。この渥美の発言からは、セクシュアル・マイノリティにとって「プラス」になる要素が受け取れるが、その発言は「セクシュアル・マイノリティは優秀である」という「偏見」に基づいてなされている。このような「偏見」は、先述の「言われっぱなし」と同じような状況を表している。

かつて日本においては、バブル崩壊後の1990年

代に「ゲイ・ブーム」をむかえている。この発端は雑誌「CREA」によって特集「ゲイ・ルネッサンス'91」が組まれ、そこで「おしゃれ」で「ハイセンス」な「ゲイ」というイメージがもてはやされたことにある⁽¹⁵⁾。男性同性愛についての社会史研究をしている石田仁は、このバブル崩壊ごろからみられる様相を「消費されるゲイ」と評したが⁽¹⁶⁾、まさしく今現在の〈運動〉の成果と呼ばれているもの——たとえば、渋谷区の「同性パートナーシップ条例」や「LGBT市場」にのっとった「LGBTフレンドリー企業」による「理解」や「支援」など——も、この「消費」的なブームの延長線上にあるだけなのではないかと考察できる。

また、「LGBTブーム」あるいは昨今耳にすることも増えた「ダイバーシティ」（多様性）といいつつも、実際のところ、「健常」者であり、「優秀」で「高学歴」な、「留学」が経験できるくらいの社会資本を持ち得るもののみがこの「ブーム」の「恩恵」を授かれるのではなかろうか。また、ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点⁽¹⁷⁾から考えると、「LGBTブーム」の恩恵を授かれるマイノリティの中でも格差があることが指摘できる。男性・女性という二分法で考えた際に、男性よりも女性の方が、生涯賃金が安いということをもとにして、ゲイ男性カップルよりもレズビアンカップルの方が経済的貧困に陥りやすいということを「レズビアン貧乏」と表現するように、結局のところ、「恩恵」を授かれる人びとは限られており、多くの「マイノリティ」には「関係のない話」、むしろ一部の「勝ち組」セクシュアル・マイノリティが「マイノリティ」の「代表者」になることによって、「好き勝手」語られるおそれすらある、いわば「害を被るような話」の状態にある⁽¹⁸⁾。

このように、〈運動〉によって引かれなおされてきた「境界線」は、マイノリティ内にひかれようとしているのである。それは、マジョリティ側、あるいは〈国民国家〉の側から引かれようとしている一方、「勝ち組」の「マイノリティ」によっても引かれようとしているのである。

5. おわりに

最後になるが、執筆にあたって考えたことを述べ、本稿のまとめとしたい。

本稿は、2016年5月22日に催された総合人間学会若手シンポジウムでの発表をもとにして執筆したものである。シンポジウムでは、たくさんの質問、意見をいただいたのだが、質疑応答の中で、今日の〈運動〉について、とりわけ、今日的な「成果」についてはどのような分析ができるのかというコメントをいただいた。本稿は、この「コメント」を引き取り、発表での内容をもとにしたうえで、特に今日的な「成果」を意識して分析しなおしたものである。まず、このような今日的な「成果」について、この「成果」は、これまでの〈運動〉での積み重ねがあってこそのものだと考えている。それは、これまで見てきたように、〈運動〉によって、「自己が抑圧されているのだ」ということに気が付くことができ、その後、「マイノリティ」の可視を進めていくことができたからである。このことなくしては、今日の「成果」にはつながらなかっただろう。

しかし、今日の「成果」といった際に、「目に見える成果」を指すのであれば、それは非常に「危うい」ものではないかと考える。それは、近年の「LGBT ブーム」であったり、渋谷区「同性パートナーシップ」条例⁽¹⁹⁾であったり、そのような「わかりやすい」成果は、今後の〈運動〉の方向性を

「見失う」可能性をはらんでいると考えているためである。

〈運動〉とは差別を乗り越える実践である、というのは、本稿のはじめにも述べた。「差別を乗り越える」といった際に、その差別は、特定の「マイノリティ」が被っている差別を指すのだろうか。はたまた、「マイノリティ」と呼ばれる人たち全員が被っている差別を指すのだろうか。筆者は、これまでセクシュアル・マイノリティの差別問題を中心に研究してきたが、その研究背景には、さまざまな「差別」を受けているマイノリティ当事者、研究者との出会い／学びがある。そのような学びからも、特定のマイノリティだけが「優遇」され、あるいは、優遇されるために（または、優遇されていることに気付かずに）他のマイノリティを抑圧する構造は、見直していかなければならないと考えている。

このような課題意識をもとにセクシュアル・マイノリティを取り巻く現状を見ると、〈運動〉であっても、〈運動〉を離れた個人の単位での活動であっても、近年の「LGBT ブーム」を「つかわなきゃ損」といった風潮があるように見受けられる。

渋谷区が「同性パートナーシップ」条例を「認めた」一方で、代々木公園のホームレスを排除した例のように、「使える」、あるいは「金になる」「マイノリティ」は「優遇」し、そうでない「マイノリティ」は排除するという構造が露見している。これに関して、一部の〈運動〉に携わる者と当事者、そして研究者からは批判の声が上がっているものの、「マイノリティ」たちの「総意」として、この問題が「マイノリティ内に優劣をつけて、マイノリティを分断していくものだ」という声が上がらないことは、ある意味で、セクシュアル・マイノリティ「さえ」良ければよいという批判がなされてもその批判

は免れないだろう。また、このような「LGBT ブーム」の中で2015年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という通知が出され、また、2016年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に関わる、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」という周知資料が公表された。内容については渡辺（2016）などによっても論じられているのでそちらを参照していただきたいが、この「ブーム」の中で出されたということをふまえて今一度考えると、手放しに「よかったね」といえるものではないと思われる。

このような「LGBT ブーム」を利用した「良いイメージ」を前面に押し出していくことは、〈運動〉として、非常に「戦略的」なのかもしれない。しかし、本稿が、あるいは筆者のこれまでの研究が〈運動〉史を追ってきたからこそいえるのは、「過ちを繰り返さないためにどうにかしなければならない」ということである。1990年代にみられた「ゲイ・ブーム」の行き着く先は、偏った「イメージ」の流布・強化と、そのイメージに当てはまらない人びとの排除、そして、「ブーム」自体の終焉であった。また、この「ブーム」によって「急激に変化している」動きに対して、2000年代のジェンダーフリー・バッシング、性教育バッシング（バックラッシュ）⁽²⁰⁾とその後の一連の流れが示唆するものは大きい。つまり、「まきかえし」（黒川 2015：248）への対抗が今現在十分に考えられていないということである。2000年代以降の「マイノリティ」史における「事件」からわかる、マイノリティに対して向けられる「まなざし」もこれらと関連して考えた。その「事件」とは、2003年に起きた「黒川温泉事件」とも呼べるであろう、ハンセン病患者に対

する差別のことである。「国に感謝し、質素に暮らしている限りは同情するが、人権意識をもち、国とたたかい、差別とたたかうならば、掌を返したように容赦のない差別を行う」（黒川 2015：248）という、「同情論」にもとづいた「まなざし」。「マイノリティ」と呼ばれる人に向けられるこれらの「まなざし」は、ハンセン病患者・回復者に限ったことでもないし、その事件が起きた2000年代初頭から一向に変化していないと考えられる。^{ムーブ}〈運動〉が、「ブーム」に終わらないためにも、これらのひかれ続ける「境界線」に注意を払い続けねばならないし、やはり今一度「人権」という観点からもマイノリティの置かれている状況をとらえ、動き続けなければならないのではなかろうか。

注

(1)本稿は、総合人間学会第11回研究大会若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」にて発表した内容である「〈病〉とセクシュアル・マイノリティ」をもとに大幅に改変したものである。オーディエンスの皆さまから頂いたコメントなしには本稿は執筆できなかった。オーディエンスの皆さまはもちろん、参加いただいた皆さまにも厚く御礼申し上げます。

(2)本稿で〈性〉と表す「セクシュアリティ」概念の定義についてであるが、本稿では、以下の「広義のセクシュアリティ」と「狭義のセクシュアリティ」を併せているものを〈性〉として表している。

広義のセクシュアリティとは、「生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖がそこに含まれる」

もので、「性の権利宣言」（「性の権利宣言」とは、人間のセクシュアリティの分野に関する学会組織、NGO、専門家などによって構成された国際的な団体である、性の健康世界学会（WAS）によって1999年に採択された宣言）にて定義されているものである。

また、狭義のセクシュアリティとは、「セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖」のことをさす。一般的に、多くの「入門書」で書かれている「セクシュアリティ」のとらえ方は、狭義のセクシュアリティの中で特に3つ、セックス（からだの性：身体的性別）、ジェンダー・アイデンティティ（こころの性：性別自認）、セクシュアル・オリエンテーション（好きになる性：性的指向）を示している。それは、セクシュアル・マイノリティとは誰をさすのか考えるときに重要になる概念であるからであるといえるだろう。本稿で、上記のどちらかの概念を指す時、あるいはそれ以外の特殊な用い方で「セクシュアリティ」という言葉を用いる場合は、〈性〉という表し方はしない。

(3)もちろん、「マイノリティ」を平板にみることを目的としているわけではないことをあらかじめ述べておきたい。日本においてなされてきた「マイノリティ」への差別、といっても、部落差別、在日韓国・朝鮮人差別、ハンセン病患者・回復者への差別……など、をひとくくりに語ることは決してできないのは周知の事実である。例示したことによって、そこに表記できなかった「マイノリティ」を排除してしまうことは容易に想像できる。しかし、表記しなかったからといって、それら「マイノリティ」達の問題を軽視しているわけではないことを予め記す。

(4)これらは、堀川（2016a・b）に詳しい。そちらを参照されたい。

(5)カミングアウトとは、“Come out of the closet（クローゼット〔押入れ〕の中から外に出る）”という言葉の略で、自身の性的指向をクローゼットの外（つまり、異性愛中心主義社会）では隠して生きている人たちが、クローゼットの外に飛び出すという意味を持つ言葉である（逆に、カミングアウトしていない状態のことを、クローゼットという）。

(6)伏見憲明「もっと深く同性愛を「体験」するための読書」、伏見憲明編『同性愛入門』pp.126-133によれば、上野千鶴子「私じしんも、ホモセクシュアルは多様で自然な愛のかたちの一つにすぎないという、ものわりのよさそうな意見に与しない」

（『女という快楽』1986）や小倉千加子「すべての男は女嫌いだけれども、それが肉体化されるまでに顕在化してきてる人をホモと呼ぶんです」（『男流文学論』1992）をさして、「知ったかぶりの偏見が当事者不在の状況のもとで横行し」ていたと痛烈に批判している。伏見は「同性愛者は何とでも語っていいような対象だった」と、それまでのセクシュアリティ／ジェンダー研究者でさえ、同性愛者に対しては露骨な差別や無責任な発言がなされていたと論じている。

(7)セクシュアル・マイノリティではない人々をここでは、セクシュアル・「マジョリティ」としてあえて評したのは、そのマジョリティ／マイノリティという権力に目を向けるためである。一般的に、非セクシュアル・マイノリティとは「シスジェンダー・ヘテロセクシュアル」の人々を指すと考えられる。「シスジェンダー」とは、こころの性別（性別）自認と、からだの性（身体的性別）が一致している人、ヘテロセクシュアルとは、好きになる

性（性的指向）が、「異性」に向く人を指す言葉である。

(8)そもそも、「LGBT」という言葉は、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとったものである。「LGBT」という言葉は、それ以外の――つまりアセクシュアルやクエスチョニングなどの、この「LGBT」という4つの頭文字から排除されている――セクシュアル・マイノリティをかえりみない表現であるということは、これまで当事者の間でも議論がなされてきた。例えば、「LGBTI」（I：インターセックス。昨今では「性分化疾患」という表現や、DSD（Differences of Sex Development）という表現が当事者からもなされている）や、「LGBTIQ」（Q：クエスチョニング。自己の性を悩んでいる人、決めたくない人などのことを指す）など、「LGBT」という4つの頭文字に加えていく形でこの問題を解決しようとした流れもあるが、カテゴリー化するというこの問題点をかえりみて、「セクシュアル・マイノリティ」や「性的マイノリティ」、「性的少数者」という表現も用いられてきた。昨今では、その批判を免れる／免れようとするために「LGBTs」と小文字の「s」をつけて、セクシュアル・マイノリティの「総称」とする動きが当事者やその支援者からもなされているが、本稿で述べてきたような「境界線を引く」ということに関して根本的な解決にはなっていない。

(9)例えば、2014年の関西レインボーパレード・レインボーフェスタでは、ホテルグランヴィア京都が「京都で誓う、ふたりの愛。同姓婚相談ブースを設置いたします！お二人の"想い"を"かたち"に変えていく……お二人はもちろん、挙式に参加されるすべての方との結を大切に考え、幸せのお手伝いをいた

します」というメッセージを掲げてブースを出展している（関西レインボーパレード・フェスタ <http://rainbowfesta.org/#booths>）。東洋経済『東洋経済』6043号、2012などでも特集が組まれている。

(10)東洋経済 2012『東洋経済』6403号。

(11)なお、アメリカのセクシュアル・マイノリティ運動の「保守化」については、マサキ（2015）が詳しい。併せて読みたい。

(12)東洋経済ホームページ「首相夫人も参加、LGBTパレード in 原宿 GAP 原宿店はレインボーカラーのロゴを設置」（記事：柳沢正和、2014年05月14日）<http://toyokeizai.net/articles/-/37319>

(13)AERA「LGBTの学生は優良人材の宝庫 外資系は採用に積極的」（2012年9月24日号）
<http://dot.asahi.com/news/domestic/2012092800036.html>

(14)AERA・前掲ホームページによる。

(15)石田仁による講演、「第4回週末トークライブ 「ゲイはどのように描かれてきたか～戦後の雑誌分析から見るゲイの表象」」による。

(16)上記講演会におけるスライドより引用した。

(17)「ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点」とは、ジェンダー論や、その論を発展させてきたフェミニズムの理論・実践をふまえて、「社会におけるすべてのひとの〈性〉に関する抑圧の解放を目ざす」視点であると定義できる。〈性〉という概念からは、多様であることを尊重すること、また、普遍的な人権の観点からもすべての人に関係するのだということを「性の権利宣言」などからも読み取ることができる。そういった意味では、これまでの「男女平等」という考え方の見直しを迫っているといっ

てもよい。「男女平等」という言葉にはこれまで以下のような指摘がなされてきた。一つは、男性が「基準」として考えられてきており、その「基準」に女性が追いつくことを求めてきたこと、つまり、「男並みの女」になることを求めてきた／いるわけで、「女性の活躍」という近年よく耳にするようになった言葉もこの「基準」に基づいているといえる。もう一つは、「男性」、「女性」という枠組みが画一化され、多様性が無視されてきたということである。以上からも、「男女平等」の視点ではなく、「ジェンダー・セクシュアリティ平等」の視点を大切にしていなければならないのだ。

(18)例えば、結婚情報雑誌「ゼクシィ Premier」では、「華やかな」同性愛者同士の結婚式が取り上げられている。また、「LGBT アクティビスト」と自称している東小雪は、雑誌「現代思想 特集 LGBT」内で、臨床心理士である信田さよ子との対談をしているが、信田の以下の発言に「否定」をせずにいる。

信田：元をたどれば、私は東京ディズニーリゾートでの結婚式のウェディングドレス姿をニュースで見たとき、失礼な言い方かもしれませんが、東さんと増原裕子さん、このお二人は「登場すべくして登場した」というか、「この人たちでなければいけなかった」という風に思ったりもしました。やはりあの姿が「美しい」ということが、メディア戦略的にも本当に良かったと思いました。

この発言を受けて、その後続けられた対談においても東はこの信田発言に否定はしていない。それでは、「美しくない」レズビアンであったら、この結婚はどうであったのか。美醜による差別というのはこれまで幾度となく問われてきたことではなかったのか。「美しい」ということが「良かった」という表現を自称「アクティビスト」が正さなかったこと、

その姿勢が問われるものは大きい。

(19)正式名称は、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」であるが、一般的にこの名称が用いられる。新聞などにおいては、「同性婚条例」、「同性カップル条例」などとも表現されており、そのこともあって、「日本でも同性婚が出来るようになった」などと勘違いを起こす人びともいる。例えば、東京新聞 2016 年 4 月 12 日夕刊「渋谷区同性カップル条例 1 年 多様な性へ支援の輪」
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201604/CK2016041202000250.html>

日本経済新聞 2015 年 3 月 31 日「「同性婚」に証明書 東京・渋谷区、全国初の条例成立」
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H7P_R30C15A3CZ8000/などがある。

(20)性教育バッシングは、そもそもは、1992 年のいわゆる「文部省版性教育元年」に起こったことであり、「性教育にまともにとりくむ実践と研究」に対して、「性交教育」や「コンドーム教育」といった造語を使って誹謗・中傷がなされたことに始まる。その頃は、現場の教員や教育委員会、学校にクレームをつけるという方法が取られていたが、2002 年には、地方議会において男女共同参画条例や男女平等教育・性教育に対する批判や攻撃が全国各地でなされた。これらには、新保守主義が大いに関係している。詳しくは、浅井他（2003）、日本女性学会ジェンダー研究会編（2006）を参照されたい。

参考文献

一般社団法人“人間と性”教育研究協議会編『季刊セクシュアリティ』（72）
浅井春夫他編（2003）『ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい 50 の Q&A』大月

書店

- 東小雪 (2015) 「討議 私たちがつくる〈家族〉のかたち (特集 LGBT: 日本と世界のリアル)」『現代思想』43 (16), 青土社, pp.30-45
- 飯野由里子 (2004) 「日本のレズビアン・フェミニストのストーリーを読み直す」『解放社会学研究』18, 日本解放社会学会, pp.18-38
- (2008) 『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』生活書院
- 石田仁 (2015) 「富士高校放火事件の再構成: 複合差別, セクシュアリティ, (トランス) ジェンダー (特集 LGBT: 日本と世界のリアル)」『現代思想』43 (16), 青土社, pp.231-245
- 今村仁司 (1994) 『近代性の構造 「企て」から「試み」へ』講談社
- 上野千鶴子 (1999) 「フェミニスト教育学の困難」『教育学年報7 ジェンダーと教育』pp.69-90
- 河口和也 (2009) 『クィア・スタディーズ』岩波書店
- 風間孝 (2002) 「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』53 (3), 日本社会学会, pp.348-364。
- 他 (1998) 『実践するセクシュアリティ』動くゲイとレズビアンの会
- 他 (2010) 『同性愛と異性愛』岩波書店。
- キース・ヴィンセント (1997) 「誰が, 誰のために?」『現代思想』25 (6), 青土社, pp.8-17
- 他 (1997) 『ゲイ・スタディーズ』青土社
- 黒川みどり他 (2015) 『差別の日本近現代史 包摂と排除のはざままで』岩波書店
- 砂川秀樹 (2001) 『パレード 東京レズビアン&ゲイパレード 2000 の記録』ポット出版
- (2003a) 「「ゲイ・コミュニティ」の形成① コミュニティ意識の高揚」『季刊セクシュアリティ No.9』エイデル研究所, pp.138-141
- (2003b) 「レズビアン&ゲイ・パレードが与える希望」『神奈川大学評論』(45), 神奈川大学広報委員会, pp.100-106
- 田代美江子 (2004) 「日本教育史における『セクシュアリティと教育』研究の課題と展望」『日本教育史研究』23, pp.69-88
- 日本女性学会ジェンダー研究会編 (2006) 『男女共同参画/ジェンダーフリー・バッシング バックラッシュへの徹底反論』
- 箱田徹 (2016) 「解放と包摂の理論—正常性批判から新たな社会の構想へ」山田創平・橋口貞幸編『たたかう LGBT & アート』法律文化社, pp.1-8
- 藤田裕喜 (2016) 「セクシュアル・マイノリティの人権をめぐる」『月刊社会教育』60 (7), pp.44-48
- 伏見憲明 (2003) 「もっと深く同性愛を「体験」するための読書」, 伏見憲明編『同性愛入門』pp.126-133
- 堀川修平 (2016a) 「日本のセクシュアル・マイノリティ運動の変遷からみる運動の今日的課題—デモとしての「パレード」から祭りとしての「パレード」へ」『女性学』23, 日本女性学会, pp.64-85
- (2016b) 「日本のセクシュアル・マイノリティ〈運動〉における「学習会」活動の役割とその限界—南定四郎による〈運動〉の初期の理論に着目して」『ジェンダー史学』12, ジェンダー史学会, pp.51-68
- 前川直哉 (2014) 「第9章 1970年代における男性同性愛者と異性婚: 『薔薇族』の読者投稿から」小山静子ほか編著『セクシュアリティの戦後史』

京都大学学術出版会, pp.197-220

——— (2016)「男性同性愛の戦後史研究とジェンダー (特集 ジェンダーから見た「戦後日本」)」

『歴史評論』(796), 校倉書房, pp.61-74

マサキチトセ (2015)「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT運動」と同性婚推進運動の欺瞞」『現代思想』43 (16), 青土社, pp.75-85

三橋順子 (2016)「性別越境・同性間性愛文化の普遍性」『精神科治療学』31 (8), pp.17-22

森川輝紀 (2015)『教養の教育学』三元社

渡辺大輔 (2016)「『性の多様性を学ぶ』とはどういうことか」『高校生活指導』202, pp.56-63

[ほりかわ しゅうへい／東京学芸大学大学院
／ジェンダー・セクシュアリティと教育]

山村における〈病〉に対する相互扶助 Mutual aid in mountain villages against diseases

林田 朋幸

HAYASHIDA, Tomoyuki

1. はじめに

本稿では、地域社会では〈病〉に対してどのような対応がなされてきたのかを考察する。

具体的には林業の労働災害を事例として、山村における〈病〉に対する相互扶助の機能に着目する。本稿で取り上げる労働災害は、入院をとまなうけがや振動病（白ろう病）である⁽¹⁾。

〈病〉をテーマとするシンポジウムにおいて、地域社会における〈病〉の事例として林業の労働災害を取り上げた理由は、シンポジウムの目的の一つである「〈病〉の理解を深めることで、社会の理解を深め、何より人間の理解を深める視点をもつ」上で適しているためである。林業の労働災害に対する対応は、労災保険の適用等の雇用関係にのみ見られるわけではない。〈病〉は社会的状況によって起き、また対応されてきた（立川 1971）。山村で調査を行うと、林業の労働災害においても、地域社会における多様な関係性にもとづく相互扶助によって対応されてきたことに気付かされる。よって、林業の労働災害を通して、山村における〈病〉への対応を明らかにし、社会・人間の理解を試みる。

林業の労働災害は、労働における身体の〈病〉を事例としているため、社会制度がある程度確立されている。しかし実際の現場における林業労働の災害における認識は、現代における社会制度では説明しきれないように思われる。また山村における社会制

度を行政による社会保障だけで論じるのではなく、地域社会の共同性に着目して論じる必要がある。

本項では以下のように議論を進めていく。第1節で述べた問題の所在を第2節で先行研究を踏まえてより鮮明にし、課題設定を行う。第3節で山村において林業の労働災害においてなされている認識と社会保障を、相互扶助に着目して考察する。第4節ではまとめとして、山村における〈病〉において相互扶助に着目することの現代的意義を提起したい。

2. 先行研究と課題設定

農山村研究の分野では、村落や家の相互扶助に関する多くの研究がなされてきた。主従関係における相互扶助の事例としては、有賀喜左衛門は農村における主従関係を単なる経済的な労力関係だけでなく、農耕、屋根葺、建築、婚姻、葬式、出産、祭祀、病気、火風水の災害の場の生活保障機能の点から捉えている（有賀 1966）。有賀は本家分家関係の強い東北農村を事例として、主従関係をもとにした関係性を封建的と見なさずに相互扶助の関係として捉えている。村落内の対等な関係における相互扶助の事例としては、鳥越皓之は、共有地の一機能として、私的所有格差における弱者の「弱者生活権」を挙げている（鳥越 1997）。鳥越は村落内での相互扶助により人々の生活保障が行われてきたことを指摘してい

る。また、他の研究でも、村落から被災世帯や困窮世帯への林野の配分慣行が見られたことが指摘されている。これまでの農山村研究では、相互扶助の一例として〈病〉が取り上げられてきた。相互扶助に関する先行研究より、地域社会における〈病〉への対応は、〈病〉に関する相互扶助だけで完結するものではないという認識が必要であるといえる。よって、地域社会の相互扶助全体を俯瞰する必要性が考えられる。

また、林業における〈病〉として、大野晃は高知県の国有林における振動病を事例に、林業労働における貧困問題が起こっていることを指摘している（大野 2010）。林業労働において労働災害は生活を行う上で大きな問題であり、死をともしうこともあった。大野の指摘は、労働災害における〈病〉を心身の問題だけで捉えるのではなく、社会経済構造の問題として捉える必要があることを示唆している。吉沢四郎も林業労働問題研究の課題には林業労働者の地位向上が行われる論理の究明にあったことを示している。また大野は、村落の相互扶助だけでは解決しきれない問題があることを指摘している。

地域社会における〈病〉への対応に関する研究として、医療人類学者である波平恵美子の奄美大島における宗教的指導者ユタの治療儀礼の分析が挙げられる（波平 1990）。近代的な医療に一石を投じている本事例は、ユタの信仰体系においては幻覚や幻聴は存在しないとし、ユタが行う行為の多くは、何らかの形で奄美の文化全体と深くかかわっており、強い血縁と地縁とで結ばれている人々の社会生活にも根差しているとされる。波平の事例は信仰にもとづいておりそのまま他の事例に当てはめられる訳ではないが、〈病〉に罹ることを他者との関係で捉えており、社会・文化に基づいた相互扶助による心身の

癒しという視点は参考にすべき点である。また、癒しの対象者を〈病〉に罹った本人だけでなく家族や地域社会にまで広げている点でも、地域社会の〈病〉を捉える上で重要な指摘である。

本稿では、〈病〉の中で林業労働の災害における相互扶助について述べる。事例をもとに、〈病〉に対する相互扶助の機能が付与されることで山村社会が維持されてきたことの現代的意義を、山村社会研究の立場から提示する。

調査方法は 2013 年から 2016 年の間に大規模林家・林業従事経験者とその家族に対し、労働災害に対する意識の聞き取りを行った。また、労働災害における相互扶助の分析として、林業従事経験者の日報分析を行った。

林業地である三重県松阪市では、林業における労働災害はまさしく社会的状況に条件づけられたものである。身体的病理に対して政府だけでなく地域社会がどのように対応してきたかを明らかにすることで、〈病〉研究の蓄積にも地域社会研究の蓄積にもなると考えられる。労働災害時における相互扶助として、大規模林家が林業従事者の退院後に別作業を用意し失職を防いだ事例や、職場の同僚や地域住民からの見舞金の事例を挙げる。本稿で取り上げる労働災害は入院をともしうものであり、他の〈病〉に近い形で相互扶助が行われるものと判断した。

三重県松阪市飯高町は三重県中南部に位置する（図 1）。1956 年に宮前村・川俣村・森村・波瀬村が合併して飯南郡飯高町となった。2005 年に松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町との自治体合併で松阪市飯高町となり、現在に至る。飯高町の総面積は 24,094ha で、耕地面積 236ha、林野面積 22,604ha（全体の 94%）と、農耕地の少ないという点で典型的な山村である。1,000m 級の山々を介して奈良

県と隣接している。



図1 波瀬地区地図

波瀬地区は、総面積 5,775ha、林野面積 95%で、旧飯高町4地区の中で櫛田川最上流に位置し山深い。1956年の飯高町誕生時までは波瀬村として存在し、11の大字は明治中期までの藩制村と一致する（表1）。全ての大字で高齢化率が50%を超えている。県下有数の林業地帯として知られ、波瀬林業と呼ばれることもある（岩水1971）。地元住民への聞き取りによると100ha以上の山林所有者を大規模林家と見なし、特に2,100haを所有するT社（T氏）と1,000haを所有するO社（O氏）が2大林家とされている。

3. 調査事例—労働災害に対する認識と相互扶助

3-1. 林業労働の労働災害に対する当事者たちの認識

林業労働・労働災害（けが、振動病）に関する聞き取り調査から、〈病〉に対する認識と相互扶助の内容について見る。以下は、林業関係者への労働災害に関する認識について聞き取りを行ったものである。

熟練林業従事者の労働災害に関する認識は以下の通りである。

「昔の人（現在の70代以上）はちょっとのけがなら言わない。労災のことで親方に迷惑がかかるから。だからこちらが気付いても、こちらからは

けがについての話はしない。」

(60代、元森林組合職員)

「けがは不注意の者になる。気をつけていけばならない。一緒に仕事をしていて仲間で作業中に死んだことがあるが、元々不注意での怪我が多かった。」

(70代、林業従事者)

「旦那は振動病を患いかけていたが、仕事をしたかったので申請はしなかった。」

(80代、林業従事者妻)

一方で若手林業従事者の労働災害に関する認識は以下の通りである。

「仕事を始めて2日目でチェーンソーで足を切り、労災（労災保険）がおりた。仲間からは『最速だ』と笑われた。」

(40代、1ターンの林業従事者)

以上のように、林業従事者のけがに関する認識は、70代以上の林業関係者においては現在と異なるように思われる。両者の違いに対して大規模林家（雇用者）側も以下のような印象を受けている。

「今の人は何かけががあると労災となる。以前の人の方が我慢強かったというのもあった。けがをする者は一人前ではないという意識もあったのではないか。けがをすると仕事を辞めさせられてしまうというのもあって、我慢強かったのかもしれない。」

(林業会社職員)

次に、労災に関する大規模林家の対応を見る。以下は、波瀬地区大規模林家への聞き取りである。

「T社では、振動病になった人は少ない。なりかけていた人はいたが、労災の申請はしなかった。以前は労災の概念が無かったし、整備もされていなかった。素材業者の請負を作業班がしていた時に、どちらが労災を掛けていたかわからない。平成に入ってから、撫育と伐出の2つの労災が掛けられていた。」

(林業会社職員)

以上のように、雇用者である大規模林家としても、労災に関して長年にわたり十分な対応が取れなかったことを述べている。しかし、林業従事者からは大規模林家の対応に対して特に批判の声は聞かれなかった。

3 - 2. 大規模林家と林業従事者の相互扶助

以上の聞き取りは、当時の林業を取り巻く労働環境や大規模林家と林業従事者の関係性から考察する必要がある。波瀬地区のT社を例に挙げると、T社は波瀬地区一の山林所有面積をほこる大規模林家である。T社に雇用されている地域住民が多く、波瀬地区ではT氏を「ほんけさん」と呼ぶ。波瀬地区では他地区への出稼ぎ労働者が少ないが、T社等の大規模林家による雇用によるところが大きい（表2）。T社では長年にわたり1～数区ごとに作業班があり、終身雇用制に近い形態を取っていた。造林には女性も含まれるうえ、従業員には作業班だけでなく屋敷や農地の管理を行うオトコシ・オナゴシも含まれている。

また、T社は他の同業者に先立ち、1978年に厚生年金の導入を行っている。厚生年金等の社会保険の導入は天気に左右される林業労働においては容易ではなかった。T社による導入は先進的なものであったといえる。振動病診断も林業従事者に義務付けており、T社が日当も支給している。以上から、T社をはじめとする大規模林家は林業労働における福祉制度の整備は十分でない中で十分に社会福祉に取り組んでいたと認識され、相互扶助関係の動機の一つとなったことが窺われる。

さらに、単なる雇用関係だけでは捉えられない関係性が大規模林家と林業従事者には見られる（交代でのT家の庭園管理・親族の仕事先の斡旋・松茸等の贈与）。これはT社が雇用者としてだけでなく波瀬地区内在住の山林地主としての社会的役割を有することも関係している。

労働災害に関する林業関係者の認識は、林業の労働環境や相互扶助を踏まえた上で理解する必要がある。

3-3. 労災で入院したHM氏の日報と見舞金持参者一覧の分析

日報に記載されているT社太良木班元林業従事者HM氏入院時の作業内容と見舞金持参者一覧から、労災時における相互扶助の関係網について論じる。1938年生まれ、HM氏は中学校を卒業後T社の作業班に所属している。1990年の入院は、前年の骨折の回復が思わしくなかったためであり、二度目の入院となる。

作業内容について見ると、1990年2月3日の入院にともない1月と2月、HM氏は所属する作業班とは別で枝打ちを中心とした作業を行っている（表3-a）。これは、T社が伐出だけでなく枝打等

の造林事業も行っている事とも関係している。HM氏妻からは、「T社から作業内容を配慮してもらった」という声が聞かれた。10月の作業内容を見ると、主に作業班で伐出作業を行っている（表3-b）。体調が万全になると、通常の作業を行っているといえる。

見舞金一覧を関係性別で見ると、区37人、親族29人、組（葬式等を行う際の単位）27人、職場16人、友人13人、その他8人、不明3人の合計106人であった（表4）⁽²⁾。区は具体的に葬式組、農業集落、大字に分類される。区で見舞や冠婚葬祭に関する規則はなく、葬式組の者は基本的に全世帯が見舞を行い、農業集落や大字の者は普段の関係性に応じて見舞の有無を判断することが通例であったようである。親族は兄弟や娘・本家といった直接的かつ日常生活においても緊密な関係から、従兄やはどこ、妻方の親族にまでわたる。職場はT社関係者で、T社自身、番頭、林業従事者、運送業者である。HM氏と同じ太良木班の林業従事者は全員が見舞を行っている。異なる作業班の林業従事者や番頭等の職員については、同じT社であっても、普段仕事で直接関わらない場合は必ずしも見舞を行っていないようである。友人とは上記以外の友人関係にある者で、具体的には同業者、同級生、神社や消防団関係者等である。友人は全員が飯高町内に居住している。その他はガソリンスタンド等の業者や妻方の職場関係者である。聞き取りから判断できなかったものは不明とした。

金額は関係性に応じて決定されていた。当時は5千円が見舞の基本的な相場であったようである。葬式組や職場の中でも金額は必ずしも同じではなかった。差し入れや2回以上の見舞は、関係性に対する扶助が金額だけでは不十分であった際に補完する

ものとして行われたと思われる。

見舞においては日常以上に広範な扶助や強い扶助の意識が見られることが考察される。広範に及ぶ扶助の例としては、妻の職場関係者や付き合いのある業者による見舞が挙げられる。また、強い扶助の意識としては、HM 氏の本家による見舞が挙げられる。HM 氏の日常生活において本家分家関係は強く意識されていなかったようであるが、1 万円と果物の見舞がなされている。本家としての意識が表れたものであるといえる。同様に、雇用者である T 社の金額が見舞を行った者の中で最大であることも、雇用者としての意識が強く表れたものであるといえる。

4. おわりに

事例を通して、労働災害で入院した際の相互扶助における多様な関係性を示した。〈病〉に対する林業従事者の認識は、大規模林家や地縁・血縁による扶助関係に基づいておこなわれていた。そして、大規模林家や地域社会における相互扶助は、本人だけでなく家族に対しても間接的に行われていると考えられる。

本事例では、地縁血縁関係における金銭以外の相互扶助については十分に論じていない。HM 氏は自給用の田畑の作業を自ら行っている。また、春以降に行われる組や農業集落の共同労働にも参加している。本事例で共同労働に関する相互扶助が見られなかった要因として、HM 氏の入院が 2 回目であり 10 日と短期間であったこと、農閑期であったことが考えられる。聞き取りからは、体調を崩した際に農作業を親族や近隣者が手伝う事例もあり、労働災害においても共同労働における扶助関係も見られると予測される。

他に、労働災害と他の〈病〉との相違に関する考

察が今後の課題として挙げられる。本稿では入院をとまなう労働災害を取り上げたため、他の〈病〉と似た相互扶助が行われていると仮定した。しかし労働災害は仕事に関する直接的なものであり、職場関係による相互扶助が強いことが予測される。また、けがは他の〈病〉と異なり、我慢がある程度可能なものであるとも考えられる。他の〈病〉と比較した際の労働災害の特殊性については今後さらなる検証が必要である。

本稿は、労働災害という身体的な〈病〉を事例としているが、相互扶助を通して心的な・家族も含む・社会全体の〈病〉への対応をも捉えようとした。本稿で取り上げた〈病〉は大きな障害を一生涯背負う〈病〉と比較すると、決して重度とはいえない。しかし、本事例で見られた地域社会の相互扶助は、〈病〉によって生じる社会の問題に対応する上で現代的意義を持つことが示唆される。

注

(1)振動病とは、山林労働者の職業病を指す。主に血管のけいれん性収縮が起こり、指が蒼白となって疼痛を生じる。1953 年に林野庁の推進により林業にチェーンソーの導入が行われた。国有林の山林労働者の間で多く見られた。

(2)著者が日報をお借りした時には既に HM 氏は他界していた。また、日報をお借りした HM 氏の妻も見舞における関係性について聞き取りを行う前に他界した。そのため、見舞における関係性の分類は、主に HM 氏の義姉・本家への聞き取りをもとに行った。

関係性については複数に分類可能な者が多いが、見舞を行ったと思われる一番の要因を優先して分類した。優先したのは、親族、区、職場、友人、その

他の順である。

参考文献

有賀喜左衛門（1966）『有賀喜左衛門著作集Ⅰ 日本家族制度と小作制度』未来社
 岩水豊（1971）『波瀬林業の成立と発展過程：歩口山制度の成立と展開』農林省林業試験場関西支場
 大野晃（2010）『山・川・海の環境社会学 地域環境にみる〈人間と自然〉』文理閣
 立川昭二（2007）『病気の社会史 文明に探る病因』岩波書店
 鳥越皓之（1997）「コモンズの利用権を享受する者」

『環境社会学研究』3：5-14

波平恵美子（1990）「幻覚と癒し 奄美大島におけるユタの治療儀礼の分析」波平恵美子編『病むことの文化』海鳴社：236-262
 一一一一（1994）『医療人類学入門』朝日新聞社
 吉沢四郎（1967）「戦後林業労働問題研究の一検討」『林業経済』21(2)：1-20

〔はやしだ ともゆき／東京農工大学大学院／農村社会学〕

旧村 (地区)	区 (=大字)	農業集落	藩制村	旧自治会	新自治会	戸数	農家戸数
波瀬	乙栗子	乙栗子	乙栗子	乙栗子一	乙栗子	41	39
				乙栗子二		34	
	加波	加波	加波	加波一	加波	41	19
				加波二			
	桑原	桑原	桑原	桑原	月出・桑原	24	4
	月出	月出	月出	月出		19	10
	波瀬	町	波瀬	町	波瀬	23	6
		西切		西切		25	4
		小原		小原		15	2
		野口		野口		19	6
	太良木	太良木	太良木	太良木	美滝連合	6	2
	草鹿野	草鹿野	草鹿野	草鹿野		4	?
	舟戸	舟戸	舟戸	舟戸		14	4
	落方	落方	落方	落方		24	3
	栃谷	栃谷	栃谷	栃谷		14	7
	木梶	木梶	木梶	木梶		12	4
-					計	315	110

出所：松阪市役所資料、聞き取りより作成

表1 波瀬地区地域区分（2013年時点）

No.		名前	年齢（歳）	性別	居住地	作業班
1	事務所	MK	54	男	落方区	-
2		UH	54	男	波瀬区	
3		KK	29	男	月出区	
4		MU	54	女	波瀬区	
5	波瀬地区	TT	85	男	栃谷区	栃谷
6		TM	82	男	木梶区	木梶
7		TE	76	男	木梶区	木梶
8		IY	75	男	舟戸区	舟戸
9		KT	74	男	波瀬区	西切
10		YT	71	男	落方区	西切
11		YS	67	男	波瀬区	オトコシ
12		MN	67	男	波瀬区	西切
13		FM	64	男	栃谷区	栃谷
14		OH	63	男	加波区	加波
15		TG	60	男	波瀬区	西切
16		US	57	男	木梶区	木梶
17		NM	56	男	波瀬区	西切
18		FZ	55	男	栃谷区	栃谷
19		HH	55	男	落方区	落方
20		TH	54	男	加波区	加波
21		KS	53	男	月出区	月出
22		HW	52	男	加波区	加波
23		TY	51	男	木梶区	木梶
24		FT	51	男	栃谷区	栃谷
25		FH	51	男	栃谷区	栃谷
26		HT	51	男	栃谷区	栃谷
27		TT	50	男	加波区	加波
28		HK	49	男	落方区	西切
29		IH	48	男	舟戸区	舟戸
30		KK	47	男	波瀬区	太良木
31		AH	47	男	加波区	加波
32		YK	46	男	加波区	舟戸
33		TY	45	男	木梶区	木梶
34		HM	44	男	落方区	西切
35		MA	44	男	月出区	月出
36		NS	44	男	波瀬区	西切
37		UK	43	男	太良木区	太良木
38		KU	43	男	舟戸区	舟戸
39		HM	40	男	宮本区	太良木
40		MT	40	男	波瀬区	西切
41		NT	38	男	波瀬区	太良木
42		OS	35	男	木梶区	木梶
43		UK	34	男	波瀬区	太良木
44		KK	29	男	波瀬区	西切
45		OM	28	男	波瀬区	太良木
46		YM	53	女	波瀬区	オナゴシ
47		UM	50	女	波瀬区	オナゴシ
48		NH	48	女	太良木区	造林
49		UM	44	女	太良木区	造林

出所：T 社記念誌、聞き取りより作成

表2 T 社従業員一覧（1978 年時点）

月	日	天気	出来事
1月	1	雪	
	2	晴	
	3	晴	
	4	曇	
	5	晴	整形外科病院行
	6	曇	消防出初式
	7	曇	山の神、組初寄り中止
	8	晴	○間伐（太良木班3人）
	9	曇	○間伐（太良木班3人）
	10	雨	
	11	晴	○枝打 杉81本、桧46本
	12	曇/雨	○栗野カツラ枝打 杉134本
	13	雨雪	○栗野カツラ枝打 杉123本
	14	晴	○枝打 杉180本
	15	晴	15日正月 午前中神社ドンド焼
	16	雪	ベタ雪15cm
	17	晴	○枝打 杉181本
	18	晴/曇	○枝打 桧243本
	19	雨	整形外科病院行
	20	曇	○枝打 桧201本
	21	晴	○枝打 杉171本、桧3本
	22	晴	○枝打 杉85本、桧146本
	23	晴	○枝打 杉123本、桧67本
	24	曇	整形外科病院行、元年3月打杉420本（所有山枝打）
	25	晴	
	26	曇	
	27	晴	
	28	晴	
	29	曇	
	30	晴	
	31	雪	
2月	1	雪	組出合
	2	晴	組出合
	3	雨	整形外科病院2回目入院
	4	曇	長女見舞
	5	晴	
	6	曇	
	7	晴	母見舞
	8	晴	組住民見舞
	9	雨	
	10	晴	長女夫婦・母見舞
	11	曇	従兄見舞
	12	晴	母・長女・次女見舞
	13	曇	
	14	雨	
	15	晴	退院
	16	晴	
	17	曇	
	18	晴	
	19	曇	
	20	曇	
	21	晴	整形外科病院行
	22	晴	
	23	雨	午後3時より作業班が家に寄る
	24	雨曇	整形外科病院行
	25	雨	
	26	曇雨	
	27	曇	
	28	雨	

出所：1990年 HM氏日報をもとに作成

表 3-a 1990年1・2月 T社林業従事者 HM氏作業内容表

10月	1	曇雨晴	○風倒木整理
	2	晴	○風倒木出し、ダンプ3台
	3	曇	○皆伐・テーロの滑車取付
	4	雨	○HM風倒木切
	5	曇雨	○巻上ツギ張上げ
	6	曇	追悼式津文化会館
	7	雨	台風20号
	8	雨曇	○枝打 桧200本2m打
	9	晴	○集材
	10	晴	○枝打 桧179本2m打
	11	晴	○ 踏み込み
	12	曇雨	○ 踏み込み、尺入小切
	13	雨	○ 枝打 桧174本2m打、杉21本4m打
	14	雨	○ 尺入れ小切、山落し
	15	曇	○ 山落し、集材4台、小出し
	16	晴曇	○ 集材、小出し2台
	17	晴	○ 尾鷲の山林被害調査
	18	晴	○ 出材 尺入小切集材
	19	晴	○ 出材集材尺入小切
	20	晴	○ 風害木尺入小物積込、尺入小切
	21	晴	神社祭
	22	晴	○踏み込み、午後集材尺入小切
	23	曇	○ 集材尺入れ小切、踏み込み
	24	晴	○ 尺入小切、集材
	25	晴雨	○ 尺入小切、集材
	26	曇雨	○ 集材、小切
	27	晴	午前中茶刈、午後神社餅つき
	28	晴	神社祭り
	29	晴	茶刈
	30	曇雨	○桧切、午後所有山林風害起し
11月	1	晴	○ 桧切、踏み込み
	1	晴	奈良県桜井銘木市場行
	2	晴	○桧切、踏み込み尺入小切
	3	晴	○風害起し、山林風害調査
	4	雨	大雨
	5	晴	○ 尺入、小切、山落
	6	晴	○ 尺入、小切、山落、午前所有山林風害起し
	7	晴	飯高町戦没者追悼式
	8	晴	○ 出材、1台
	9	曇	○ 六呂山桧出材終了、2台
	10	晴	○ 枝打
	11	晴	公休日、午前中トラクター初運転
	12	晴	○ 桧実取
	13	晴	○ 桧実取
	14	晴	○ 桧実取
	15	晴	○ 集材線片付け
	16	晴	白ろう病健診
	17	晴	○ 集材線片付け
	18	晴	休み
	19	晴	○ 土場片付け、掃除、出材終了
	20	雨	○ 枝打 桧126本4m・6m打
	21	雨曇	○ 間伐、尺入、小切
	22	晴	大嘗祭
	23	晴	○ 林道
	24	晴	○ 風害切
	25	晴	○ 風害切
	26	雨	農業機械店行
	27	曇	○ 桧尺入、小切、山落し
	28	雨	休み
	29	雨	○ 枝打 桧110本4m・6m打
	30	雨	台風28号

出所：1990 年 HM 氏日報をもとに作成

3-b 1990 年（平成2年）10・11月 T 社林業従事者 HM 氏作業内容

No	金額	関係性	No	金額	関係性
1	1万円	親族	54	5千円	友人
2	1万円	親族	55	5千円	職場
3	2万円	職場（雇用者）	56	3千円	その他
4	5千円	職場	57	3千円	区
5	5千円	友人	58	3千円	友人
6	1万円	その他	59	3千円	友人
7	1万円	区	60	5千円	友人
8	1万円	区	61	5千円	友人
9	1万円	区	62	5千円	友人
10	1万円	職場（同作業班）	63	5千円	友人
11	1万円	区	64	1万円	区
12	5千円	区	65	5千円	区
13	5千円	親族	66	5千円	友人
14	1万円	親族	67	1万円	親族
15	1万円	区	68	5千円	区
16	5千円	親族	69	1万円	親族
17	5千円	親族	70	3千円	友人
18	5千円	区	71	1万円、果物	親族（本家）
19	5千円	親族	72	5千円（2回目）	職場
20	5千円	区	73	5千円	親族
21	5千円	区	74	5千円（果物）	職場
22	5千円	職場（元同作業班）	75	5千円	区
23	5千円	職場	76	5千円	区
24	5千円	区	77	1万円	不明
25	1万円	区	78	5千円	職場
26	5千円	その他	79	5千円	職場
27	3千円	区	80	5千円	区
28	1万円	職場	81	5千円	職場
29	1万円	親族	82	5千円、果物	友人
30	1万円	親族	83	5千円	不明
31	1万円	親族	84	5千円	職場
32	1万円	区	85	1万円	親族
33	1万円	親族	86	1万円	その他
34	1万円、 寿司大皿	親族	87	5千円、果物	区
35	1万円	親族	88	5千円	区
36	1万円	区	89	5千円	区
37	1万円、 炊き込みご飯	区	90	5千円	親族
38	1万円	親族	91	5千円	親族
39	1万円	職場（元同作業班）	92	5千円	区
40	1万円、果物	親族	93	5千円	区
41	1万円	区	94	5千円、果物 （2回目）	その他
42	1万円、果物	親族	95	5千円	親族
43	1万円	区	96	5千円	区
44	1万円	親族（2回目）	97	5千円	区
45	1万円	親族	98	5千円	区
46	1万円	親族	99	5千円	その他
47	1万円	親族	100	5千円	区
48	3千円	不明	101	5千円	友人
49	5千円	区	102	5千円	職場
50	5千円	職場（同作業班）	103	5千円	その他
51	5千円	親族	104	5千円	区
52	5千円	その他	105	5千円	区
53	5千円	友人	106	いちご（2回目）	区

出所：1990年HM氏日報をもとに作成

表4 HM氏入院時見舞金一覧

子どもの健康を測るとはどのようなことか？ Problems in measuring children's health

須藤 茉衣子

SUTO, Maiko

1. はじめに

今回、総合人間学会若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」で、自分の研究について報告する機会をいただき、自分の問題関心を改めて考えることができた。報告者の研究テーマは保育であり、公衆衛生の観点から、保育所をフィールドに園児の生活や健康に関する調査を行っている。

少子化対策や子育て支援を目的に、子どもの保育環境は、今大きく変化しており、保育所定員数の拡大が図られ、延長保育や夜間保育など、保育時間の長時間化が進んでいる。しかし一方で、このような保育環境の変化が、保育を受ける子どもに与える影響を心配する声もある。国内外での関連する先行研究の中には、長時間の保育を利用する子どもに、情緒や行動面での問題が多くみられると報告しているものもあり、また保育時間の長時間化は、帰宅時間の遅延化につながり、食事や睡眠習慣といった家庭生活や生活リズムに影響を与えるのではないかと懸念されている。さらに、労働時間の長時間化や非正規雇用の増加が問題となっている中で、就労保護者の職種や労働時間、雇用形態等が、家庭での子育てや保護者自身、あるいは子どもの精神的健康に影響を与えている可能性も報告されている。報告者の問題関心は、保育政策の拡充が図られている中で、保育環境や保護者の就労状況、子育て環境などが、子どもの健康や生活に与える影響を検討することにある。

研究を進める中で気づいたのは、「子どもの健康」を測ることは難しいということである。例えば、働いている人の精神健康を把握したいという場合、大人であれば、General Health Questionnaire (GHQ) や Center for Epidemiologic Studies Depression Scale (CES-D) といった尺度が、メンタルヘルスを測るツールとしてよく用いられている。しかし、これらの尺度は自記式の質問票であるため、読み書きのできない幼児期の子どもには適応できず、代わりに、保護者や教員といった、周囲の大人が子どもの行動を観察して、子どもの「メンタルヘルス」を測ることになる。あるいは、身体的成長や情緒面や知的、社会的な発達をもって、子どもの「健康」を捉えることもある。成長や発達をアウトカムとする場合、では何年後までの子どもの成長や発達を見たらよいのかについても問題となるが、長期間の追跡調査を実施することはなかなか容易ではない。

子どもの健康を定義することは難しく、そのため、どのような環境が子どもの健康や発達にとって望ましいのか、ということについても、これまで多くの議論がなされてきた。「母親によって家庭内で育てられるのがよい」、あるいは「集団保育の中で育ったほうが、子どもに社会性が身につく」など、子どもの発達にとって望ましい環境は、その時代ごとに変化してきた。このような変化の背景には、社会経済的要因も大きく影響していると考えられる。例えば、家庭保育重視から保育政策拡充へと保育政策が

大きく転換したきっかけは、1989年の1.57ショックによって顕在化した少子化問題であった。次節では、この保育政策の変遷に関して、主に横山文野氏の『戦後日本の女性政策』を基に、その流れを整理したい。

2. 日本の保育政策の変遷—家庭保育重視から保育政策拡大へ

第二次世界大戦後、1947年に保育所は厚生省管轄の児童福祉施設として制度化された。その後現在に至るまで問題となっているのが、「誰が保育の対象となるのか」という点である。1947年に児童福祉法が制定された当時は、その第39条において、「保育所は日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である」と述べられており、この時は、保育所入所のための制限や基準はとくに規定されていなかった。しかしその後は、行政の財政難を背景に、保育所予算抑制のため、保育所入所の対象はしだいに制限されることになる（横山 2003：51-54）。1951年の児童福祉法改正で、第39条は「保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」と変更された。このときの、「保育に欠ける」という語句の挿入により、教育機関である幼稚園と、児童福祉施設である保育所との入所対象の区別が明確化され、保育所入所対象の制限へとつながっていったと言われている（横山 2003：52）。

高度経済成長期においても、保育所入所の対象は制限される傾向にあった。1960年代初頭、当時の池田内閣は所得倍増計画を推進するための基盤として、「人づくり政策」を掲げた。そこで特に重視されたのが、将来の労働力の基盤となる子どもの健全育成であった。1963年、厚生省は初の『児童福祉

白書』を発表しており、その中には、「高度経済成長政策の結果、児童に危機をもたらしている」と記載されている。「危機」とは具体的には、児童の非行、情緒障害や神経症、自殺、保育努力の欠如、母性愛の喪失、人工妊娠中絶、心身障害児や奇型児の増加等、であるとしていて、そのような危機の原因は、家族制度の崩壊に伴う親子の愛情や人間関係の欠落にあると指摘され、家庭対策の必要性を強調するものであった（黒川 1978：161-162）。政府が家庭保育を重視していた姿勢は、1963年に中央児童福祉審議会が出した、保育制度特別部会中間報告『保育問題をこう考える』の中の「保育七原則」にも表れている。第一原則は「両親による愛情に満ちた家庭保育」、第二原則は「母親の保育責任と父親の協力義務」、第三原則は「保育方法の選択の自由と、子どもの母親に保育される権利」、第四原則は「家庭保育を守るための公的援助」、第五原則は「家庭以外の保育の家庭化」、第六原則は「年齢に応じた処遇」、そして、第七原則が「集団保育」とされている。第一原則では、「子どもの精神的、身体的発達にとっては、両親による愛情に満ちた家庭保育が最も必要なものであり、これを保育の第一原則と考えたい」としていて、集団保育は原則の最後に位置づけられている（横山 2003：55-56）。

政府が保育政策抑制の方針を示していた背景には、1973年の石油危機後の、財政上の問題もあったと言われている（高嶋 2005：218-219）。高度経済成長終焉後、「福祉みなおし」論が提起され、保育サービスへの公費負担に関しても、これが「隠れた補助金」として問題視された。というのも、1960年代の保育所利用者の大半は所得税非課税世帯であったのに対し、1975年の保育所入所児童の階層別分布では、所得税課税世帯と非課税世帯の占める割合が逆転していた（横山 2003：191）。戦前の託児

所から、戦後しばらくは低所得家庭を主な対象としてきた保育所であったが、1970年代にはその状況は変化していた。1970年代後半からは在籍児童数が増加していたにもかかわらず、1982年度には初めて前年度比3.3%（約96億円）減と、保育所運営予算の減額が行われている。さらに、1985年度予算では福祉・教育・国民生活関連予算の国庫負担金は一律1割削減され、1986年度からは保育所運営費国庫負担金の負担率は従来の8割から5割に削減されている（日本保育学会2016：55）。

家庭保育を重視し、保育対象を制限するような流れを、一気に変えることとなったのが、1989年に日本の合計特殊出生率が1.57を記録したことで顕在化した、「少子化問題」であった。少子化問題が表面化したことは、保育政策変革の重大な契機となり、政府は保育利用を抑制するそれまでの政策を転換し、保育所を積極的に活用する姿勢を前面に打ち出し始める（平原2009：219、全国保育団体連合会・保育研究所2009：21）。その後提出された子育て支援に関する関連法案や政策は、主要なものだけでも、「エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本方針）」（1994年）、「新エンゼルプラン（重点的にすべき少子化対策の具体的実施計画について）」（1999年）、「次世代育成支援対策推進法」（2003年）、「子ども・子育て応援プラン」（2004年）、「子ども・子育てビジョン」（2010年）と、多数に及ぶ（平原2009：219-220）。いずれの政策の中でも、保育サービスの充実を図ることが目指された。

2001年には、構造改革を中心政策として位置づけていた小泉内閣のもと、「待機児童ゼロ作戦」が制定された。この「待機児童ゼロ作戦」は、2001年に男女共同参画会議で議論されたものであり、サブタイトルには、「最小のコストで最良・最大のサ

ービスを」とある（保育行財政研究会編2002：9）。待機児童を解消するために、15万人の受け入れ児童数の増大を図るとし、病児・病後児保育や延長保育の推進、入園時期の弾力化等が明記され、その数値目標も示された。早朝保育や夜間保育、休日保育といった多様な保育事業の必要性が強調された背景には、保護者の就労形態の多様化や、非正規雇用の増加があったと言われており、朝の9時から夕方5時までという従来の定型的な労働時間ではなく、短時間もしくは特定の曜日だけといった一時保育、または休日保育の需要が高まっていたことがあると指摘されている（保育行財政研究会編2002：12-13）。

2015年4月には、子ども・子育て支援新制度（平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度）が始まった。この制度では、保育所の財源や事業主体、利用手続きや認定基準など、保育政策に関して様々な改定が行われた。「子ども・子育て支援新制度」では、保育所利用の認定基準が新たに設定され、子どもの年齢や保育の必要量によって3つの認定区分が採用され、これまでの児童福祉法施行令において規定されていた「保育に欠ける」要件に代わって、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条において、「保育の必要性の事由」が示され、求職活動や就学を、保育の必要性の事由として認めることが明文化された（全国保育団体連合会・保育研究所2015：77）。また、利用できる保育時間に関しては、認定された保育の必要量によって、1日当たり8時間（月平均200時間）の「短時間」と1日あたり11時間（月平均275時間）の「標準時間」という、2つの区分が設定された。新制度ではさらに、1日11時間の開園

や、土曜日の開園が原則とされたことで、保育時間の実質的延長が明確に打ち出されたとも指摘されている（全国保育団体連合会・保育研究所 2015：77）。

3. 保育環境と子どものメンタルヘルス

少子化対策や女性の就労推進を目的に、保育所定員数の拡大が進められ、実際に保育所定員数、保育所利用児童数ともに増大し、保育の利用時間も長時間化している。全国の保育所等の利用児童数は、2006 年度に 200 万人を超え、2015 年 4 月 1 日時点では、約 237 万人である⁽¹⁾。また、保育時間の長時間化も進んでいる。児童福祉施設最低基準では、保育所の 1 日の保育時間は原則 8 時間と定められている一方で、1 日 11 時間を超えて保育を実施している保育所の割合は、1998 年では 28.6%であったのが、2003 年には全体の 53.9%になり、2013 年 10 月 1 日時点では 76.8%と（17,359 か所）、全体の 7 割を超える（全国保育団体連合会・保育研究所 2015：114）。

しかし、国内外の関連する先行研究では、長時間の保育を利用する子どもに情緒や行動面での問題が多くみられるなど、保育時間が長時間化することでの子どもの身体的・精神的負担を懸念する声や（松島 1970、望月 1976、高橋 1985）、保育時間の長時間化は、帰宅時間の遅延化につながり、食事や睡眠習慣といった家庭生活にも影響を与えているのではないかといった指摘もある（小伊藤 2005）。保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「少子化対策」は、保護者の子育て環境や子どもの生活にマイナスの影響を与える可能性はないのだろうか。現状の保育政策をめぐる議論においては、心身の健康など、子育て期の親子の現状に対する理解や配慮が十分になされているとは言えな

い。保護者の働き方が多様化し、保育環境も大きく変化している今、保育を利用する親子の健康や生活を把握する必要があると考え、2015 年 12 月に、東京都 1 市の認可保育所利用者を対象とした横断調査を行った。

4. 質問票調査の結果

質問票調査には、合計 12 施設の認可保育所に協力していただき、579 人の回答を得た（回収率 52.4%）。子どもの健康に関して、本研究では、子どものメンタルヘルスに注目した。主な質問項目は、子どもの属性、子どもの家庭生活、子どものメンタルヘルスに関する質問項目、保護者の属性、保護者の就労状況、保護者のメンタルヘルスであった。まず、子どものメンタルヘルスを測るための尺度作成を行い、そのうえで、作成した尺度を使用し、子どものメンタルヘルスに影響を与える保育環境の検討を行った。

使用する項目で欠損のあった対象者を除外し、作成した子どものメンタルヘルスに関する尺度を用いて保育環境との関連を分析した結果、保育時間（10 時間以上）や家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日に両親と一緒に過ごしていない）が、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与えることが示された。さらに、そのような保育時間や家庭での親子の過ごし方と関連している保護者の要因を検討したところ、保護者の就労形態（正規雇用）や就労時間（夜 10 時以降の就労がある）といった就労状況が、長時間の保育利用につながっていること、保護者の年齢（20 代）や学歴（高校まで）、世帯年収（500 万円未満）といった社会経済的属性や保護者の精神健康が、家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日両親と一緒に過ごしていない）に影響を与えていた

(※詳しい調査結果は別論文にて発表)。以上の結果から、保育所をはじめとする施設型保育サービスの多様化や長時間化を図る子育て支援政策では、子育て期の親子の生活や健康に負担をかける可能性があると言え、長時間労働や不規則・不安定な労働条件の改善、育児期家庭の経済格差の是正や子どもの貧困対策などによって、「家庭で親子が余裕を持って過ごせる環境」をつくっていく必要があることが示唆された。

5. おわりに

少子化が問題となる中で、保育政策に対する期待は、ますます大きくなっている。保育所が足りないから働けない、子どもを産めない、という議論も起きている。確かに保育所に子どもを預けられないために、就労の機会が制限されることはあるだろう。しかし、少子化の根本的な原因は、長時間労働や非正規雇用といった労働問題、経済格差の問題、男女間の関係性、家族のあり方などを無視して論じることとはできない。経済最優先で、保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「子育て支援政策」は、保護者が仕事と子育てを両立することをより困難にし、子どものメンタルヘルスにもマイナスの影響を与える可能性がある。これまでの保育政策は常にその時代の社会経済状況に左右されてきた。保育政策の拡充が図られている今、出生率、労働力率の増加を目的とした「少子化対策」「労働政策」としてだけではなく、保育を利用する親子の健康や生活を守るための保育のあり方が問われていると言える。

保育の対象に関する政策の変遷をみても、何をもって子どもの健康、あるいは健全育成とするのかは、その時代の社会経済的背景の影響を受けてきたとも考えられる。何が子どもの健康かは、そのときの社

会によって変化するのだとしたら、「子どもの健康」に注目することで、現代の社会問題をより理解することにつながるとも考えられる。今、保育現場で起きている課題を通して見えてくる現代の問題の解決策を考えるには、家族政策や労働政策、社会保障のあり方など、より多様な分野で、より多くの人を巻き込んだ、長期的な視野での議論が必要である。そして、その長期的な視野での議論では、出生率や労働力率といった社会・経済指標だけではなく、子どもたちにどのような保育環境を提供したいのか、どのように育てほしいと願うのか、という視点も大事にされなければいけない。今後も主体的な家族のあり方、労働のあり方を考えながら、保育に関する問題に取り組んでいきたい。

本研究の調査にご協力いただいた対象者のみなさま、関係者のみなさま、今回のシンポジウムで報告する機会をくださったみなさまに心からお礼を申し上げます。

注

(1)厚生労働省：保育所関連状況とりまとめ（平成27年4月1日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098531.html>（2016/09/10 アクセス）

参考文献

- 黒川俊雄他編（1978）『現代の婦人労働第3巻 労働者の生活と家事・育児』労働旬報社
- 小伊藤亜希子他（2005）「帰宅時間の遅延化が子どもの生活に及ぼす影響」『日本家政学会誌』56（11），pp.783-790
- 全国保育団体連合会・保育研究所編（2009）『保育白書 2009年版』ひとなる書房
- 全国保育団体連合会・保育研究所編（2015）『保育白書 2015年版』ひとなる書房

-
- 高島進（2005）『社会福祉の歴史慈善事業・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房
- 高橋種昭他（1985）「延長保育が児童の生活・発達に及ぼす保育効果に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第21集』pp.249-277
- 日本保育学会編（2016）『保育学講座2 保育を支えるしくみ 制度と行政』東京大学出版会
- 平原春好編（2009）『概説教育行政学』東京大学出版会
- 保育行財政研究会編（2002）『市場化と保育所の未来—保育制度改革どこが問題か—』自治体研究社
- 松島富之助他（1970）「長時間保育が児童の心身発達に及ぼす影響に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第5集』pp.113-130
- 望月武子他（1976）「保育所における長時間保育実施上の諸条件に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第11集』pp.121-179
- 横山文野（2003）『戦後日本の女性政策』勁草書房

[すとう まいこ／津田塾大学大学院
／公衆衛生・母子保健]

第 1 部あとがき

Postscript

下地 秀樹

SHIMOJI Hideki

『総合人間学』電子ジャーナル版の刊行は第 7 号（2013 年）から始まり、今年度（2016 年度）で 5 年目となる。

本学会創立 10 周年の区切りに、市販もされる書籍『総合人間学』の体裁を変更することを契機として、電子ジャーナル版も以下のような方針で変更することを、前号（第 10 号）のこの項（あとがき）で予告した。

第一に刊行時期を早め、研究大会から次期研究大会へという学会としての一年度のなかで編集、刊行を完結させることを目標とする。

第二に、編成内容として書籍『総合人間学』に依拠する第一部を廃止し、一般研究論文等による編成にする。

第三に、電子ジャーナル本体の他に別冊を設け、年度内に 3 回ほど、学会内の研究会の成果等を掲載することで、現状以上の発信速度を担保し、研究交流を促す。

ここで「電子ジャーナル本体」と記しているものは、この方針通り、第 11 号を第 12 回研究大会の前の、本年（2017 年）5 月末に刊行する予定である。

第三の別冊刊行については、同じく前号「あとがき」で、次の補足説明をしていた。

研究大会時のメインシンポジウム以外の企画、例えばすでに数年間継続している若手シンポジウムや、大会以外の時期に行われる研究会、談話会等で、各企画者が学会のニュースレターよりも詳細な報告や論文を発信する必要があると判断した場合には、年に 1 冊の電子版のみでは時期として遅くなる公算が大きい。そこで、電子版の別冊を設け、年に 3 回ほどの締め切りを決めて掲載文を重ねていき、電子版本体の刊行に合わせて 1 冊とすることも検討している。

本誌は、「電子ジャーナル本体」の別冊として刊行する最初の試みである。第 11 回大会（2016 年 5 月 21 日、22 日、於 國學院大学渋谷キャンパス）の「学会 10 周年記念フォーラム：この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う」の諸報告と、「若手シンポジウム：〈病〉から考える社会と人間」の諸報告を収めている。

前号では 3 回ほど、つまり別冊 3 冊という予定を記し、さらに具体的な目安として、前者（フォーラム）を第二回目（2 冊目：1 月末頃）、後者（若手シンポ）を第一回目（1 冊目：9 月末から 10 月頃）と述べていたが、これはあくまでも「企画側の事情が許せば」ということである。

前者については、穴見報告にあるように、本年（2017 年）2 月 25 日に延長戦ともいえるべき研究会

が開催される。そこで、本誌をこのタイミングで、第 11 号第 1 部として刊行することにした。

別冊を年度内に 3 冊というのは、将来的な最大目標であり、編集委員会としては、当面は必要に応じて情報発信を重ね、会員間の継続的な研究交流に資することにした。将来的な目標とは、例えば上柿報告が構想するような、小研究会の活性化と、そのためのプラットフォームの一端を担うことではないか、と考えている。

先に述べたように、次の電子ジャーナルは、第 11 号第 2 部として、従来の本体にあたる構成で、5 月末刊行を予定している。

電子ジャーナルはバックナンバーを含め、すべて論文・項目毎にダウンロードできるので、ぜひ活用していただきたい。

最後に、本誌の編集にあたり、本学会編集幹事の岩村祐希氏、本学会 HP 管理担当の吉田健彦氏にご尽力いただいた。ここに記して、心からの感謝の意を表したい。

(2017 年 1 月 31 日)

[しもじ ひでき／立教大学／教育学]

SYNTHETIC ANTHROPOLOGY Vol.11

CONTENTS

PART I

[I] The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum

An Apologia for "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum": Aiming at Our Next 10 years' Action of Synthetic Anthropology	ANAMI, Shinichi	2
Synthetic Anthropology and Methodology of "Intermediate Theory": In response to "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum"	UEGAKI, Takahide	15
An essay on Methodology of Synthetic Anthoropology: Human self-reliance as the key word	HASEBA, Takeshi	32
Considering "Synthesis" from the Practice of Young Researcher Symposium: Sharing questions and Constructing the history of Synthetic Anthropology	OHKURA, Shigeru	42

[II] Young Researcher Symposium

Considering Society and Human beings from 'diseases'	SUZUKI, Tomoko	50
Discrimination among Sexual Minorities in Japan	HORIKAWA, Shuhei	55
Mutual aid in mountain villages against diseases	HAYASHIDA, Tomoyuki	67
Problems in measuring children's health	SUTO, Maiko	78

Postscript

SHIMOJI, Hideki

84

総合人間学 第 11 号第 1 部(電子ジャーナル版)

Synthetic Anthropology Vol.11 Part 1

2017 年

ISSN:2188-1243

発行日 2017 年 1 月 31 日 (第一版)

編集者 総合人間学会編集委員会

発行元 総合人間学会

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学文学部人間学科 太田研究室

web: <http://synthetic-anthropology.org/>

mail: contact@synthetic-anthropology.org